

おおむたの環境

令和7年版



第52回清掃週間 環境ポスター最優秀作品

明治小学校 島内 桃愛さん



大牟田市



大牟田市民憲章

私たちは、三池山と有明の海に抱かれ、
燃ゆる石のふる里に住む大牟田市民です。
私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、
未来にはばたく大牟田の町をきずくため、
この憲章を定めます。
活気ある豊かな町にしましょう。
自然と調和したきれいな町にしましょう。
教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。
親切的な、心あたたかい町にしましょう。
きまりを守り明るい町にしましょう。

制定 昭和 57 年 7 月 21 日

目次

大牟田市の概況	1	2 騒音・振動の状況	46
1 環境部の行政機構と事務分掌等	2	3 騒音・振動規制の取組	47
2 環境部人員配置状況	4	第4節 土壌	49
3 環境部令和6年度当初予算	5	1 土壌汚染対策法に基づく対策	49
4 環境部令和6年度決算	6	2 ダイオキシン類対策	51
		3 農用地対策	52
第1編 環境保全		第5節 化学物質対策（PRTR 制度）	54
第1章 環境保全施策の総合的推進	9	1 PRTR 制度の概要	54
第1節 大牟田市環境基本計画の推進	9	2 集計結果の概要	54
大牟田市第3次環境基本計画の策定	9	第6節 公害健康被害補償	55
第2節 大牟田市地球温暖化対策実行計画	13	第3章 自然環境の保全	56
1 大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）	13	第1節 自然環境の概況	56
2 第3次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	14	第2節 貴重な動植物等	56
第3節 大牟田市環境審議会	18	第3節 自然環境調査及び保全	57
第4節 環境保全協定（公害防止協定）	18	1 自然環境調査	57
第5節 環境学習・啓発	19	2 自然環境の保全	57
1 環境講座の開催	19	環境保全に関する資料	59
2 地球温暖化対策の取組	21	第2編 廃棄物処理	
3 環境月間の取組	21	第1章 ごみ処理事業	75
4 環境学習の支援	22	第1節 処理の現況	75
第6節 苦情・相談	23	1 ごみ量の推移	75
第7節 空き地等の適正管理	24	2 ごみの区分別の量	76
1 除草・剪定の促進	25	第2節 収集・運搬	77
2 啓発活動	25	1 収集・運搬形態	77
第2章 環境の現状と対策	26	2 ごみの区分毎の収集量・自己搬入量	77
第1節 大気環境	26	第3節 中間処理	80
1 大気汚染と環境基準	26	1 可燃性ごみ	80
2 大気汚染の監視体制	27	2 不燃性ごみ	81
3 大気汚染の状況	29	3 資源物	81
4 大気汚染防止対策	34	第4節 最終処分	83
第2節 水環境	37	1 埋め立て処分量	83
1 河川の現況	37	2 埋め立て処分量の推移	83
2 水質汚濁防止対策	40	第5節 ごみ処理原価	84
3 大牟田川関連ダイオキシン類調査	44	第6節 収集運搬及び処分に係る委託業者及び 許可業者（令和7年3月31日現在）	84
第3節 騒音・振動	45	1 委託業者	84
1 騒音・振動と環境基準及び要請限度	45	2 許可業者	85

第7節 広報啓発活動	86	7 公衆便所	107
1 広報冊子、広報誌等による啓発	86	第5章 機材概要	108
2 清掃週間事業	86	1 ごみ関係車両一覧	108
3 まちづくり出前講座	87	2 し尿関係車両一覧	108
4 ごみ減量・市民啓発	87	収集処理実績（令和6年度）	109
第8節 ごみ散乱防止・不法投棄	90	1 ごみ収集・処理体系	109
1 ごみ散乱防止事業	90	2 最近6年間のごみ収集処理実績表	110
2 不法投棄対策	90	3 し尿処理体系	111
第9節 産業廃棄物最終処分場周辺の		4 最近6年間のし尿収集処理実績表	112
モニタリング調査	92	令和6年度大牟田市一般廃棄物処理実施計画	
1 埋立終了している産業廃棄物最終処分場	92	（令和6年4月1日告示）	113
2 モニタリング調査結果	92	大牟田市清掃事業年表	117
第10節 有料指定袋・指定シール制度	94	条例一覧	137
1 有料指定袋・指定シールの仕様	94		
2 有料指定袋・指定シール販売の流れ	95		
3 取扱店の現況	96		
第2章 し尿処理事業	97		
第1節 処理の現況	97		
第2節 収集・運搬	97		
1 し尿	97		
2 し尿収集対象人口比の推移	98		
第3節 中間処理	98		
第4節 し尿処理原価	99		
第5節 収集運搬に係る委託業者及び許可業者	100		
1 し尿収集運搬委託業者	100		
2 浄化槽汚泥収集運搬業許可業者	100		
第6節 浄化槽の整備	101		
1 設置状況	101		
2 管理・指導	102		
3 普及啓発	103		
第3章 施設配置図	105		
第4章 施設概要	106		
1 旧第一清掃事務所	106		
2 大牟田・荒尾RDFセンター			
（大牟田・荒尾清掃施設組合）	106		
3 大牟田市リサイクルプラザ	106		
4 大牟田市第三大浦谷埋立地	106		
5 大牟田市清掃事務所	107		
6 大牟田市東部環境センター	107		

大牟田市の概況

本市は、福岡県の南部に位置し、東に三池山、西に有明海を望む総面積 81.45 k m²のまちです。本市の気候は内陸型気候区に属し、平成 3（1991）年から令和 2（2020）年までの 30 年間の平年値は平均気温 16.5℃、降水量は 1,925.8mm、平均風速 1.9m/s となっています。なお、令和 6 年度の気象観測結果は、62 ページに掲載しています。

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

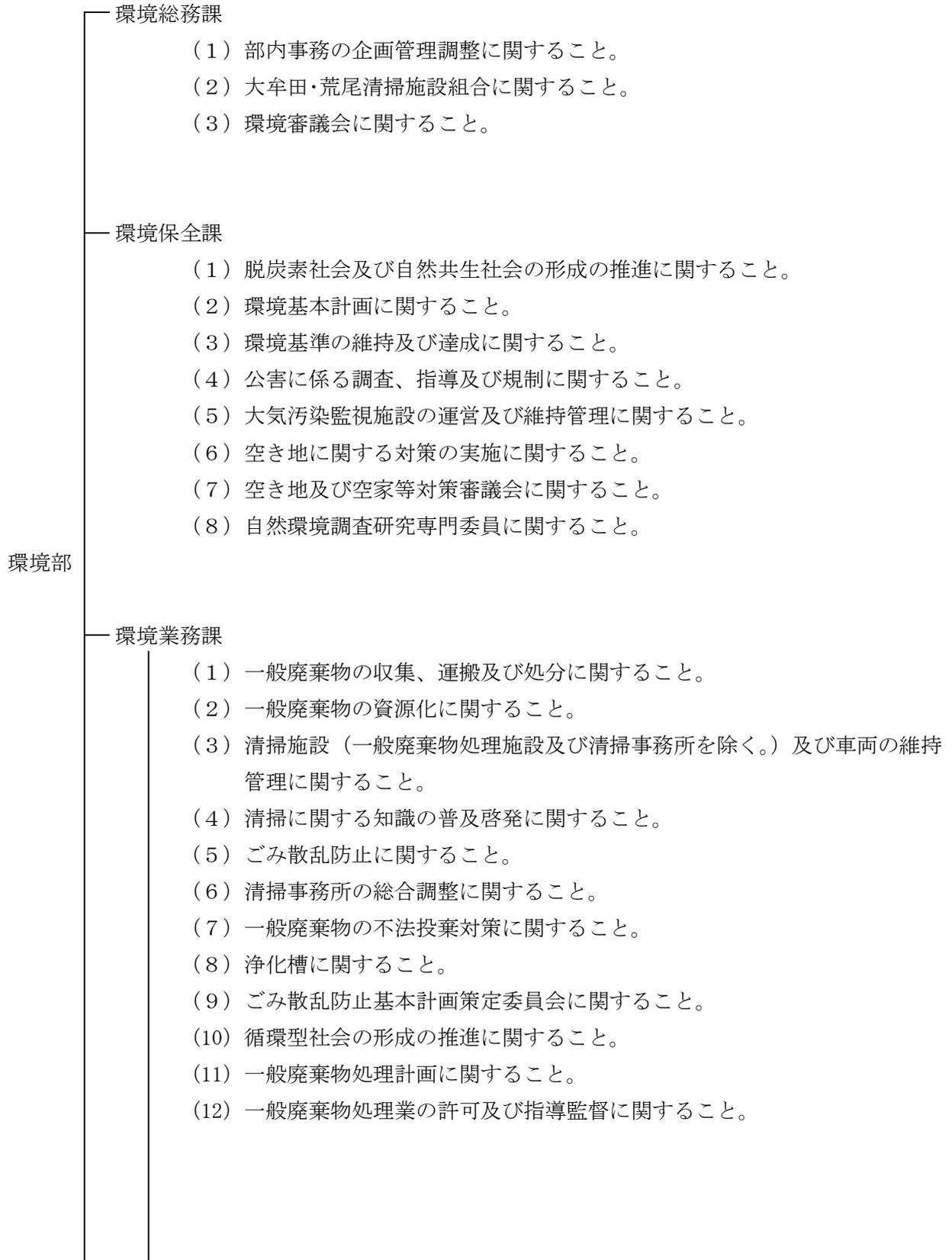
住民基本台帳人口 : 103,759 人
 （男） : 48,367 人
 （女） : 55,392 人
 世帯数 : 54,794 世帯

生活環境指標

項目	現況	備考
上水道 専用水道	給水人口 101,820 人 386 人	98.1%（普及率） （8 か所）
下水道	57,801 人	人口比 55.7%
くみ取り	25,881 人	人口比 24.9%
合併処理浄化槽	17,850 人	人口比 17.2%
単独処理浄化槽	2,227 人	人口比 2.1%
公園	243 か所 122.74ha (11.9 m ² /人)	街区公園 216 か所 19.76ha 近隣公園 4 " 5.50 " 地区公園 2 " 10.10 " 総合公園 2 " 39.80 " 特殊公園 15 " 46.13 " 都市緑地 4 " 1.45 "
道路	国・県道 市道	舗装率 100.0% 98.6%
		※ 道路延長に対して

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

1 環境部の行政機構と事務分掌等



清 掃 事 務 所

- (1) 清掃事務所の管理運営に関すること。
- (2) ごみ収集車両、し尿収集車両及びし尿中継所の維持管理に関すること。

環境施設課

- (1) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

大牟田・荒尾清掃施設組合
(構成：大牟田市・荒尾市)

事 務 局
大牟田・荒尾 RDF センター (可燃ごみの処理)

(令和7年3月31日現在)

2 環境部人員配置状況

環 境 部	部 長	1							
	副部長	1							
	課 名	課長	担当名	主査	職員	再任用 職員	業務 委託者	会計年度 任用職員	
	環境総務課	副部長 事務取扱	管理調整	1	2	1		1	
	環境保全課	1	公害・空き地対策	1	4	2			
			温暖化対策	1	1	1		1	
	環境業務課	1 副課長 1	排出指導			2	1		1
			収納			4	1		2
			浄化槽	1		2	1		
			計画			4			
ごみ減量・資源化推進担当 課長			1		2				
清掃事務所	所長 1	清掃事務所			44	1		2	
		環境施設課	1						
環境施設課	1	リサイクルプラザ	1		3				
		東部環境センター	1		2	1			
計			8	71	9	0	7		

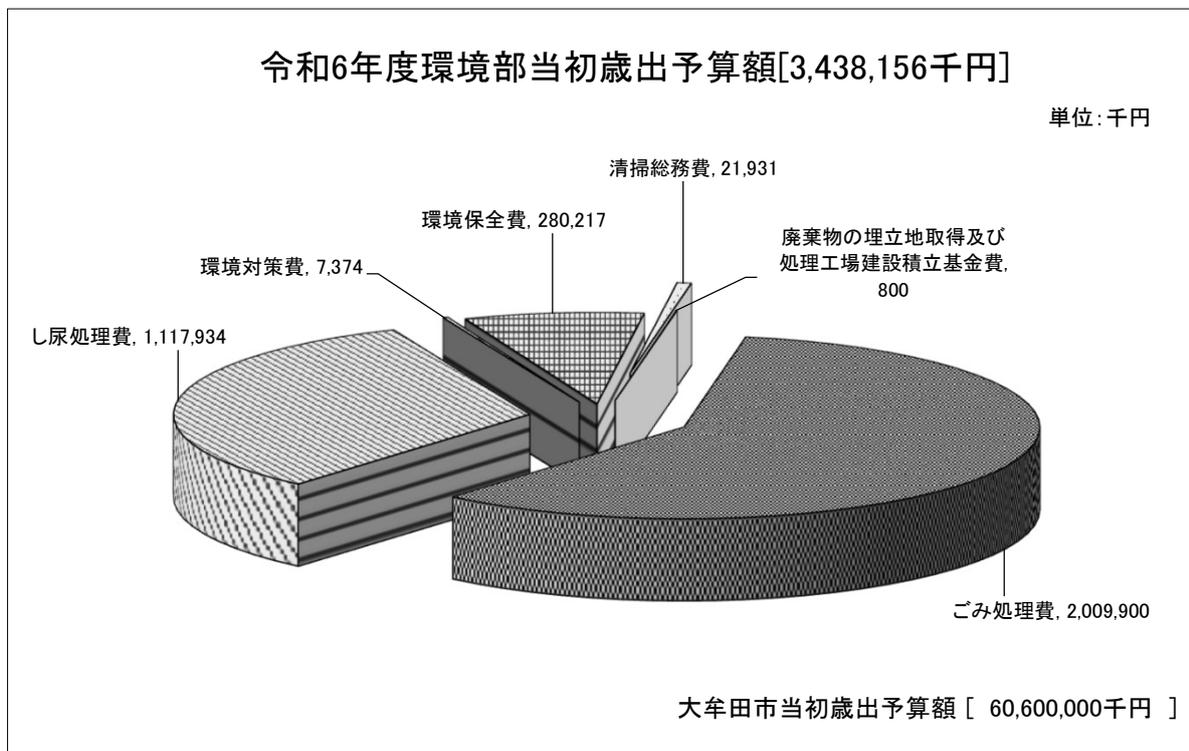
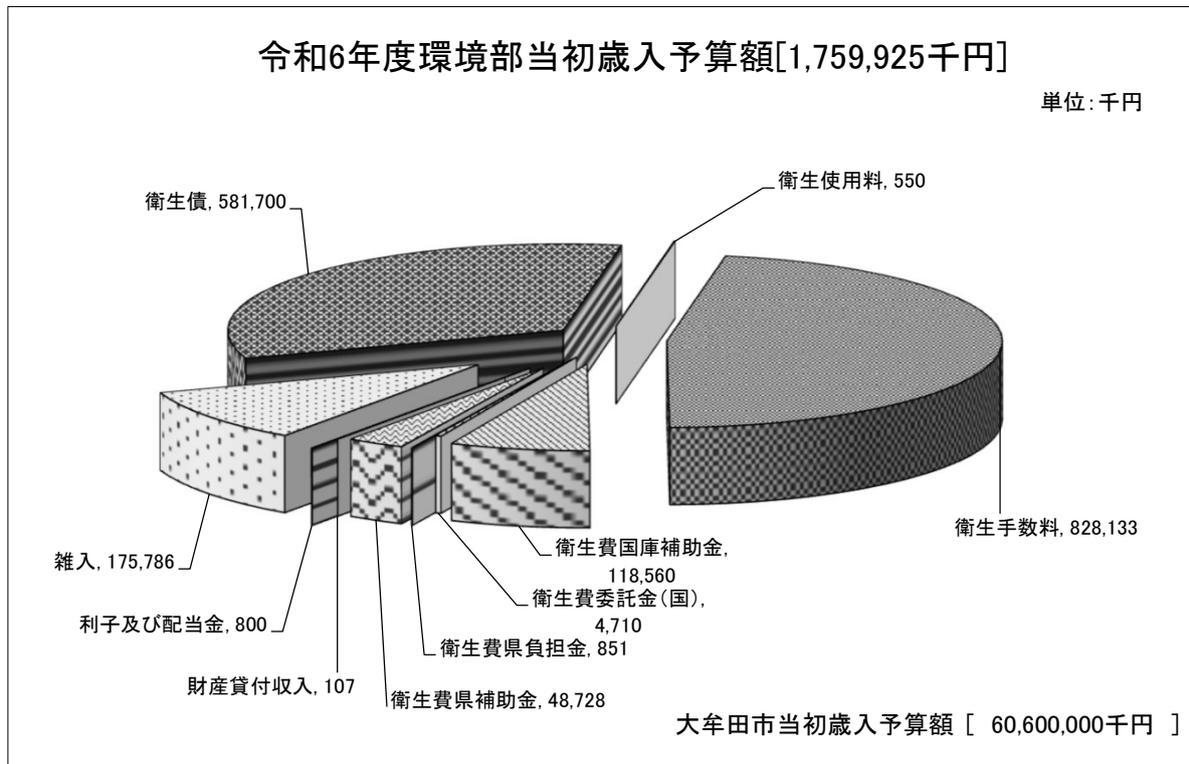
※会計年度任用職員は補助的任用職員を除く

大牟田・荒尾清掃施設組合	事務局	7	(うち兼務 5)
	RDFセンター	6	派遣職員

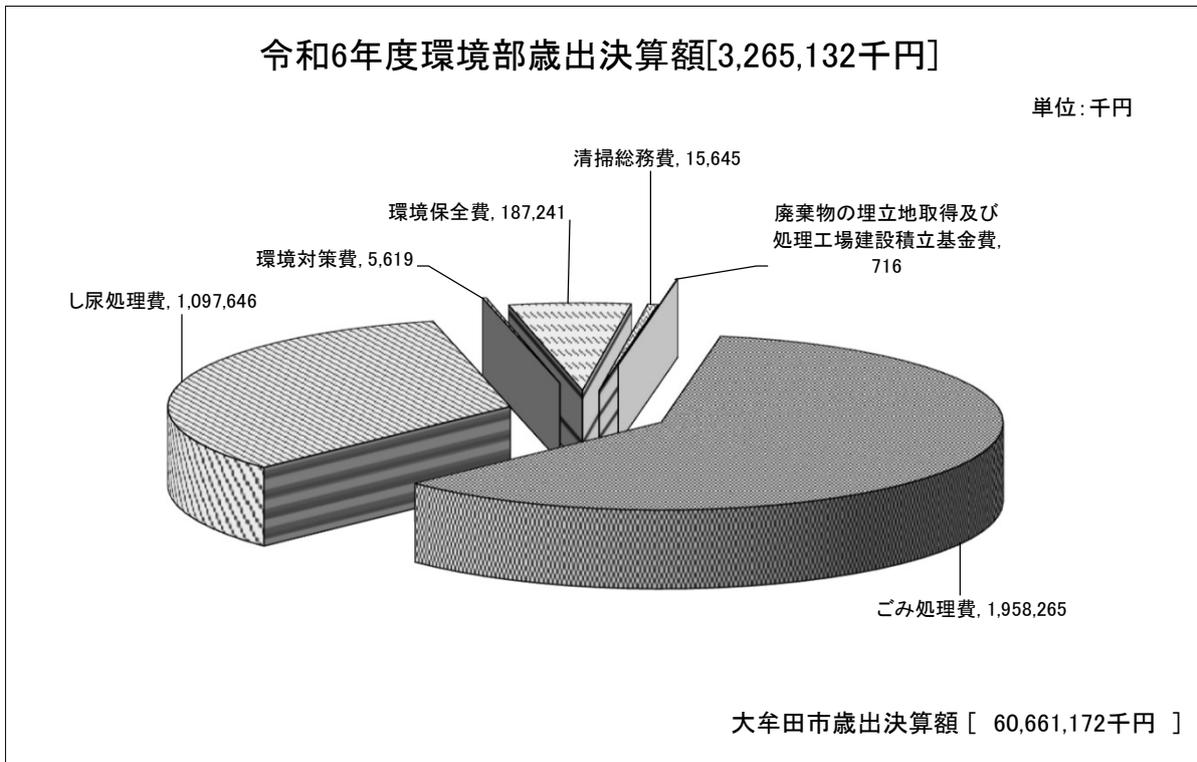
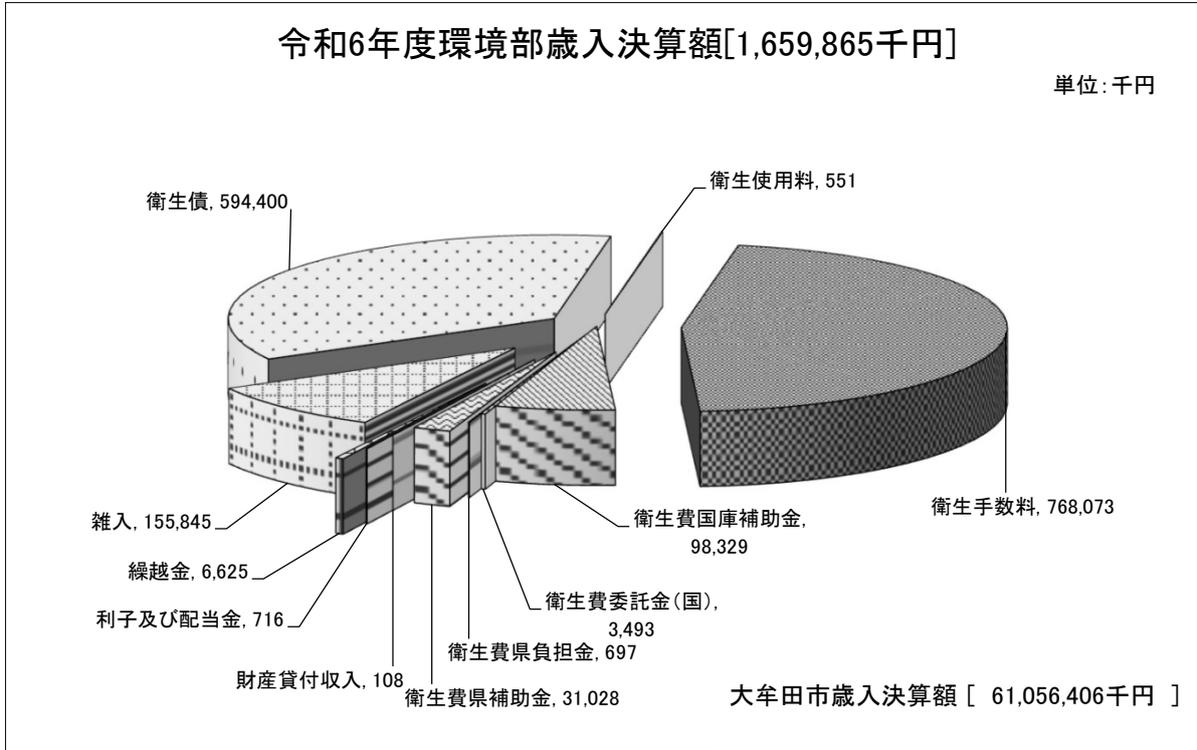
※職員数は大牟田市の人数のみ

(令和7年3月31日現在)

3 環境部令和6年度当初予算



4 環境部令和6年度決算



第1編

環境保全



第1章 環境保全施策の総合的推進

第1節 大牟田市環境基本計画の推進

大牟田市第3次環境基本計画の策定

本市は、平成24年3月に策定した「大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）」の計画の期間が令和3年度をもって終了したことから、市民、市民団体、事業者及び市の協働のもと、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和4年度以降の新たな計画として「大牟田市第3次環境基本計画」を策定しました。

(1) 計画の構成と基本的事項

大牟田市第3次環境基本計画は、平成14年3月に策定した大牟田市環境基本条例に基づいて策定しています。条例に定める記載事項と計画の構成との関係は図1-1-1のとおりです。

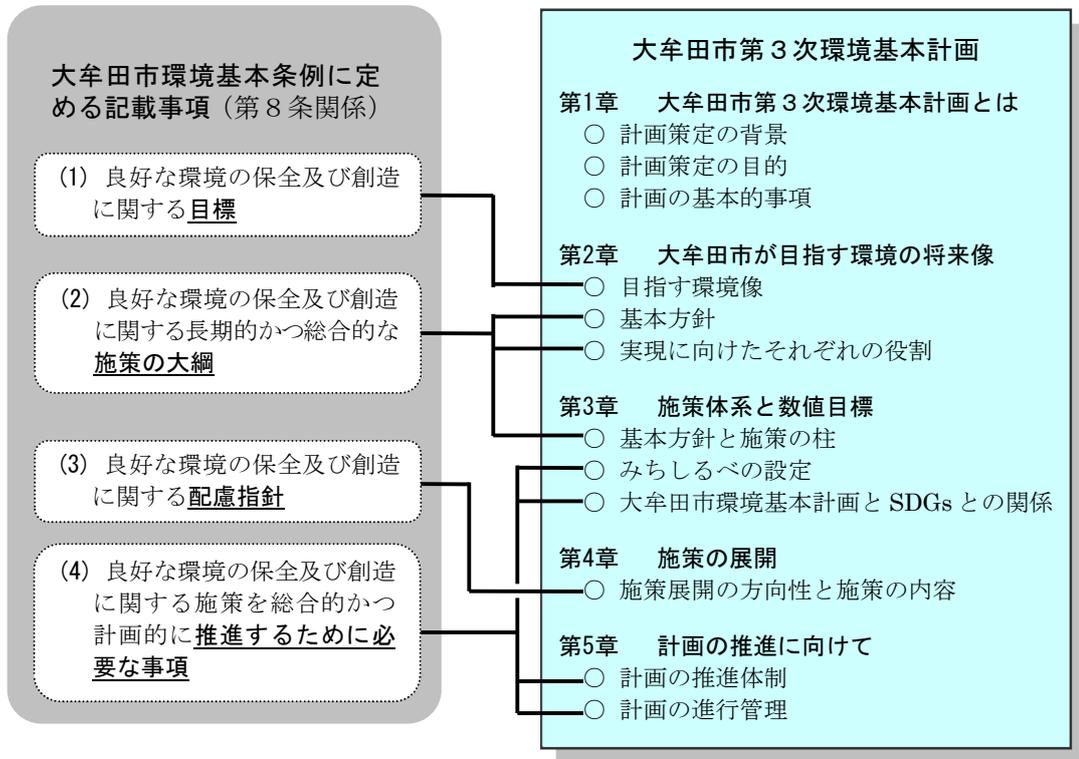


図1-1-1 環境基本条例と環境基本計画の関係

計画の基本的事項は表 1-1-1 のとおりです。

表 1-1-1 環境基本計画の基本的事項

対象期間	2022（令和 4）年度～2031（令和 13）年度の 10 年間
対象地域	大牟田市全域
対象範囲	社会環境、地球環境、自然環境、文化環境及び生活環境の各分野

（2） 目指す環境像、基本方針、分野ごとの基本目標

「豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた」を目指す環境像と位置づけ、その実現に向けた 6 つの基本方針と 21 の分野ごとの基本目標を示しています（図 1-1-3）。

また、基本目標を達成するため 42 の柱となる施策を掲げています。

（3） みちしるべ（数値目標と達成状況）

大牟田市第 3 次環境基本計画では、今後の計画の進行状況を把握するための指標、すなわち目標年度までに達成すべき数値目標と、目指す環境像を達成する上で維持することが望ましい環境の状態の目安となる指標、すなわち毎年達成すべき数値目標をあわせて 10 項目の「みちしるべ」を定めました（表 1-1-2）。

（4） 計画の推進体制

各部局の協議・調整や計画に係る事業及び施策の進捗状況のとりまとめを行うため、庁内各部局長による横断的組織として、「大牟田市環境基本計画推進会議」を設置しています（図 1-1-2）。

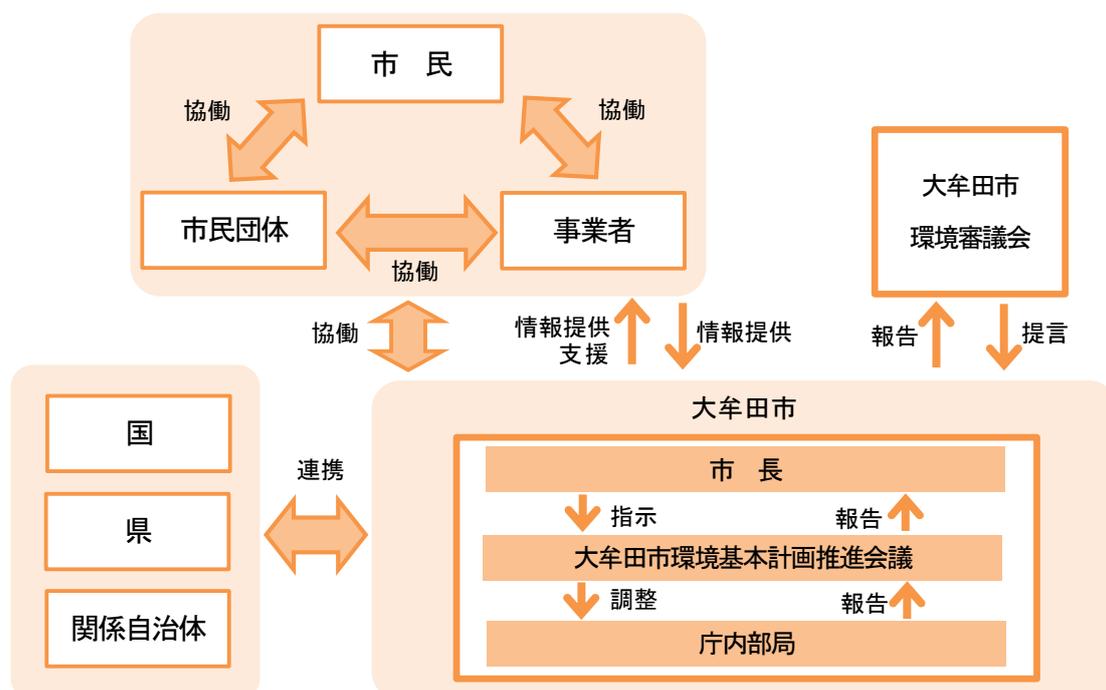


図 1-1-2 環境基本計画の推進体制

【基本方針と分野ごとの基本目標】

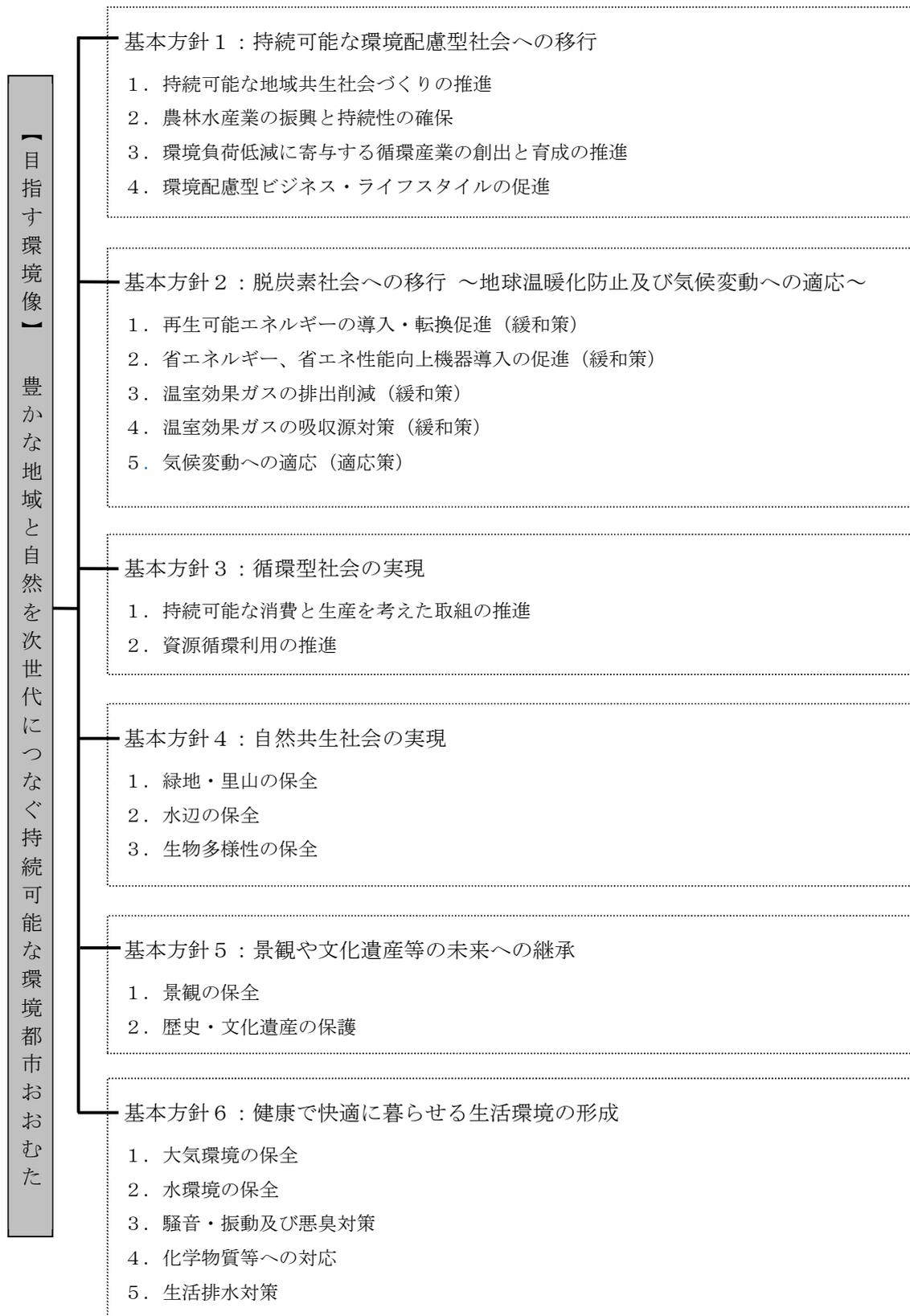


図 1-1-3 目指す環境像と 6 つの基本方針、21 の基本目標

表 1-1-2 みちしるべ（数値目標）

基本方針	みちしるべ	基準値	目標値
持続可能な環境配慮型社会への移行	○公共交通による人口カバー率の維持	81.3 % (平成 27 年度)	81.3 %
	○環境活動団体数	17 団体 (令和 3 年度)	20 団体
	●環境学習講座などの開催回数	245 回 (令和元年度)	300 回
脱炭素社会への移行	○家庭部門の CO ₂ (二酸化炭素) 排出量の削減率	193 千 t-CO ₂ (平成 25 年度)	66.0 %
循環型社会の実現	○燃えるごみ (家庭系と事業系の合計) 排出量の減量	31,887t/年 (平成 30 年度)	25,440t/年
	○リサイクル (再生利用) 率の向上	10.6 % (平成 30 年度)	15.9 %
自然共生社会の実現	●市内で確認できる絶滅危惧種の種数	131 種 (令和元年度)	131 種
	○都市計画区域内の緑地面積	4,294.0 ha (平成 29 年度)	4,294.0 ha
来遺景 への産観 の等や 継承の文 承未化	●世界遺産価値の理解度	78.8 % (令和 3 年度)	80.0 %
形成に健康 生活暮らし 環境で のせる適	○水洗化率・生活雑排水処理率	65.9% (令和元年度)	78.4 %

※ 各みちしるべの○印は、目標年度までに達成すべき数値目標であり、●印は毎年達成すべき数値目標

第2節 大牟田市地球温暖化対策実行計画

1 大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

大牟田市第3次環境基本計画では、本市が目指す環境像を「豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な環境都市おおむた」と定め、その実現に向けた基本方針の一つとして『脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～』を掲げています。

令和5年3月、この基本方針の実現に向けた施策・対策を推進するための実施計画の一つとして大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

この実行計画（区域施策編）では、大牟田市全域から排出されている温室効果ガスの総量を推計するとともに、市内全域における削減目標及び業務・その他部門、家庭部門、運輸部門の3部門における削減目標を掲げています。

（1）計画の諸元

大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、本市域から排出される温室効果ガスの総量を推計するに当たり、表1-2-1のように諸元を設定しました。

表 1-2-1 計画の諸元

対象地域	大牟田市全域
対象部門・分野	産業部門（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）、業務・その他部門、家庭部門、運輸部門（自動車、鉄道）、エネルギー転換部門、工業プロセス分野、廃棄物部門の7つの部門・分野
対象期間と目標年	対象期間：2022（令和4）年度～2031（令和13）年度の10年間 基準年：2013（平成25）年度 目標年：2030（令和12）年度
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質とし、二酸化炭素量に換算して扱う

（2）計画の目標

本計画における、市内全域から排出される温室効果ガスの削減目標は、平成25年度を基準年として、令和12年度における排出量を46%削減することとします。

また、令和12年度における排出量を、業務・その他部門、家庭部門、運輸部門の3部門合計で50%削減することとします（表1-2-2）。

表 1-2-2 各部門の削減目標

	削減目標
3部門の合計	50 %
業務・その他部門	51 %
家庭部門	66 %
運輸部門	35 %

(3) 温室効果ガス排出量の基準値と目標値

本市の温室効果ガス排出量の基準値と目標値は表 1-2-3 のとおりです。

表 1-2-3 温室効果ガス排出量の基準値及び目標値

			平成 25 年 (基準値) (千 t-CO ₂ /年)	令和 12 年 (目標値) (千 t-CO ₂ /年)
二酸化炭素	産業部門	製造業	659	
		農林水産業 ・建設業・鉱業	12	
	業務・その他部門		227	111.2
	家庭部門		193	65.6
	運輸部門	自動車	208	146.2
		鉄道	9	
		船舶	9	
	エネルギー転換部門		140	
	工業プロセス分野		14	
	廃棄物分野	一般廃棄物	15	
メタン		0.4		
一酸化二窒素		4.9		
フロン等 4 ガス		1.4		
合計		1,493	基準年の 46%削減	

※ 業務・その他部門、家庭部門、運輸部門の 3 部門以外は、目標値を設定していない

※ 合計は、小数点以下を四捨五入して算出している

2 第 3 次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 の規定に基づく地方公共団体実行計画として、本市は、平成 24 年度に「大牟田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

令和 3 年度をもって、その計画期間が終了したことから、令和 4 年度以降の新たな計画として対象範囲に大牟田・荒尾清掃施設組合の事務事業を加え、本市と大牟田・荒尾清掃施設組合が共同で計画(事務事業編)を策定しました。

(1) 計画の諸元

第 3 次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の諸元は表 1-2-4 のとおりです。

表 1-2-4 計画の諸元

対象期間と目標年	対象期間：2022（令和4）年度～2031（令和13）年度の10年間 基準年：2013（平成25）年度 目標年：2030（令和12）年度
対象範囲	市長部局：庁舎、施設・設備、公園、墓地、公用車など 消防本部：庁舎、施設・設備、公用車など 企業局：庁舎、施設・設備、公用車など 教育委員会：庁舎、学校、中学校給食センター、公用車など 一部事務組合：施設・設備、公用車など ※市議会事務局及び各委員会事務局は、市長部局に含めて扱う ※指定管理者制度適用施設も原則として対象範囲に含める ※道路の街路灯、市営住宅など住居用の施設、地方独立行政法人大牟田市立病院などが使用する施設等は対象外
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類とし、二酸化炭素量に換算して扱う
温室効果ガス以外の項目	廃棄物、紙の使用量、水道使用量

(2) 計画の目標

本計画の取組期間は2031（令和13）年度までですが、それぞれの目標は2030（令和12）年度までに達成することを目指します（表1-2-5）。

表 1-2-5 取組項目ごとの目標

項目	評価方法	基準年	目標
温室効果ガス排出量	二酸化炭素換算値として評価	平成25年度	50%削減
廃棄物排出量	事業所用燃えるごみ袋の購入量として評価		8%削減
コピー用紙使用量	コピー用紙の購入量として評価		100%
再生紙使用率	コピー用紙購入量に占める再生紙の比率として評価		8%削減
水道使用量	上水道使用量として評価		

(3) 取組項目ごとの進捗状況

目標は、令和12年度までの達成を目指していますが、コピー用紙使用量及び水道使用量は、目標を達成しています。

再生紙使用率は、あと少しで達成ですが、温室効果ガスと廃棄物排出量は、まだ目標と大きく離れている状況です。

項目ごとの進捗状況を表1-2-6に示します。

表 1-2-6 取組項目ごとの進捗状況

項目 (単位)	平成25年度 (基準年)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (3年目)	令和6年度の 基準年度比
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) ¹⁾	10,323 (基準値)	9,871	10,326	±0%
廃棄物排出量 (kg ²⁾)	68,882 (基準値)	119,784	83,700	+21%
コピー用紙使用量 (千枚 ³⁾)	12,148 (基準値)	12,738	11,120	△8.4%
再生紙使用率 (%)	88 (基準値)	92	96	+8.0ポイント
水道使用量 (m ³)	242,697 (基準値)	213,862	212,293	△13%

- 1) 比率等の計算過程においては、データを kg-CO₂ 単位で取り扱っているため計算が合わないことがある
 2) ごみ袋の1包は 62kg に換算
 3) A4・B5：1箱=2,500枚 B4：1箱=5,000枚 A3：1箱=3,000枚としてA4に換算
 4) 小数点以下を四捨五入しているが、10%未満の比率等については便宜上、小数第一位（小数第二位を切り捨てた値）まで表示している

(4) 温室効果ガスの排出量

ガスの種類ごとの排出量を表 1-2-7 に示します。

表 1-2-7 温室効果ガス別の排出量 (単位：t-CO₂)

温室効果ガス	平成25年度 (基準年)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (3年目)	令和6年度の 基準年度比 (%)
二酸化炭素	9,484 [92]	9,149 [93]	9,646 [93]	+1.7%
メタン	355 [3.4]	268 [2.7]	289 [2.8]	△19%
一酸化二窒素	480 [4.6]	451 [4.5]	388 [3.8]	△19%
ハイドロフルオロ カーボン	4 [0.0]	3 [0.0]	3 [0.0]	△25%
総排出量	10,323 [100]	9,871 [100]	10,326 [100]	±0%

- ※ 表中角括弧 [] 内は総排出量に占める各温室効果ガスの割合 (%)
 ※ 一般的に二酸化炭素は主に電力に由来しメタン・一酸化二窒素は主に廃棄物の処理に由来、ハイドロフルオロカーボン は自動車の使用に由来する
 ※ 比率等の計算過程においては、データを kg-CO₂ 単位で取り扱っているため計算が合わないことがある
 ※ 小数点以下を四捨五入しているため合計が合わないことがある また、10%未満の比率等については便宜上、小数第一位（小数第二位を切り捨てた値）まで表示している

エネルギーの使用量など、温室効果ガスの排出の原因となる発生源別の推移を表 1-2-8 に示します。

表 1-2-8 発生源別の排出量

(単位：t-CO₂)

発生源	平成 25 年度 (基準年)	令和 5 年度 (2 年目)	令和 6 年度 (3 年目)	令和 6 年度の 基準年度比 (%)
電気	7,145 [69]	7,565 [77]	7,941 [77]	+11%
重油	575 [5.6]	533 [5.3]	581 [5.6]	+1.0%
灯油	449 [4.3]	308 [3.1]	321 [3.1]	△29%
13A (都市ガス)	120 [1.2]	298 [3.0]	359 [3.4]	+199%
L P G	626 [6.1]	103 [1.0]	99 [0.9]	△84%
下水道終末処理場・し 尿処理施設・浄化槽等	817 [7.9]	710 [7.1]	669 [6.4]	△18%
自動車・船舶等	590 [5.7]	354 [3.5]	356 [3.4]	△40%
うち、ガソリン	300 [2.9]	204 [2.0]	206 [1.9]	△31%
うち、軽油	274 [2.7]	138 [1.3]	139 [1.3]	△49%
うち、台数・走行 距離	16 [0.2]	12 [0.1]	11 [0.1]	△31%
総排出量	10,323 [100]	9,871 [100]	10,326 [100]	±0%

※ 表中角括弧 [] 内は総排出量に占める各温室効果ガスの割合 (%)

※ 小数点以下を四捨五入しているため合計が合わないことがある また、10%未満の比率等については便宜上、小数第一位(小数第二位を切り捨てた値)まで表示している

(5) まとめ

令和 6 年度の温室効果ガスの総排出量は、基準年度(平成 25 年度)との比較では、ほとんど変化がなかったが、前年度(令和 5 年度)との比較では、4.4%の増(令和 5 年度:9,871→令和 6 年度:10,326 t-CO₂)となりました。

発生源別での構成比率が約 77%と最も高い電気由来の温室効果ガス排出量が、前年度との比較で約 5%増加(令和 5 年度:7,565→令和 6 年度:7,941 t-CO₂)したことが、影響しています。

また、都市ガスにおいて、排出量が前年度との比較で 20%増えた(令和 5 年度:298→令和 6 年度:359 t-CO₂)

主な要因は、市民体育館が総合体育館として整備され、冷暖房設備の導入が図られたことによります。

第3節 大牟田市環境審議会

大牟田市環境審議会は、市長の諮問に応じ、本市の環境の保全に関する基本的な事項を調査審議する機関です。大牟田市環境審議会条例に基づき平成7年3月に設置し、現在、学識経験者や各種団体代表者等からなる委員で構成されています。

令和6年度は、審議会は開催しておりません。

第4節 環境保全協定（公害防止協定）

環境保全協定（公害防止協定）は、地域の環境の保全を図るために、事業者と行政又は地域住民との間で締結されるものです。本市は、昭和46年の「市内既存主要8社の公害防止に関する協定（統一協定）」を始め、現在16件の協定を締結しています（表1-4-1）。

表1-4-1 市が締結している環境保全協定等（公害防止協定）（令和7年3月31日現在）

事業所名	他の締結者	協定等締結年月日	最終変更締結年月日	備考
日本コークス工業㈱ 三井化学㈱ 三池製錬㈱ デンカ㈱ ㈱三井三池製作所 エスジーケミカル㈱	—	S46. 4. 24	H16. 4. 1	統一協定（三井化学㈱←旧三井東圧化学㈱、三池製錬㈱←旧三井金属鉱業㈱、エスジーケミカル㈱←旧三井コークス㈱、九州電力㈱はH16. 4. 1施設廃止に伴う解約、三井塩業㈱は操業なし、日本コークス工業㈱←H21. 4. 1三井鉱山㈱商号変更、デンカ㈱←H27. 10. 1電気化学工業㈱商号変更）
KMアルミニウム㈱ ㈱三池火力発電所 (三池発電所)	福岡県 熊本県 荒尾市	S48. 9. 13	H29. 3. 31	KMアルミニウム㈱←H27. 10. 1九州三井アルミニウム工業㈱商号変更←旧三井アルミニウム工業㈱承継 ㈱三池火力発電所←㈱シグマパワー有明から承継←三池火力発電所㈱から承継
五興化成工業㈱	—	S49. 4. 8	—	
三井金属鉱業㈱機能粉事業部 三池レアメタル工場 日本イットリウム㈱九州工場	—	S49. 8. 1	H13. 1. 1	旧三井金属鉱業㈱ 旧三金特殊塗料㈱
三池製錬㈱	福岡県 熊本県 荒尾市	S50. 10. 23	S62. 1. 27	旧三井金属鉱業㈱
㈱シグマパワー有明 (三川発電所)	福岡県 熊本県 荒尾市	S56. 9. 18	H27. 5. 1	旧三井石炭鉱業㈱から承継
大牟田電子工業㈱	—	S59. 5. 14	—	
昭和アルミニウム缶㈱	—	H 9. 6. 12	—	
全農エネルギー㈱有明石油基地	—	H11. 4. 19	H16. 4. 1	旧全国農業協同組合連合会
大牟田リサイクル発電㈱	—	H13. 3. 28	—	
ダイスタージャパン㈱	—	H14. 10. 1	—	
西九大運輸倉庫㈱	—	H20. 5. 14	—	
田村㈱	—	H21. 3. 5	—	
三光㈱	—	H24. 2. 1	—	
さぼんどのの㈱	—	H29. 8. 1	—	
(株)シグマパワー有明 (大牟田第一発電所・第二発電所)	—	R元. 8. 27	—	

第5節 環境学習・啓発

本市では、学校や社会教育機関、環境活動団体等と連携しながら、親子環境講座や市民・事業者等への啓発事業を行っています。

1 環境講座の開催

(1) 市役所職員出前講座

座学型だけでなくクイズや作業を伴う参加型・体験型の出前講座を実施しています。令和6年度は、延べ4件の講座を実施し、延べ115人が環境問題について学習しました(表1-5-1)。

表 1-5-1 市役所職員出前講座の実績 (令和6年度)

No.	講座名	内容	件数	受講者数
68	空き地や空家等の適正管理～みんなで真剣に向き合いましょう～	自分でできる空き地・空家等対策や管理のポイントを紹介します。	0	0
91	エコキャンドルづくり (小学5年生以上)	天ぷら油を再利用してオリジナルエコキャンドルを作ります。	0	0
92	なっとく！ 省エネで地球も財布もにっこり	クイズやグループワークを通してお得な省エネのポイントを紹介します。	0	0
93	おおむたの環境 ～「くうき」と「みず」～	大牟田の公害の歴史を振り返り、現在の環境状況について紹介します。	0	0
94	川をきれいにするには？ ～川が汚れる原因から学ぶ～	簡単な実験やクイズを通して、川が汚れる原因について学びます。	2	69
95	川にすむ小さな生きものから水質を調べよう	川にすむ生きものの種類や数を調べることで川の汚れ具合を判定します。	2	46
合計			4	115

※ No. は「令和6年度版市役所職員出前講座」の講座メニューのNo.を示す

(2) 巨木を巡るバスハイク

本市の古称「三池」の名前の由来には様々な伝承があります。本市では、ツガニ伝説がよく知られているところですが、日本最古の歴史書の一つ『日本書紀』には、三池の名前の由来として巨木伝説が記されています。

本市はこの巨木伝説にちなみ、市内の巨木を観察して回ることで身近な自然に親しむ「巨木を巡る」バスハイクを平成26年度から実施しています(令和2年度から令和5年度までコロナ等のため実施していません)。

5年ぶりの開催となった平成6年度は、11月9日に開催し、参加者15人が終日かけて市内6か所の巨木を鑑賞しました。環境活動団体の大牟田生物愛好会(嶋田雅俊会長)にガイドとして協力していただいた他、普光寺の中川原住職、土穴のエノキの所有者の前原氏にも樹木にまつわる貴重なお話をいただきました。

(3) ほたる探偵団

水辺環境のシンボルであるホタルを通して、水環境や自然環境の大切さを広く市民に啓発することを目的に、大牟田市企業局と連携し、毎年、ホタルを見つけて連絡してもらった人をほたる探偵団に登録し、団員証とバッジを贈る事業を実施しています。

通報があったホタル発見情報はホームページで紹介しています。

(ホーム>分類から探す>くらし・環境>環境保全>自然共生社会の推進>各年度のホタル情報)

令和6年度は、通報件数23件、新規団員登録者数13人でした。昭和63年発足時からの累計では、通報件数996件、団員登録者数775人となりました。

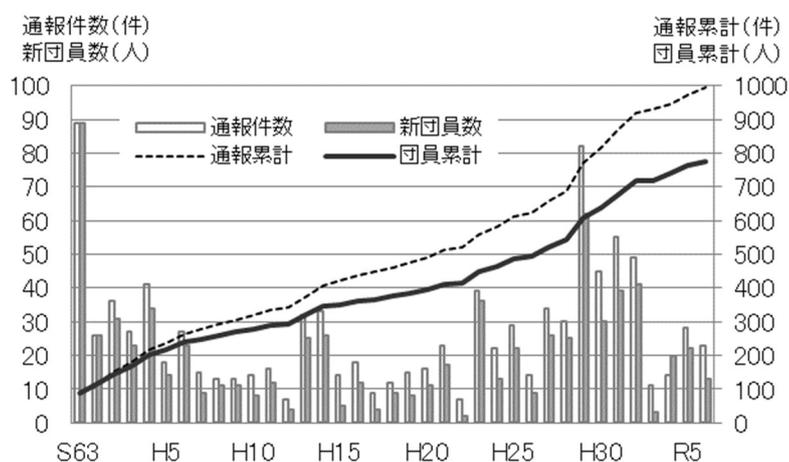


図 1-5-1 通報件数及び団員数

(4) ホタル観察会

例年、本市のホタルの発生がピークを迎える5月下旬前後、市内各地でホタル観察会が開催されます。リフレスおおむたが主催して四ヶホタルの里で開催された観察会(5月18日)には、28名が参加し、環境保全課職員が講師としてホタルの解説を行いました。

(5) スターウォッチング(星空観察会)

星空の観察という身近な方法を通して大気環境保全への関心を高めてもらうことを目的に、昭和63年度からスターウォッチング(星空観察会)を実施しています。

例年、リフレスおおむた主催の星空観察会において、^{ひかりがい}光害について学んだあと、星空の観察会を行っています。令和6年度は秋と冬に実施しました。

表 1-5-2 スターウォッチングの日程と内容

季節	秋	冬
開催日時	令和6年10月4日(金)	令和7年1月24日(金)
天気	曇り	雨
観察内容	土星、アンドロメダ座	金星、火星、木星を観察した
天の川の観察	×	×
肉眼による判定	未実施	未実施
デジカメによる判定	未実施	未実施
参加人数	11人	2人

(6) 関川・諏訪川流域会議（広域連携の取組）

諏訪川は、本市及び熊本県の南関町、荒尾市を流れる市内最大の河川です。熊本県側では関川と呼ばれています。流域の南関町、荒尾市、大牟田市では、「関川・諏訪川流域会議」を設置し、流域住民への啓発を行い、同河川の環境保全に努めています。

令和6年度は、川や海の水生物観察を通して水環境保全について考える啓発事業として「生物教室」及び「ひがたの生物教室」の開催を企画しました。なお、「ひがたの生物教室」は雨天のため中止となりました（表 1-5-3）。

表 1-5-3 啓発事業の日程と内容

	取組項目	実施日	場 所	内 容	参加人数
1	生物教室	7月26日(金)	荒尾市上井手 岩本橋	河川に生息する生物や水質を調査し、環境保全や生活排水対策の意識を高める	13人
2	ひがたの生物教室	7月15日(月) 雨天のため中止	荒尾市蔵満 荒尾干潟	干潟の生物調査を通して、環境保全や生活排水対策の意識を高める	—



生物教室（生物採取）



生物教室（同定作業）

2 地球温暖化対策の取組

(1) おおむたエコタウンフェアへの出展

おおむたエコタウンフェア（10月27日）にブースを出展し、「エコクイズ」や「手回し発電体験」を通して、地球温暖化に関する問題や省エネ行動について周知啓発を行いました。

また、環境の取組を推進する九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」の紹介とダウンロードの促進も行いました。



手回し発電体験

(2) 福岡県地球温暖化防止活動推進員との連携

福岡県地球温暖化防止活動推進員は、福岡県の委嘱を受けて地域の地球温暖化対策のために啓発活動を行っています。本市では、1名の推進員が活動しています。

3 環境月間の取組

6月の環境月間には、行政だけではなく環境活動団体や事業者も取組を企画されています（表

1-5-4)。本市はこれらの取組について広く把握に努め、広報おおむたやホームページで紹介するなどエコ活動の普及啓発を行っています。

表 1-5-4 令和6年度に紹介した取組

名称	主催者
クリーンアップ！延命公園	おおむた環境ネットワーク 有明・里山を守る会 はやめにここにこ会
6月定例観察会「清水山（みやま市）」	大牟田生物愛好会
定例延命公園清掃	はやめにここにこ会

4 環境学習の支援

(1) 学校教育との連携

毎年、小学5年生を対象に、環境学習用副読本「環境たんけんの旅」を配布しています。

また、「市役所職員出前講座」や「ESDにおける環境教育への支援」などを通して、ゲストティーチャーの派遣や資機材の手配、貸出しなど学校と連携した児童への環境啓発に努めています。



(2) 持続可能な開発のための教育（ESD）における環境教育の支援

本市は、環境教育をテーマとしたESDに取り組んでいる公立小学校等の支援を行っています（表 1-5-5）。

令和6年度は、市の職員等が講師として、小学校2校でグループワークや野外学習を行いました。

野外学習では、諏訪川の上流から下流をたどり底生生物や水質の調査を通して、川の汚れ具合を判定しました。



諏訪川の生き物探しの様子



生き物の同定



透視度計での水質調べ

表 1-5-5 ESDにおける環境教育の支援実績

実施校・学年	実施日	授業内容	支援内容
駛馬小学校 4年生	9月30日	野外体験学習：諏訪川の上流、中流の生物調査。上流、中流、下流の水質調査。河口部の観察。生活排水について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> 講師の派遣 生物調査及び水質調査の指導 貸切バスの手配 現地での安全確保など
玉川小学校 4年生	9月17日	野外体験学習：諏訪川の上流、中流の生物調査。上流、中流、下流の水質調査。河口部の観察。生活排水について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> 講師の派遣 生物調査及び水質検査の指導 貸切バスの手配 現地での安全確保など

(3) 環境学習機材の貸出し

環境学習及び環境保全活動の支援を目的に、環境学習機材の貸出しや供与を行っています(表 1-5-6)。令和 6 年度は水質観察機材 5 件及び騒音測定機材 1 件の利用がありました。

表 1-5-6 環境学習機材一覧

分類	区分	機材名
水質観察機材	貸出し	透視度計、アミ、バット、バンジウ、虫眼鏡、水温計、温度計、ロープ付バケツ、バケツ、ビーカー
	供与	パックテスト (COD)
騒音測定機材	貸出し	騒音計

(4) こどもエコクラブの活動支援

本市は、こどもエコクラブ地域事務局として、こどもエコクラブの活動を支援しています。こどもエコクラブとは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。

本市では、4つのこどもエコクラブが活動しています(表 1-5-7)。

表 1-5-7 こどもエコクラブ一覧

エコクラブ名	クラブの種類
明治幼稚園	幼稚園・保育園
ニコニコTMT	家族・親戚
こどもnhkたんけんたい	家族・親戚
認定こども園たから幼稚園こどもエコクラブ	幼稚園・保育園

第6節 苦情・相談

令和 6 年度の苦情件数は、全体で 139 件、うち典型 7 公害に関するものが 117 件と 84%を占めました。種類別にみると、表 1-6-1 に示すように、大気汚染に関する苦情が最も多く、その大半は野外焼却によるもので、次いで、廃棄物の不法投棄に関する苦情が多くありました。

なお、匿名の上、立会いを拒む申立人もあり、苦情の事案が確認できないものもありました。

発生源別にみると、表 1-6-2 に示すように、個人・その他が大半であり、事業所では、建設業が 10 件で最多でした。

苦情・相談に関しては、市民生活に密着した問題として、迅速な対応に努めています。

表 1-6-1 種類別苦情件数の推移 (単位：件数)

区分	合計	典 型 7 公 害								計	廃棄物 投棄	その他
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭				
件 数	R2	188	110	2	0	10	2	0	11	135	53	0
	R3	203	106	3	0	13	3	0	20	145	58	0
	R4	165	84	7	0	13	1	0	17	122	43	0
	R5	119	65	5	0	14	3	0	9	96	23	0
	R6	139	100	5	0	7	1	0	4	117	22	0

表 1-6-2 令和 6 年度苦情件数と発生源の状況 (単位：件数)

発生源	公害の種類	計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他
発 事 業 所 源	農業, 林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	10	8	0	0	1	0	0	0	1	0
	製造業	4	0	2	0	2	0	0	0	0	0
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業, 郵便業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	卸売業, 小売業	3	0	0	0	1	0	0	1	1	0
	金融業, 保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業, 物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学術研究, 専門・ 技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊業, 飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活関連サービス 業, 娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育, 学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療, 福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人・その他	119	92	3	0	2	0	0	2	20	0	
計		139	100	5	0	7	1	0	4	22	0

第 7 節 空き地等の適正管理

本市における空き地の雑草等に関する所有者等への指導は、昭和 63 年から「大牟田市空き地の美化に関する指導要綱」、平成 6 年 6 月 30 日以降は「大牟田市空き地等の雑草等の除去に関する条例」に基づいて行ってきました。

平成 28 年度には、新たに「大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例」を制定（これに伴い大牟田市空き地等の雑草等の除去に関する条例は廃止）し、平成 29 年度からは空き地・空家等の雑草の繁茂や立木竹のはみ出しなどについて指導を行っています。

過去 5 年間の雑草・立木竹に関する苦情件数及び解決数を 表 1-7-1 に示します。

令和 6 年度は、相談件数が増加する中であっても前年と同水準の解決率につながりました。

表 1-7-1 雑草等苦情件数及び実績 (単位：件)

内訳 年度	総数	うち、			解決数 (解決率)	
		条例適用数	空き地	空家等		
R2	470	310	195	115	258	(83%)
R3	563	348	225	123	291	(84%)
R4	544	315	204	111	259	(82%)
R5	738	376	229	147	331	(88%)
R6	795	404	260	144	351	(87%)

1 除草・^{せんてい}剪定の促進

空き地及び空家等の所有者等の自発的な草木等の除去を支援するために、刈払機^{かりはらいき}(肩掛け式草刈り機)の無料貸出しや除草剪定業者の紹介を行っています。

過去5年間の刈払機の貸出し件数及び延べ貸出し台数を表 1-7-2 に示します。

表 1-7-2 刈払機貸出し実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
貸出し件数	241	254	236	214	222
延べ貸出し台数	259	282	260	233	240



刈払機 (草刈り機)

2 啓発活動

環境イベント等の会場で、パネルの展示を行うなど、空き地・空家等の適正管理について周知・啓発に取り組んでいます。

また、市職員出前講座にも「空き地や空家等の適正管理～みんなで真剣に向き合いましょう～」を開設し、市民啓発に取り組んでいます。

第2章 環境の現状と対策

第1節 大気環境

二酸化硫黄や降下ばいじん、浮遊粉じん中の重金属など、かつて本市で問題となっていた大気汚染の多くは、昭和60年代以降著しく改善しています。

しかし、光化学オキシダントは依然として環境基準を達成できていません。また、過去に基準を超えたベンゼンは現在、環境基準を達成していますが、今後も監視を継続する必要があります。

1 大気汚染と環境基準

大気汚染とは、人間の活動に伴って排出された物質（汚染物質）が大気中に存在することによって、人の健康及び生活環境に好ましくない影響を及ぼす状態を指します。

代表的な大気汚染物質には、大気環境保全の目標となる環境基準が定められています。

環境基準は「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、環境基本法第16条に基づき、汚染物質ごとに定められています（表2-1-1）。

これは、環境保全施策を実施していく上での目標として位置づけられています。また、環境基準に準じるものとして2種類の指針値が定められています（表2-1-2、表2-1-3）。

表2-1-1 大気に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (S48.5.16 告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
一酸化炭素 (S48.5.8 告示)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (S48.5.8 告示)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント (S48.5.8 告示)	1時間値が0.06ppm以下であること
ベンゼン (H9.2.4 告示)	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン (H30.11.19 告示)	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン (H13.4.20 告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類 (H11.12.27 告示)	2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
微小粒子状物質 (H21.9.9 告示)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること

表2-1-2 光化学オキシダント生成防止のための指針値

物質	環境上の条件
非メタン炭化水素 (S51.8.13 通知)	午前6時から9時の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下にあること

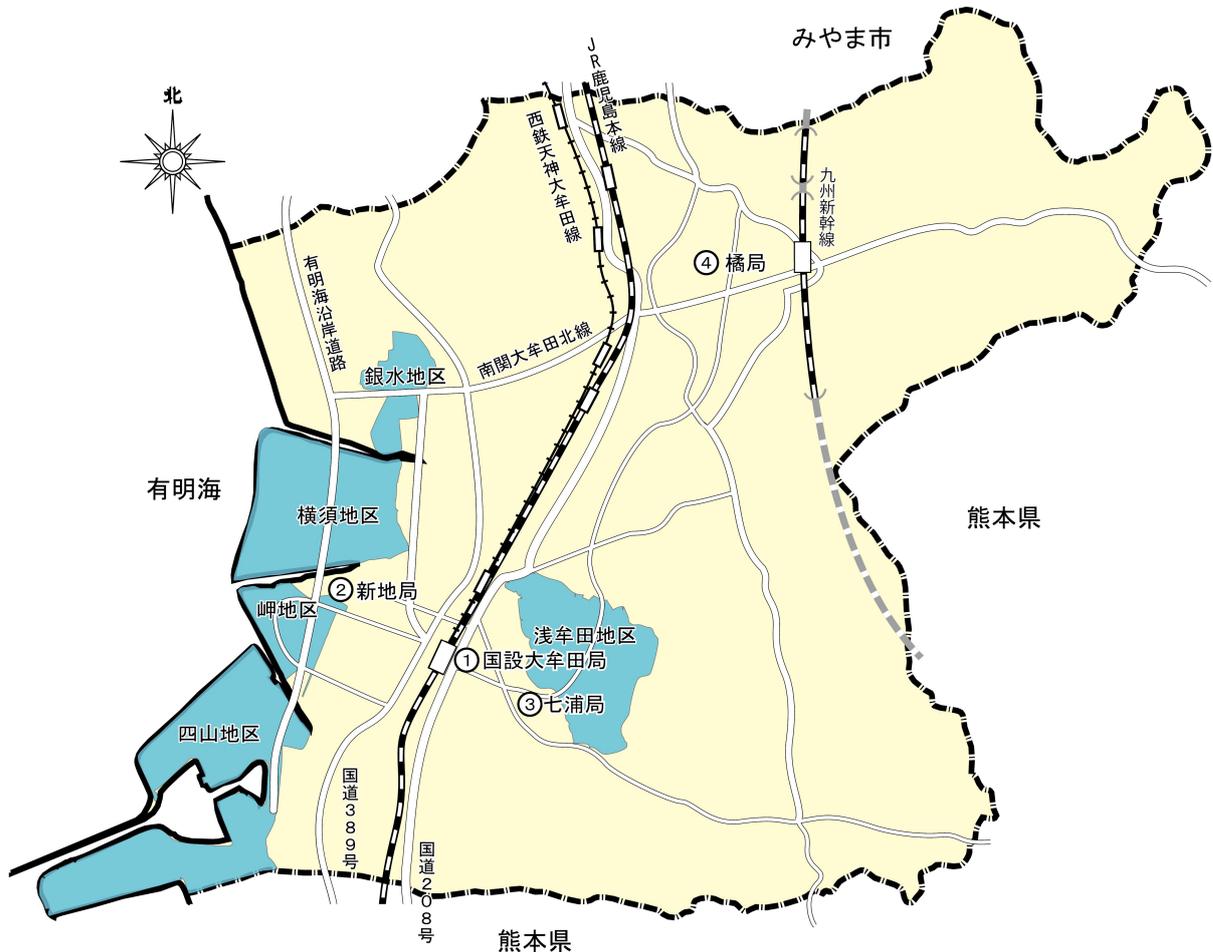
表2-1-3 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値

物質	環境上の条件
アクリロニトリル (H15.9.30 通知)	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること
アセトアルデヒド (R2.8.20 通知)	1年平均値が120μg/m ³ 以下であること
塩化ビニルモノマー (H15.9.30 通知)	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること
塩化メチル (R2.8.20 通知)	1年平均値が94μg/m ³ 以下であること
水銀 (H15.9.30 通知)	1年平均値が0.04μg-Hg/m ³ 以下であること
ニッケル化合物 (H15.9.30 通知)	1年平均値が0.025μg-Ni/m ³ 以下であること
クロロホルム (H18.12.20 通知)	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること
1,2-ジクロロエタン (H18.12.20 通知)	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること
1,3-ブタジエン (H18.12.20 通知)	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること
ヒ素及び無機ヒ素化合物 (H22.10.15 通知)	1年平均値が6ng-As/m ³ 以下であること
マンガン及び無機マンガ化合物 (H26.5.1 通知)	1年平均値が0.14μg-Mn/m ³ 以下であること

2 大気汚染の監視体制

本市は、大気汚染防止法に基づいて、環境基準が設定されている大気汚染物質（以下「環境基準項目」という。）の常時監視を行っています。また、環境基準が設定されていない物質の測定も定期的に行っています。

測定地点を図 2-1-1 に、測定局と測定項目の関係を表 2-1-4 に示します。



○ 一般環境大気測定局(一般局)：大気汚染防止法第22条に基づき、環境大気の汚染状況を監視するための測定局で工場の煙や自動車の排気ガスなどが直接影響しない場所に設置

図 2-1-1 大気汚染監視測定局

表 2-1-4 大気汚染測定局と測定項目

(令和7年3月31日現在)

測定局	地図番号	測定局	用途地域区分	環境基準項目										環境基準がない項目		参考項目			
				月1回		1時間に1回										月1回		1時間に1回	
				ベンゼン	ジクロロメタン	ダイオキシン類	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	その他の有害大気汚染物質	重金属	雨量・温度・湿度・日射	風向・風速		
一般局	1	国設大牟田	商業	○		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎		
	2	新地	住居	○		○	◎	◎				◎	◎		○	○	◎		
	3	七浦	住居	○	○		◎				◎	◎		◎	○		◎		
	4	橋	住居				◎	◎			◎	◎					◎		
測定地点数合計				3	1	2	4	3	1	3	4	2	2	3	2	1	4		

- ※ ◎印は、自動測定機によって測定し、大気環境常時監視システムによってデータ収集している
- ※ 窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素の測定
- ※ 炭化水素はメタンと非メタン炭化水素の測定
- ※ 炭化水素には環境基準は定められていないが、非メタン炭化水素に指針値が定められている
- ※ 測定局4局のほか、有害大気汚染物質の監視地点として、三川地区公民館で測定を行っている
- ※ その他の有害大気汚染物質の詳細な測定項目は資料編参照
- ※ 国設大牟田局の全ての測定項目は環境省が測定（重金属を除く）
- ※ 令和6年度のダイオキシン類測定は、国設大牟田局で年2回、新地測定局で年4回実施

(1) 環境基準項目の測定（常時監視）

環境基準項目は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）4局（国設局（国が設置し、市に保守管理を委託している測定局）1局を含む。）で常時監視しています。このうち自動測定機で測定している項目は、大気環境常時監視システムによるデータ収集を行い、集中的に監視しています。

また、国、県などの関係機関に測定データの提供を行うとともに市のホームページでも情報提供を行っています。

(2) 環境基準項目以外の測定

環境基準項目以外に、重金属及び一部の有害大気汚染物質の測定を定期的を実施しています。

3 大気汚染の状況

環境基準項目の環境基準達成状況を表 2-1-5 に示します。令和 6 年度は、測定を行った項目のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントは、全国の測定局でも環境基準の達成状況は極めて低い水準となっています（令和 5 年度の達成率は、一般局で 0.1%、自動車排出ガス測定局（自排局）で 0%）。本市でも昭和 49 年の測定開始以降、環境基準の未達成が続いています。

カドミウムなど大気中の重金属（環境基準が未設定）は、昭和 40～50 年代と比較すると、大幅に低い値で推移しています。

表 2-1-5 令和6年度の環境基準達成状況

測定項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	有害大気汚染物質							
							ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類			
測定局														
一般局	国設大牟田	○	○	○	×	○	○							○
	新地	○	○			○	○							○
	七浦	○			×	○							○	
	橘	○	○		×	○								
三川地区公民館	—	—	—	—	—	—	○							

※ ○は達成、×は未達成、—は無効、空欄は測定していないことを示す

※ 国設大牟田局における全項目の測定は、環境省が実施

【評価の方法】

○二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

以下の二つの条件を満たしていること

- ① 1年間の日平均値のうち、高いほうから2%にあたる部分を除いた後の最高値が環境基準値を超えていないこと
- ② 日平均値が環境基準値を2日以上連続して超えていないこと

○二酸化窒素

1年間の日平均値のうち、低いほうから98%の範囲にある最高値が環境基準値を超えていないこと

○光化学オキシダント

1年間を通して昼間（5時～20時）の1時間値が、環境基準値を超えていないこと

○微小粒子状物質

以下の二つの条件を満たしていること

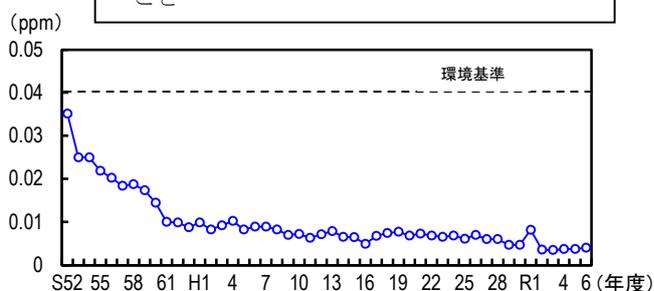
- ① 1年間の日平均値のうち、低いほうから98%の範囲にある最高値が環境基準値を超えていないこと
- ② 1年間の平均値が環境基準値を超えていないこと

○有害大気汚染物質

1年間の平均値が環境基準値を超えていないこと

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、石油や石炭等に含まれる硫黄分が、燃焼することで発生します。昭和 54 年度に全局で環境基準を達成して以降、良好な状態を維持しています(図 2-1-2)。



※ 一般局における「1日平均値の2%除外値」の平均値の推移

図 2-1-2 二酸化硫黄濃度

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素などの窒素酸化物は、主にもこの燃焼に伴って発生します。

近年、濃度に大きな変動はなく、環境基準を達成・維持しています(図 2-1-3)。

(3) 一酸化炭素

一酸化炭素の主な発生源は、自動車からの排出ガスです。

濃度に大きな変動はなく、測定開始以来、環境基準を達成・維持しています(図 2-1-4)。

(4) 粒子状物質

大気中の粒子状物質の発生源には、工場・事業場からのばいじんや粉じん、自動車の排出ガスに含まれる黒煙、黄砂や道路の粉じん、稲わら焼きなどがあります。

自重や雨の作用などにより地表面まで降下してくる「降下ばいじん」とそれ以外の「浮遊粉じん」に分類されます。

浮遊粉じんのうち、粒径が10マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質、2.5マイクロメートル以下のものを微小粒子状物質といい、それぞれ環境基準が定められています。

本市では、自動測定機による浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の常時監視の他に、浮遊粉じん中の重金属を測定しています。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

おおむね漸減傾向にあり、平成14年度以降、全局で環境基準を達成しています(図 2-1-5)。

イ 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成24年10月から新地局で測定を開始しました。測定開始以降、漸減傾向にあり、

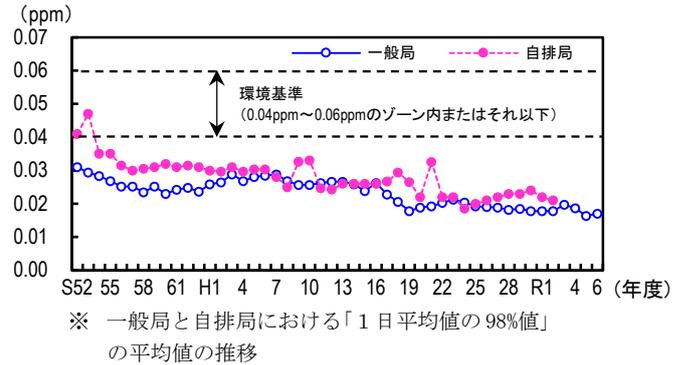


図 2-1-3 二酸化窒素濃度

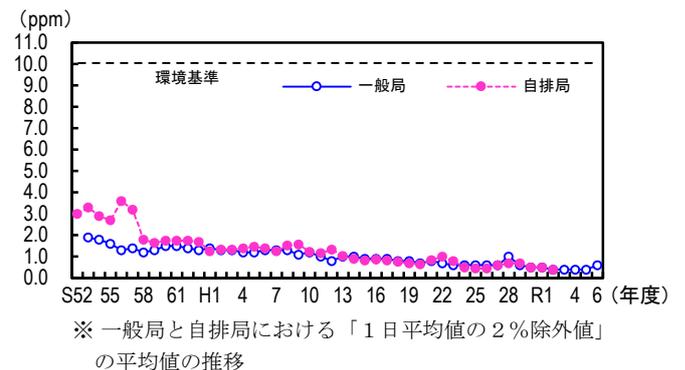


図 2-1-4 一酸化炭素濃度

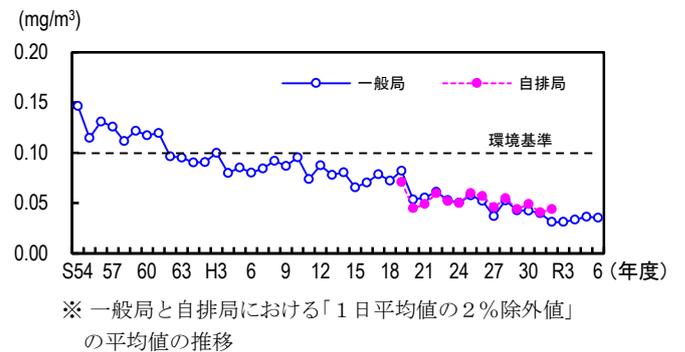


図 2-1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) の量

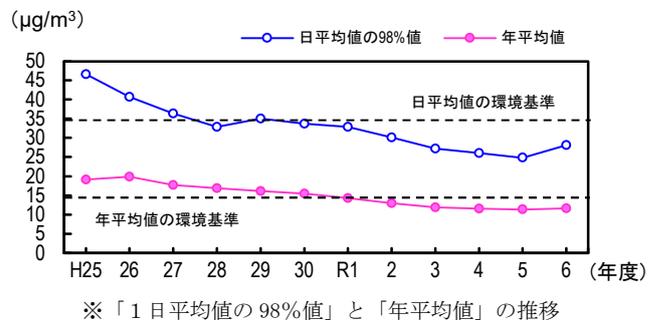


図 2-1-6 微小粒子状物質 (PM2.5) の量

令和6年度は前年度に引き続き日平均値、年平均値ともに環境基準を達成しました(図2-1-6)。

ウ 浮遊粉じん中の重金属

昭和45年に農用地のカドミウム汚染をきっかけとして、カドミウムによる大気汚染が明らかになりました。昭和50年に汚染源であった市内亜鉛精錬工場と、福岡県、大牟田市、熊本県、荒尾市との間で、カドミウムの環境濃度の目標値を0.1マイクログラム毎立方メートル以下とする公害防止協定を締結しました。昭和50年代後半には、発生施設の規模縮小や原料の変更などの対策によって、カドミウムによる大気汚染は大きく改善されました。

カドミウムは全地点で協定目標値よりも大幅に低い値で推移しており、鉛及び亜鉛についても低い値で推移しています(図2-1-7)。

(5) 光化学オキシダントと炭化水素

ア 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や不飽和炭化水素などが、太陽光(紫外線)の作用によって化学反応を起こすことにより、大気中で生成します(二次汚染物質)。気象要因の影響が大きく大陸(東アジア)からの移流があると指摘されています。

福岡県では、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として「福岡県光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱」を策定し、注意報や警報の発令基準等を定めており、本市はこの要綱に基づき緊急時の体制を整備しています。

令和6年度は、全局で環境基準を達成

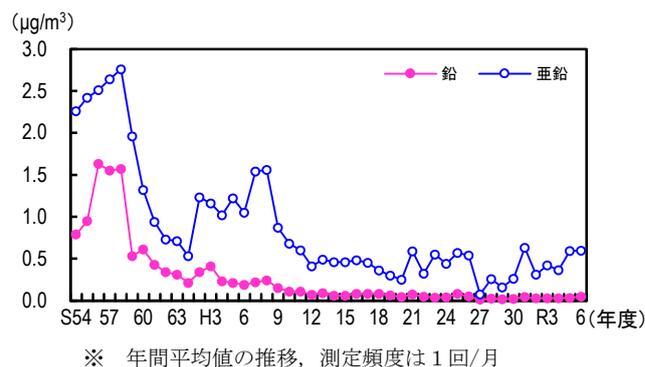
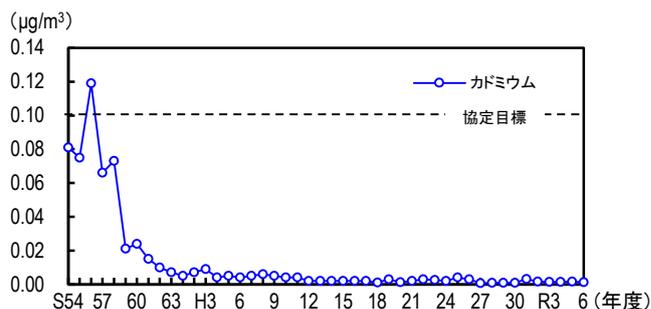


図2-1-7 浮遊粉じん中の重金属濃度(新地局)

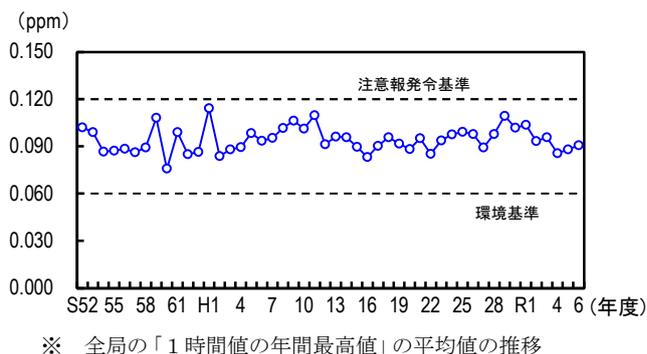


図2-1-8 光化学オキシダントの1時間値の最高値

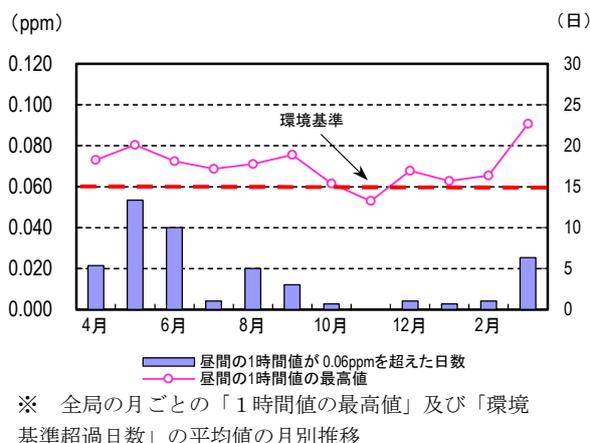


図2-1-9 光化学オキシダントの1時間値の最高値及び環境基準超過日数

しておらず、4月から6月と翌年3月において特に環境基準を超過した日が頻発しましたが、注意報を発令するまでには至りませんでした（図 2-1-8、図 2-1-9）。

春先から晩夏の日中に高濃度になる傾向が強く、3月から8月の間は特に監視体制を強化しています。

イ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素とは、メタン以外の炭化水素の総称であり、主な発生源は塗装施設、ガソリンスタンド、化学プラント及び自動車です。非メタン炭化水素には環境基準が設定されていませんが、光化学オキシダントの発生防止対策としての指針値があります。

近年、濃度は減少傾向にあります（図 2-1-10、図 2-1-11）。

(6) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、人に対する発がん性や慢性毒性など、低濃度・長期的ばく露による健康影響が懸念される物質です。

現在、248 物質が「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として選定され、このうち 22 物質が、「健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質」（優先取組物質）として選定されています（表 2-1-6）。

平成 12 年度から優先取組物質の常時監視を国が行っています。また、本市でも発生源周辺等の常時監視を行っており、令和 6 年度は 3 地点で 5 物質を測定しました。

なお、大気汚染防止法の改正（平成 30 年 4 月施行）に伴い優先取組物質から外れ、工場等に排出基準の遵守が義務付けられた水銀及びその化合物についても測定を行っています。

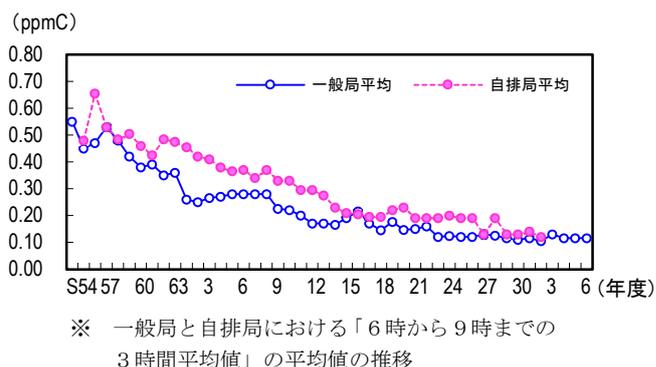


図 2-1-10 非メタン炭化水素の 3 時間平均値

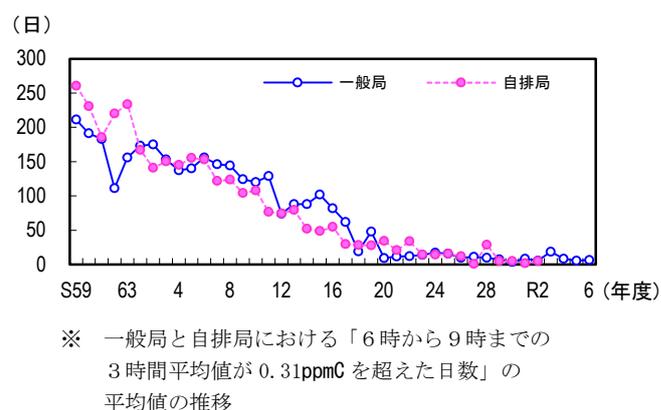


図 2-1-11 非メタン炭化水素の指針値超過日数

表 2-1-6 優先取組物質

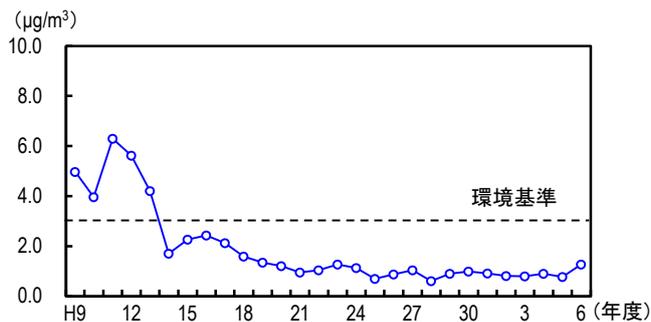
1	アクリロニトリル	12	テトラクロロエチレン
2	アセトアルデヒド	13	トリクロロエチレン
3	塩化ビニルモノマー	14	トルエン
4	塩化メチル	15	ニッケル化合物
5	クロム及び三価クロム化合物	16	ヒ素及びその化合物
6	六価クロム化合物	17	1,3-ブタジエン
7	クロロホルム	18	ベリリウム及びその化合物
8	酸化エチレン	19	ベンゼン
9	1,2-ジクロロエタン	20	ベンゾ[a]ピレン
10	ジクロロメタン	21	ホルムアルデヒド
11	ダイオキシン類	22	マンガン及びその化合物

※ 太字は、環境基準が定められている物質
 ※ 下線は、指針値が定められている物質

ア ベンゼン

過去には、ベンゼンが環境基準を超過していましたが、事業者が自主的に排出削減に向け策定した「ベンゼン排出抑制計画（地域自主管理計画）」によりベンゼンの排出抑制を行いました。

その結果、平成 14 年度以降は環境基準を達成・維持しています(図 2-1-12)。

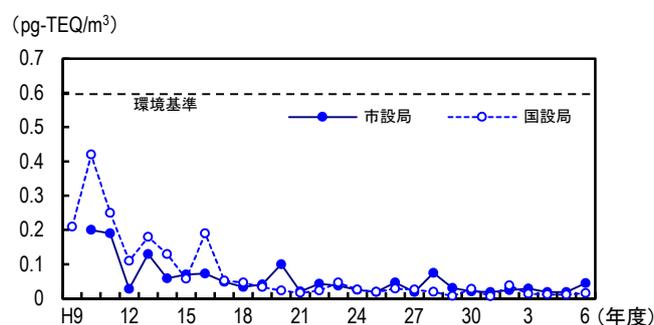


※ 測定局 4 局の年間平均値の推移, 測定頻度は 1 回/月

図 2-1-12 ベンゼン濃度

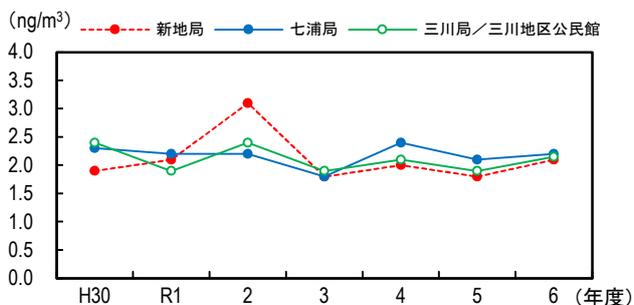
イ その他の項目

ベンゼン以外に環境基準が定められている物質（ダイオキシン類、水銀及びその化合物）については、全地点で環境基準を達成・維持しています。ダイオキシン類の結果を図 2-1-13 に、水銀及びその化合物の結果を図 2-1-14 にそれぞれ示します。



※ 市設局は、H9~18 年度は明治局 (H18 年度廃局) で、H19 年度以降は新地局で測定
 ※ 測定頻度は市設局が 4 回/年, 国設局が 2 回/年
 ※ 各測定局の年間平均値の推移

図 2-1-13 ダイオキシン類濃度



※ H30~R2 は三川局 (R2 年度廃局), R3 以降は三川地区公民館
 ※ 各測定地点の年間平均値の推移

図 2-1-14 水銀及びその化合物

4 大気汚染防止対策

大気汚染防止の基本は、工場・事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される汚染物質の量を減らすことです。市は、大気汚染防止法などの法令や環境保全協定（公害防止協定）に基づき、県とも連携しながら固定発生源の監視・指導を行っています。

表 2-1-7 法令による発生源対策(規制)の概要

法令	固定発生源		対象物質と規制基準等			
	分類名	種類・条件	物質名		規制基準等	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	一定規模以上のボイラー、 廃棄物焼却炉等	ばい煙	硫黄酸化物 ばいじん 有害物質	排出 基準	K 値規制 又は総量規制 濃度規制 濃度規制
	一般粉じん発生施設	一定規模以上の堆積物等	粉じん(石綿除く)		構造・使用・管理基準	
	特定粉じん発生施設	一定規模以上の研磨機等	石綿		敷地境界基準(濃度規制)	
	特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う 建設工事	石綿		作業基準	
	指定物質排出施設	指定物質を使用する一定規模 以上の施設	指定物質 (ベンゼンなど 3 物質)		抑制基準(濃度規制)	
	揮発性有機化合物 排出施設	揮発性有機化合物を排出する 一定規模以上の施設	揮発性有機化合物		排出基準(濃度規制)	
	特定施設	特定物質を発生する施設	特定物質 (アンモニアなど 28 物質)		なし	
			水銀及び化合物		排出基準(濃度規制)	
自動車	移動発生源	自動車排出ガス (一酸化炭素など 5 物質)		排出基準(濃度規制)		
悪臭防止法	事業場における事業活動 全般	特定悪臭物質を排出する事業場	特定悪臭物質 (アンモニアなど 22 物質)		濃度 規制	敷地境界基準 気体排出基準 排出水基準
		悪臭原因物を排出する事業場	悪臭原因物である 気体全般		臭気 指数 規制	敷地境界基準 気体排出基準 排出水基準
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気基準適用施設	一定規模以上の廃棄物 焼却炉等	ダイオキシン類		排出基準(濃度規制)	

- ※ 大気汚染防止法や県条例では、事業所を工場(製造業や発電所など)と事業場(非製造業や廃棄物処理業など)とに区別して規制しており、工場に対する権限は県が、事業場に対する権限は本市が有している
- ※ 悪臭防止法では、工場・事業場の区別は無い
- ※ ダイオキシン類対策特別措置法の立入権限等は県が有している
- ※ K 値規制は対象施設ごとに算出される値(K 値)により、対象物質の排出量を規制する量規制の一種
- ※ 総量規制基準は対象施設を設置する事業所ごとに適用される
- ※ 大気汚染防止法に基づく総量規制基準は、燃料使用量(重油換算値)が 1.0kL/h の事業所に適用される

(1) 法令等による固定発生源対策

工場、事業場などの固定発生源から発生する大気汚染物質は、「大気汚染防止法」や「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(以下「県条例」という。))」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などにより規制されています。

また、特に規模の大きい工場等とは、環境保全協定(公害防止協定)を締結しています。

ア 大気汚染防止法

大気汚染防止法は、環境基準の達成・維持と健康の保護及び生活環境の保全を目的として、発生源が排出するばい煙、粉じん、指定物質（有害大気汚染物質）について表 2-1-7 のように分類し、規制しています。ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業、揮発性有機化合物排出施設（VOC 排出施設）等について事前届出を義務付けています。

石炭の利用などによる水銀の人為的排出が大気中の水銀濃度や堆積速度を高めている状況を踏まえ、平成 25 年 10 月に「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした水銀に関する水俣条約が採択されました（平成 29 年 8 月 16 日発効）。これを受けて改正大気汚染防止法が平成 30 年 4 月（平成 27 年 6 月改正）に施行されました。この法改正では、新たに「水銀排出施設」を規定し、施設の設置届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定などを義務付けています。

解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の一層の強化を図るため、令和 2 年 6 月 5 日改正大気汚染防止法が公布され、令和 3 年 4 月 1 日以降、順次石綿飛散防止対策が強化されています。

本市は、ばい煙発生施設等を設置する事業場（非製造業）への立入権限を有しているほか、県の併任職員として工場（製造業）への立入権限も有しています。これらの権限により、必要と認められる場合は立入検査や報告の徴収を行い、事業場や工場を監視・指導しています。

イ 悪臭防止法

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制しています。規制の方法には、特定悪臭物質（22 物質）の濃度規制と悪臭原因物全般に対する臭気指数規制とがあり、本市は濃度規制を行っています。

特定悪臭物質を排出し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがある場合は、立入検査や報告の徴収を行い、監視・指導しています。

ウ ダイオキシン類対策特別措置法

大気中のダイオキシン類は、大気汚染防止法で有害大気汚染物質の一つに選定されていますが、発生源対策はダイオキシン類対策特別措置法で規定されています。同法によりダイオキシン類の発生源として規定された施設（特定施設）には、事前届出や排出基準の遵守等が義務付けられています。

本市には、本法に基づく立入権限はありませんが、県の併任職員として立入権限を有しています。この権限により、必要と認められる場合は立入検査や報告の徴収を行い、事業場や工場を監視・指導しています。

エ 環境保全協定（公害防止協定）

主な事業所と環境保全協定（公害防止協定）を締結し、ばい煙等の自主検査の実施・報告及び立入検査などを定め、監視・指導が円滑に行えるようにしています。

(2) 立入検査の結果

令和6年度は、大気汚染防止法などの法令に基づき、延べ12事業所（4工場，8事業場）の立入検査を行いました（表2-1-8）。

表 2-1-8 立入検査件数

項目	工場		事業場		計	
1) ばい煙調査	0		0		0	
2) 燃料調査	0		4	(0)	4	(0)
燃料調査（県条例）	0		0		0	
3) 有害大気汚染物質	0		0		0	
4) VOC 調査	1	(0)	0		1	(0)
5) 水銀調査	1	(0)	0		1	(0)
6) ダイオキシン類調査	1	(1)	0		1	(1)
7) 一般粉じん発生施設	0		0		0	
8) 特定粉じん排出等作業	1	(0)	4	(0)	5	(0)
9) 悪臭防止法に基づく立入	0		0		0	
10) 事故調査・その他	0		0		0	
11) 延べ立入件数	4	(1)	8	(0)	12	(1)
12) 延べ立入事業所数	4	(1)	8	(0)	12	(1)

備考:

- 1) ばい煙調査: ばい煙発生施設の排出ガス調査(煙道測定)
- 2) 燃料調査: ばい煙発生施設で使用する重油の硫黄分含有量調査
- 3) 有害大気汚染物質調査: ばい煙発生施設を設置する工場に設置された、有害大気汚染物質を排出するおそれのある施設等の排出ガス等調査(発生源及び周辺環境の測定)
- 4) VOC 調査: VOC 排出施設の排出ガス調査(煙道測定)
- 5) 水銀調査: 水銀排出施設の排出ガス調査(煙道測定)
- 6) ダイオキシン類調査: ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査
- 7) 一般粉じん発生施設: 一般粉じん発生施設の届出をしている事業場についての現況調査
- 8) 特定粉じん排出等作業: 特定粉じん排出等作業の届出がされた特定工事の作業基準適合状況調査
作業場の数として計数した
- 9) 悪臭防止法に基づく立入: 悪臭原因物を排出しているおそれのある工場等への立入件数
便宜的に工場・事業場に分けて計数した
- 10) 事故調査・その他: 事故時の現地調査、協定に基づく立入調査など
- 11) 延べ立入件数: 「ばい煙調査」から「事故調査」までの合計
- 12) 延べ立入事業所数: 「延べ立入件数」のうち、重複する事業所を1事業所として計数したもの
特定粉じん排出等作業については、1事業所内に複数の作業場があった場合は、1として計数した

※ 表中()内の数は各欄の調査における基準不適合等の件数を示す

※ 工場・事業場の別は、大気汚染防止法に基づく

※ 調査回数は、一つの目的につき1回とした(一つの目的のために数日を要する調査(事前聴き取りも含む)は合わせて1回、1回の調査で複数の項目に該当する調査を行う場合は項目ごとに分けて複数回と数えた)

第2節 水環境

昭和40年代に行われた排水基準強化などの法令整備や公害防止協定の締結により、工場排水が流入していた大牟田川の水質は大幅に改善されました。一方で、生活排水による水質汚濁の改善はまだ十分ではありません。

1 河川の現況

(1) 河川の概況

市内には、二級河川7本、準用河川1本、普通河川33本があります。二級河川は東から西へ流れ、有明海に注いでいます。一般的に自然流量が少なく、潮止堰等で水が常時停滞しているため、富栄養化による藻類の発生が度々見られます。大牟田川以外の二級河川は農業用水として利用されています(表2-2-1)。

表2-2-1 主要河川(二級河川)の概況

水系名	河川名	河川延長(m)	利水状況
隈川	隈川	8,080	農業用水
堂面川	堂面川	8,050	農業用水
	白銀川	6,910	農業用水
	白銀川 放水路	1,200	農業用水
	長溝川	2,970	農業用水
大牟田川	大牟田川	7,150	—
諏訪川	諏訪川	7,850 (大牟田市内)	工業用水 農業用水

※ 河川延長は福岡県南筑後県土整備事務所調べ

(2) 環境基準の類型指定

河川の水質汚濁の環境基準は、「人の健康の保護に関する項目(健康項目)」と「生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)」に分けて設定されています。カドミウムなど27項目からなる健康項目は、全国一律の基準値が定められています。生物化学的酸素要求量(BOD)などからなる生活環境項目は、利水目的などに応じて6段階(AA、A~E)の類型に分かれた基準値が定められています。

表2-2-2 大牟田市河川の類型

河川名	範囲	類型
隈川	鹿兒島本線鉄橋より上流	A
	鹿兒島本線鉄橋より下流	B
堂面川	全域	B
白銀川	三池電力所横堰より上流	A
	三池電力所横堰より下流	B
大牟田川	大牟田川港湾区域*を除く全域	B
諏訪川	潮止堰より上流	A
	潮止堰より下流	B

※ 大牟田市西新町9番地地先の大牟田港係船護岸の屈折点から対岸に直角に引いた線より下流の港湾区域

現在、市内5河川は8つの範囲に分けられ、それぞれ類型が指定されています(表2-2-2)。

また、諏訪川全域は、生活環境項目のうち「水生生物の保全に係る水質環境基準(全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS))」のB類型にも指定されています。

(3) 監視測定

河川の水質の監視測定は、環境基準点(9地点)と補助地点(9地点)で行っています(図2-2-1)。環境基準点では、県が水質汚濁防止法に基づく常時監視を行い、補助地点では、市が環境基準点を補完する目的で監視測定を行っています。

表2-2-3 監視測定の地点数及び測定回数

測定項目	県(環境基準点)		市(補助地点)	
	地点数	回数	地点数	回数
健康項目	9	1	3	1
生活環境項目	9	12 ^{*1}	9	6

※1御幸返橋は、測定回数11回

各地点の項目別の測定地点数、回数は表2-2-3のとおりです。

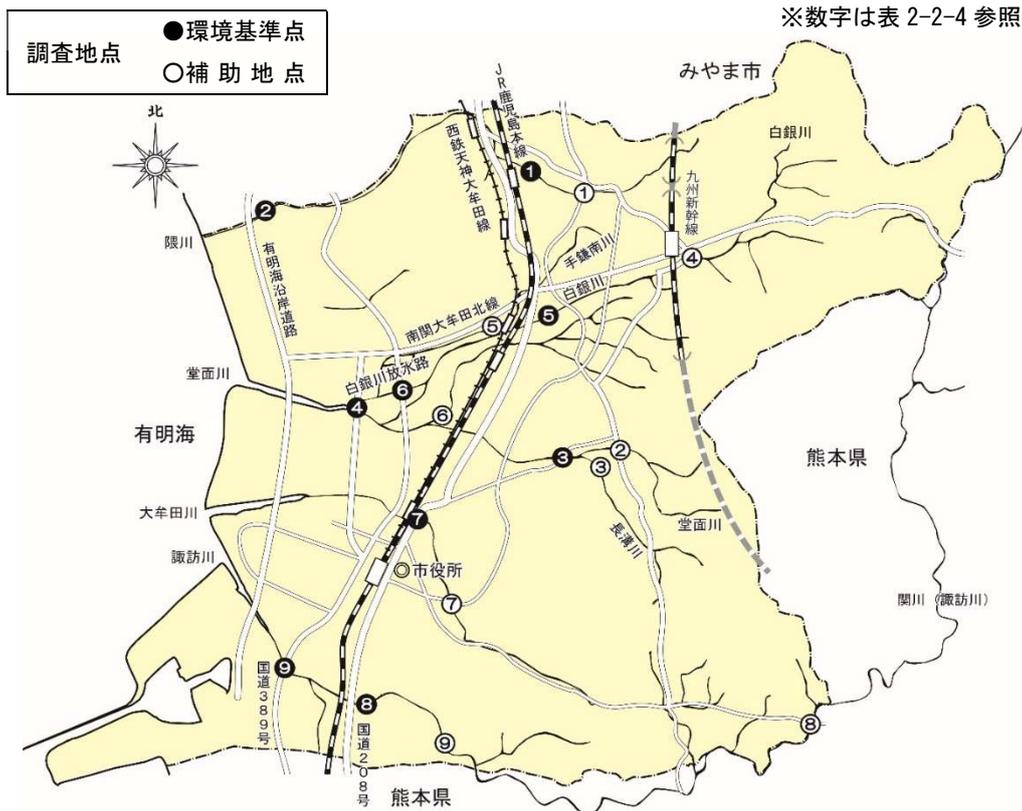


図 2-2-1 市内河川の環境基準点及び補助地点

(4) 水質の現況

河川の代表的な水質指標であるBODの環境基準達成率は、環境基準点で100%、補助地点で33.3%、全地点の達成率としては66.7%でした(表2-2-4)。これは、令和6年度の県内全河川の達成率83.1%と比較して低い状況です。また、令和5年度の全国河川の達成率93.8%と比較しても低い状況となっています。

表 2-2-4 環境基準点及び補助地点のBOD (75%値) 環境基準達成状況 (令和6年度)

番号	環境基準点	基準値 (mg/L)	BOD(75%値) と達成状況	番号	補助地点	基準値 (mg/L)	BOD(75%値) と達成状況
①	塚崎橋	2 以下	1.6 ○	①	亀崎橋	2 以下	3.5 ×
②	三池干拓内橋	3 以下	1.8 ○	②	田町橋	3 以下	2.0 ○
③	御幸返橋	3 以下	1.5 ○	③	前田橋	3 以下	2.6 ○
④	新堂面橋	3 以下	1.4 ○	④	新高田橋	2 以下	2.2 ×
⑤	三池電力所横井堰	2 以下	1.6 ○	⑤	甘木橋	3 以下	4.7 ×
⑥	新川橋	3 以下	2.8 ○	⑥	安入寺橋	3 以下	6.4 ×
⑦	五月橋	3 以下	1.6 ○	⑦	七浦橋	3 以下	3.2 ×
⑧	馬場町取水堰	2 以下	1.6 ○	⑧	教楽来橋	2 以下	2.2 ×
⑨	三池鉄道河口鉄橋	3 以下	1.3 ○	⑨	白井橋	2 以下	1.8 ○
BOD (75%値) の平均			1.7	BOD (75%値) の平均			3.2
環境基準達成率 (%)			100	環境基準達成率 (%)			33.3

なお、健康項目については五月橋において環境基準値を超えるふっ素が検出されましたが、その後の追加調査によって、令和7年5月には環境基準値を下回っていることが確認されました。

(5) 水系ごとの水質汚濁（BOD）の推移

ア 隈川水系

隈川は、本市と隣接するみやま市との境界付近を流れる二級河川で、農業用水に利用されています。自然水量が少なく、生活排水が流入し、藻類等の発生が見られます。上流部の塚崎橋では、環境基準を達成できない状況が続いていましたが、令和6年度は昨年度に引き続き、環境基準を達成しました。

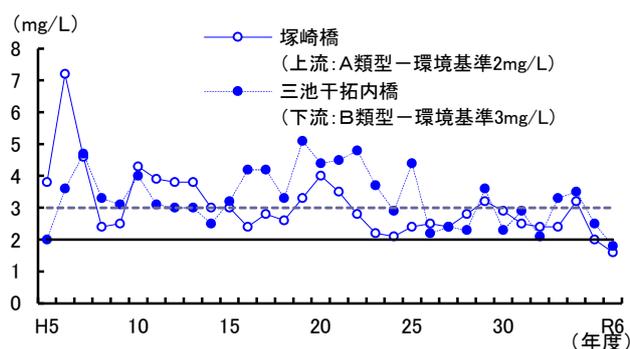


図 2-2-2 隈川のBOD（75%値）

下流部の三池干拓内橋では、近年環境基準前後で推移しており、令和6年度は環境基準を達成しました（図 2-2-2）。

イ 堂面川水系

堂面川水系は、二級河川の堂面川（本流）、白銀川、長溝川及び白銀川放水路のほか、手鎌南川や手鎌野間川など多くの支流があり、農業用水に利用されています。流域には住宅地が密集し、生活排水が水質汚濁の主な原因となっています。

白銀川下流部では、潮止堰^{せき}の影響で水が停滞した状況が続いています。

(7) 堂面川

上流部・下流部ともに改善傾向にあります。上流の御幸返橋は平成30年度以降、下流の新堂面橋は平成22年度以降、環境基準を達成しています（図 2-2-3）。

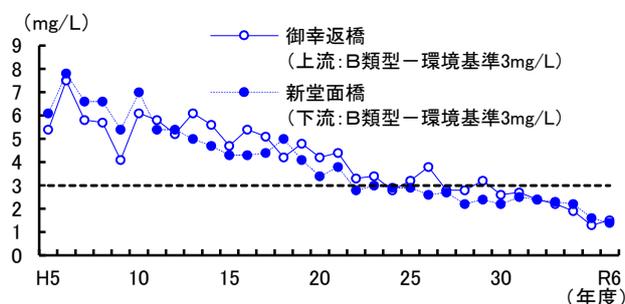


図 2-2-3 堂面川のBOD（75%値）

(イ) 白銀川

上流部の三池電力所横井堰^{せき}は、近年環境基準を達成しているものの、やや悪化傾向がみられます。

下流部の新川橋では、平成28年度以降悪化傾向にありましたが、令和6年度は環境基準を達成しました（図 2-2-4）。

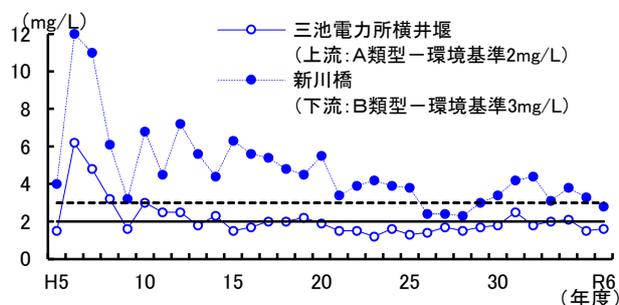


図 2-2-4 白銀川のBOD（75%値）

ウ 大牟田川水系

大牟田川は、市の中心部を流れる二級河川で、一部を除き全てコンクリート三面張りです。上流部には住宅団地、工業団地等があり、工場地帯や市街地を経て有明海に注いでいます。自然水量がほとんどなく、生活排水や多くの工場排水が流入し、藻類の発生が見られます。

流域の公共下水道の整備が進み、五月橋では平成26年に類型指定が見直された後も環境基準を達成した状況で推移しています（図2-2-5）。

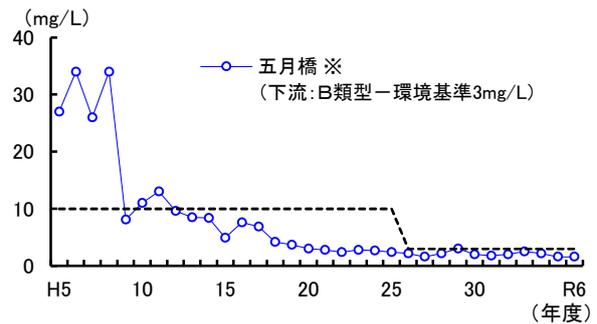


図2-2-5 大牟田川のBOD（75%値）

※ 平成25年度以前（下流：E類型—環境基準10mg/L）

エ 諏訪川水系

諏訪川（熊本県では「関川」）は、南関町に水源を有し、荒尾市を経て大牟田市を流れる二級河川です。

農業用水のほか、本市の水道水源（工業用水）として利用されています。

上流部の馬場町取水堰では、環境基準を上回る傾向が続いていましたが、令和6年度は昨年度に引き続き、環境基準を達成しました。下流部の三池鉄道河口鉄橋では、平成26年に類型指定が見直された後も環境基準を達成しています（図2-2-6）。

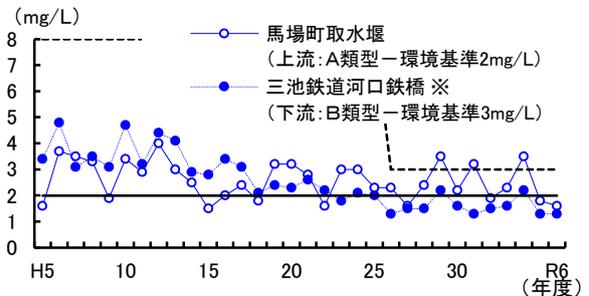


図2-2-6 諏訪川のBOD（75%値）

※ 平成25年度以前（下流：D類型—環境基準8mg/L）

2 水質汚濁防止対策

(1) 生活排水対策

平成17年3月31日に大牟田市全域が県知事から「生活排水対策重点地域」の指定を受け、市では平成18年3月に生活排水対策推進計画の策定を行い、公共下水道の整備や浄化槽の普及促進などのハード事業を推進するとともに、啓発事業を行い、市民と行政が一体となった生活排水対策を推進しています。

生活排水処理形態別人口に基づく生活系BOD排出負荷量の推移を図2-2-7に示します。生活系BOD排出負荷量は減少傾向にあり、令和6年度は、公共下水道人口が増加したことなどにより前年度から1日当たり80キログラム減少し、1日当たり1,285キログラムになりました。

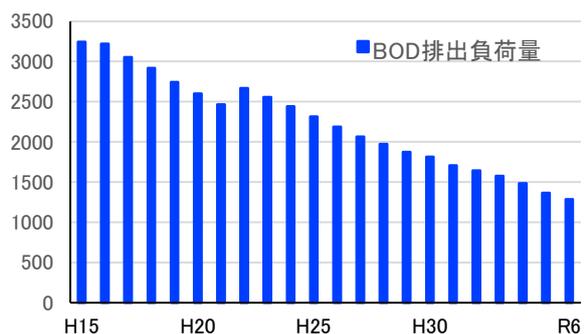


図2-2-7 生活系BOD排出負荷量の推移

※ 生活系BOD排出負荷量は、BOD発生原単位に生活排水処理形態別人口を乗じて算定

※ 市内人口の内、みやま市の飯江川へ排出する四箇地区のBOD排出負荷量（3.5kg/日）は除く

ア 生活排水処理形態別人口

令和6年度の生活排水処理人口は75,650人となり、流域人口に対する割合である生活排水処理率は前年度から1.3ポイント改善し、72.9%でした（表2-2-5）。

表2-2-5 生活排水処理形態別人口 (単位:人)

生活排水処理形態	令和5年度 実績	令和6年度 実績	増減
生活排水処理人口	75,699	75,650	△49
公共下水道人口	57,334	57,801	467
合併処理浄化槽人口	18,365	17,849	△516
生活排水未処理人口	30,054	28,109	△1,945
単独処理浄化槽人口	2,288	2,227	△61
くみ取り人口	27,766	25,882	△1,884
自己処理人口	0	0	-
流域人口合計	105,753	103,759	△1,994
生活排水処理率	71.6%	72.9%	1.3

イ 水辺空間の整備

平成9年の河川法改正に伴い、河川改修に際しては、生物の生息場所の確保や植物の生育環境の保全に配慮するため多自然型護岸整備が行われています。

令和6年度は令和5年7月の大雨により被災した公共土木施設の災害復旧工事に伴い多自然型護岸（整備延長L=51.0メートル）が整備されました。



(工事前)



(工事後)

公共土木施設（河川）の復旧状況（大字四ヶ地区（峠川））

ウ 啓発事業

生活排水対策について市民の理解と取組を広げていくために、情報の提供や出前講座の開催など啓発に努めています。

エ 調査事業

堂面川、白銀川、隈川へ生活排水が流入する4か所の普通河川・用水路について、令和6年度も水質調査を実施しました（67ページ資料参照）が、BODの経年変化は図2-2-8のとおりで、負荷量は半減しているものの水質の改善には、公共下水道や浄化槽の一層の普及が必要です。

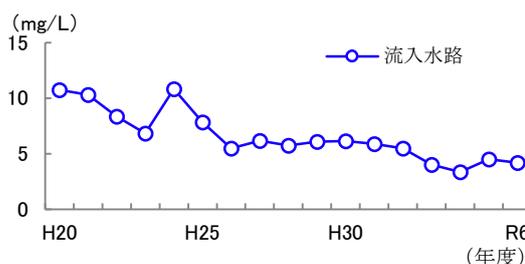


図2-2-8 流入水路BOD (75%値)

※ 4地点の75%値の平均値

(2) 事業場対策

県は、県内の公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場（以下「事業場」という。）排水の監視や水質事故時の措置などの対策を行っています。

市は、県の併任職員として県業務の一部を行っています。また、市内の主要な事業場と公害防止協定や環境保全協定を締結し、協定に基づく事業場排水の監視を行っています。

事業場対策の分類と県と市の役割分担を表 2-2-6 に示します。

表 2-2-6 事業場に対する水質汚濁防止対策の分類と県、市の役割分担

根 拠	業 務 内 容		県	市
水質汚濁防止法	特定施設 ^{※1} 設置等の届出	受付		○ ^{※3}
		受理・計画変更命令	○	
	特定事業場 ^{※2} 排水の監視	立入検査	○	○ ^{※3}
		改善命令・勧告等の指導	○	
	事故時の措置	立入検査	○	○ ^{※3}
		応急措置命令	○	
事故状況報告		受付 受理	○	○ ^{※3}
罰則の適用		○		
公害防止協定 環境保全協定	協定締結事業場排水の監視	立入検査		○
		改善指導	○ ^{※4}	○
		自主測定報告の受付	○ ^{※4}	○
	事故時の措置	立入検査		○
		事故状況報告	受付 受理	○ ^{※4}
公害紛争処理法	市民からの苦情・通報対応	立入検査・改善指導		○

※1 一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令別表第1に定めるもの

※2 特定施設を設置する工場又は事業場

※3 県職員併任業務として、県の委任を受け市が行っているもの

※4 企業と行政4者（福岡県、熊本県、荒尾市、大牟田市）で締結している協定に限る

ア 特定施設の届出状況

水質汚濁防止法では、法で定める特定施設有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、その設置や構造の変更等について、県知事への届出を義務付けています。

令和6年度中に県が受理した、市内の届出数は表 2-2-7 のとおりです。

令和6年度末における市内の特定事業場の総数は150事業場（排水の一部を下水道に切り替えた事業場を含む）で、そのうち1日の平均的な排水量が50立方メートル以上の特定事業場数は35事業場です。

表 2-2-7
水質汚濁防止法特定施設等の届出状況
(令和6年度)

内 容		届出数	
第5条	設置届	第1項	10
		第2項	0
		第3項	3
第6条	使用届	第1項	0
第7条	変 更 届		17
第10条	氏名変更届		5
	廃 止 届		6
第11条	承 継 届		0

イ 協定締結状況（水質関係）

市では、地域の環境の保全を図るために、事業者と公害防止協定や環境保全協定を締結しています。

協定を締結している事業場のうち、表 2-2-8 の 11 事業場は、排水水質の自主測定結果を定期的に市に報告しています。また、他社の排水を受け入れて処理している三井化学㈱と三池製錬㈱については、立入検査を行っています。

表 2-2-8 協定等に基づく排水監視対象事業場
(令和 6 年度)

事業場名	立入検査		報告 受付
	水濁法	協定	
三井化学㈱大牟田工場	○	○	○
三池製錬㈱	○	○	○
全農エネルギー㈱	—	—	○
アルテミラ㈱	○	—	○
KM アルミニウム㈱	○	—	○
㈱三池火力発電所(三池発電所)	○	—	○
㈱シグマパワー有明(三川発電所)	○	—	○
西久大運輸倉庫㈱	—	—	○※
田村㈱大牟田工場	—	—	○※
三光㈱荒尾工場	—	—	○
さぼんどちの㈱	—	—	○※

※ 産業振興課受付

ウ 立入検査

市は県と連携して、定期的に事業場への立入検査を行い、排水の水質検査や排水処理施設等の維持管理状況の調査を行っています。

令和 6 年度の立入検査件数と排水基準不適合件数、その後の措置件数は表 2-2-9 のとおりです。水質汚濁防止法に基づく立入検査では、大規模事業場 1 件及び小規模事業場 1 件が基準を超過しており、県と市で行政指導を行いました。協定に基づく立入検査では、基準超過はありませんでした。

表 2-2-9 事業場への立入検査、改善命令、行政指導、罰則の適用の状況
(令和 6 年度)

内 容		分 類	特定事業場立入件数				計	
			大規模※ ¹		小規模※ ²		事業場 数	延べ 件数
			事業場 数	延べ 件数	事業場 数	延べ 件数		
水質汚濁防止法	第 22 条	立入検査※ ³	19	24	4	4	23	27
		(排水基準超過)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)
		(指導基準※ ⁴ 超過)	—	—	(1)	(1)	(1)	(1)
	第 13 条	改善命令	0	0	0	0	0	0
		一時停止命令	0	0	0	0	0	0
	第 23 条	措置要請	0	0	0	0	0	0
第 31 条	罰則（直罰）の適用	0	0	0	0	0	0	
	行政指導	1	1	1	1	2	2	
協定	立入検査※ ³	(基準超過)	2	7	—	—	2	7
			(0)	(0)			(0)	(0)
	行政指導	0	0	0	0	0	0	

※ 1 排水量 50m³/日以上の特 定事業場 水質汚濁防止法の排水基準が適用される

※ 2 排水量 50m³/日未満の特 定事業場 生活環境項目については、水質汚濁防止法の排水基準が適用されない

※ 3 排水の水質分析を実施していない立入検査を除く

※ 4 「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」の指導基準

エ 水質事故時の措置

水質汚濁防止法及び県条例は、事業者に対して、水質事故発生時の応急措置や県知事への届出を義務付けています。市は県と連携して、水質事故時における適切な措置の徹底を図っています。

令和6年度は、特定事業場の排水処理施設から放流水以外の水が放流される事案が発生しました。県と市は事業者に対応策を講じるよう指導を行い、報告書の提出を受けました。

オ 苦情・通報対応

事業場の排水に対する市民からの苦情や通報があった際には、現地を調査し、必要に応じて、立入検査や改善指導を行っています。

令和6年度は、水質汚濁等に関する5件の通報があり、そのうち1件は特定事業場の排水に対する苦情でした。市は事業者に対し聞き取り調査を行い、対応策を講じるよう指導を行いました。

3 大牟田川関連ダイオキシン類調査

(1) 概要

平成12年5月、大牟田川において環境基準を大きく超えるダイオキシン類が検出されました（大牟田川ダイオキシン問題）。

福岡県によって原因調査が行われ恒久対策は平成25年度に完了しました。

市及び県は環境基準の超過判明以降、大牟田川及び有明海においてモニタリング調査を行っています（県の継続調査は平成27年度で終了）。

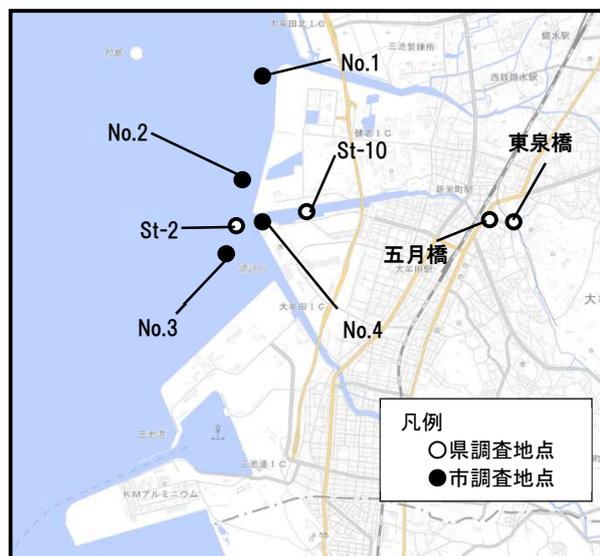


図 2-2-9 モニタリング調査地点

平成13～27：市はNo.1、No.2、No.3の3地点で調査
平成28以降：市はNo.1、No.3、No.4の3地点で調査
県は平成27年度まで、4地点で調査

(2) モニタリング調査結果

平成25年度に恒久対策が完了したことを受けて、市は平成28年度以降のモニタリング地点を見直しました（図2-2-9）。

モニタリング調査の結果、ダイオキシン類の濃度は全ての地点において環境基準値以下で推移しています（図2-2-10）。

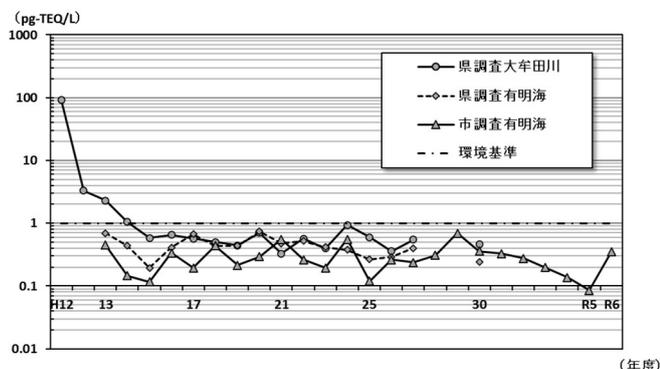


図 2-2-10 モニタリング調査結果の推移

※ 平成12年度は五月橋のみの値を示す
※ 平成13年度以降は調査地点の平均値を示す

第3節 騒音・振動

本市の騒音・振動環境の地域特性として、大規模な工場群と住宅街が比較的近接しているという点があげられます。一方で、近年は、住宅街での近隣騒音や建設作業など一時的な騒音に関する苦情が顕著となっています。

1 騒音・振動と環境基準及び要請限度

(1) 騒音・振動の特徴

騒音・振動は、影響範囲が比較的狭く、局地的な環境問題です。また、その主な被害は感覚的・主観的であり、蓄積されないという特徴があります。

騒音・振動の強弱はそれぞれ音圧レベル・振動レベルと呼ばれ、いずれもデシベル(dB)という単位で表します。

身近な音と音圧レベルの関係を表2-3-1に、振動の感じ方と振動レベルの関係を表2-3-2にそれぞれ示します。

(2) 環境基準と要請限度

騒音の環境基準は、環境基本法に基づき、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」として、地域の用途に応じていくつかの類型に区分して定められています。なお、振動には環境基準は定められていません。

また、自動車騒音や道路交通振動については、環境基準とは別に要請限度が定められています。要請限度を超える自動車騒音や道路交通振動によって、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、県公安委員会や道路管理者(振動のみ)に対して必要な措置を要請することができます。

表 2-3-1 騒音の大きさの目安

音圧レベル (dB)	目 安
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車が通るときのガード下
90	カラオケ(店内中央)、大型トラック
80	ピアノの演奏(前方1m)、地下鉄の車内
70	電話のベル、幹線道路の沿道
60	普通の会話
50	エアコンの室外機
40	図書館の中、静かな住宅地(昼)
30	ささやき声、郊外の深夜

表 2-3-2 振動の大きさの目安

振動レベル (dB)	震度	人の感覚・屋内状況
55以下	0	人は揺れを感じない。
55~65	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
65~75	2	屋内にいる多くの人が、揺れを感じる。電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
75~85	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
85~95	4	眠っている人のほとんどが、目を覚ます。つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。
95~105	5弱	一部の人は、行動に支障を感じる。つり下げ物は激しく揺れる。
95~105	5強	多くの人が、行動に支障を感じる。棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。
105~110	6弱	立っていることが困難になる。
105~110	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
110以上	7	揺れに翻弄され、自分の意思で行動できない。

2 騒音・振動の状況

本市は、一般地域における騒音測定と自動車騒音常時監視（面的評価）を実施しています。また、国道 208 号沿線（市役所前）では自動車騒音及び道路交通振動の推移を把握するため、継続的な騒音・振動測定を実施しています。

表 2-3-3 一般地域の騒音測定結果

(1) 一般地域の騒音

令和 6 年度は A 類型の 2 地点で 24 時間騒音測定を行いました。いずれも、環境基準を達成していました。測定結果を表 2-3-3 に示します。測定地点は図 2-3-2（48 ページ）参照。

地域類型	測定地点	地図記号	騒音レベル (dB)	環境基準達成状況
A 類型	大字久福木 久福木県住 4 棟前	①	昼間 42	55 ○
			夜間 35	45 ○
A 類型	大字歴木 高取団地公園	②	昼間 42	55 ○
			夜間 36	45 ○

※ ○は達成、×は未達成を示す
 ※ 地図記号は、図 2-3-2 に対応
 ※ 詳細な測定地点、測定データ等は資料編参照

(2) 自動車騒音常時監視（面的評価）

面的評価とは、幹線道路に面した地域（道路端から 50 メートルの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等戸数の割合を算出することにより評価を行います。

令和 6 年度は、一般国道 208 号の東新町一丁目 52 から日出町二丁目 2 までの区間と日出町二丁目 2 から大字甘木までの区間を合わせた計 3.3 キロメートルの評価区間について面的評価を行いました。

対象となる住居等 432 戸の全てで、昼夜とも環境基準を達成する結果となりました。評価結果を表 2-3-4 に、評価対象区間（道路交通センサス調査区間）を図 2-3-1 に示します。



図 2-3-1 面的評価対象区間

表 2-3-4 面的評価結果 (令和 6 年度対象区間)

	昼夜とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数 (戸)	割合 (%)						
全戸数 (432 戸)	432	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
近接空間 (139 戸)	139	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
非近接空間 (293 戸)	293	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※ 環境基準：昼間 70dB、夜間 65dB（幹線交通を担う道路に近接する空間における特例）
 ※ 近接空間：道路端から 0～20m（2 車線以下は 0～15m）
 ※ 非近接空間：20～50m（2 車線以下は 15～50m）

(3) 国道 208 号における騒音・振動の定点測定

例年、市役所前で自動車騒音測定及び道路交通振動測定を行っています。

測定結果を表 2-3-5 に示します。振動測定結果は昼夜ともに要請限度を十分下回るレベルでした。

表 2-3-5 国道 208 号自動車騒音及び道路交通振動の定点測定結果 (単位: dB)

測定地点	地図記号	区分	自動車騒音の状況		道路交通振動の状況	
			等価騒音レベル (L _{Aeq})	要請限度	80%レンジの上端値 (L10)	要請限度
国道 208 号線 (市役所前広場)	A	昼間	65	75	37	70
		夜間	58	70	28	65

※ 地図記号は、図 2-3-2 に対応 ※ 詳細な測定地点、測定データ等は資料編参照
 ※ 自動車騒音においては、昼間：6時から22時まで、夜間：22時から翌日6時まで
 ※ 道路交通振動においては、昼間：8時から19時まで、夜間：19時から翌日8時まで

3 騒音・振動規制の取組

事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音や振動については、騒音規制法、振動規制法、福岡県条例（振動除く）などの法令等で規制されています。

また、これらの法令では、自動車騒音や道路交通振動についても許容限度を定めています。市は、これらの法令に基づいて、発生源の監視・指導を行っています。

(1) 法令等による規制基準

工場や事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設で、政令で定めるものを特定施設といい、その工場・事業場を特定工場等といいます。

また、建設工事として行われる作業のうち、くい打ちなど著しい騒音・振動を発生させる作業で、政令で定めるものを特定建設作業といいます。

指定地域（市が指定した地域）内で特定施設を設置しようとする者や特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者には、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられています。

騒音、振動の特定工場等及び特定施設の届出数を表 2-3-6 に示します。

令和 6 年度は、騒音に関する特定建設作業 23 件、振動に関する特定建設作業 11 件の届出がありました。

表 2-3-6 特定工場数と特定施設届出数
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

法 令	特定工場数	特定施設数
騒音規制法	148	1,676
福岡県条例（騒音）	11	14
振動規制法	63	349

(2) 監視・指導

騒音に係る主な特定工場等に対しては、夜間騒音を測定し、規制基準の遵守状況を監視しています。令和 6 年度は 7 地点（図 2-3-2）で夜間騒音測定を行い、1 事業所において規制

基準不適合事案がありました。不適合事案においては、事業所へ原因調査と対策を求めました（表 2-3-7）。

特定建設作業については、事前届出の際に遵守事項の指導を行っています。

表 2-3-7 夜間騒音測定値の規制基準適合状況

地区	測定地点		地域区分	地図番号	測定結果	規制基準適合状況	
	工場名	測定場所					
浅牟田	㈱ヤヨイサンフーズ九州工場	西側高台	第3種	①	56	55	×
	㈱ヤヨイサンフーズ九州第2工場	南側	第3種	②	49	55	○
	三井化学㈱大牟田工場	三連冷却塔西側	第4種	③	61	65	○
横須	デンカ㈱大牟田工場	正門南側	第4種	④	62	65	○
	三池製錬㈱横須工場	鉦さい処理南側	第4種	⑤	62	65	○
	大牟田リサイクル発電㈱	南側	第4種	⑥	50	65	○

※ 単位は dB、○は適合、×は不適合を示す

※ 実施日：令和7年2月19日～20日

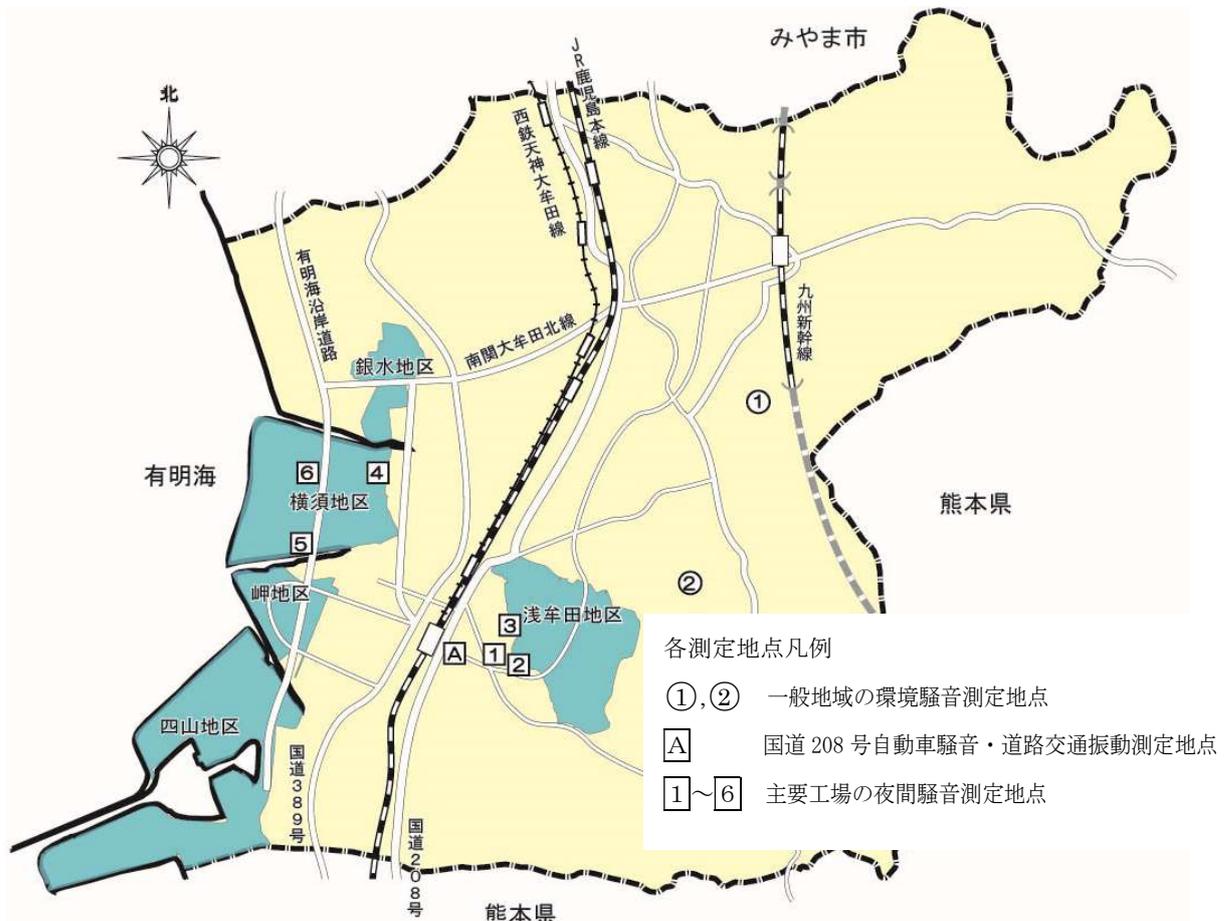


図 2-3-2 環境騒音及び主要工場の測定地点

第4節 土壌

土壌汚染については、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の3つの法律に基づき、県が対策を実施しています。市は県と連携して、対策を実施しています。

1 土壌汚染対策法に基づく対策

(1) 土壌汚染対策法とは

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康の被害防止に関する措置を定めること等により土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的（法第1条）として平成14年5月に公布されました。

同法では、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、26物質が対象物質（特定有害物質）として指定されています（法第2条）。

(2) 土壌調査から区域指定まで

県は土壌汚染状況調査結果（基準不適合）の報告を受けたとき、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合は、「要措置区域」に指定し、土地所有者等に対して汚染の除去等の措置を講ずるよう指示します。一方、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない場合は、「形質変更時要届出区域」に指定します。

ア 有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査義務（法第3条）

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用廃止時は、土地所有者等に土壌調査の義務が発生します。ただし、土地の利用方法から土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれがないと県の確認を受けた場合は、土壌調査が一時的に免除されます。

イ 土地の形質変更届出時の調査命令（法第3条、第4条）

次の届出の際、土地所有者等に土壌調査命令が発出されます。

※ 法第3条第1項ただし書確認を受けた土地（法第3条）

900平方メートル以上の土地（掘削・盛土の合計）の形質を変更しようとするとき。

※ 有害物質使用特定施設が設置されている、又は、設置されていた土地（法第4条）

900平方メートル以上の土地（掘削・盛土の合計）の形質を変更しようとするとき、着手の30日前までに届出が必要であり、届出の土地に土壌汚染のおそれがあると認める場合。

※ その他の土地（法第4条）

3,000平方メートル以上の土地（掘削・盛土の合計）の形質を変更しようとするとき、着手の30日前までに届出をする必要があり、届出の土地に土壌汚染のおそれがあると認める場合。

ウ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県知事が認めたとときの調査命令(法第5条)
 土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、土地所有者等に土壤調査命令が発出されます。

(3) 法施行状況

令和6年度の施行状況は次のとおりです(表2-4-1・表2-4-2)。

表2-4-1 土対法届出処理状況

条 項	届出の種類	
法第3条第1項	土地汚染状況調査結果報告書	0
法第3条第1項ただし書	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書	3
施行規則第16条第5項	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の承継届出書	2
法第3条第5項	土地利用方法変更届出	0
法第4条第1項	一定規模以上の土地の形質の変更届出書	6
法第4条第2項	土壤汚染状況調査結果報告書	1
法第12条第1項	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	4
法第14条第1項	指定の申請書	2
法第16条第1項	汚染土壤の区域外排出届出書	0
法第54条第1項	土地利用状況報告書	18
	形質変更時要届出区域の所有者変更届出	1
	形質変更時要届出区域内における土地の分筆の報告	1
県要綱第7条	土地の形質の変更終了報告書	5
県要綱第9条第3項	区域外搬出完了届出書	0
		43

表 2-4-2 形質変更時要届出区域の指定状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

指定年月日	形質変更時要届出区域の所在地	区域の面積	指定に係る特定有害物質の種類
平成 23 年 1 月 14 日	大牟田市健老町 475 番 2 の全部	8,950.03 m ²	ほう素及びその化合物
平成 23 年 4 月 22 日	大牟田市四山町 80 番 99	1,957.08 m ²	ふっ素及びその化合物
平成 26 年 9 月 2 日	大牟田市四山町 79 番 27、79 番 28、79 番 29、79 番 30、79 番 31、79 番 33、79 番 34、101 番 1、101 番 12、101 番 13、101 番 14 及び 101 番 17	59,234.86 m ²	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物
平成 27 年 10 月 20 日	大牟田市新港町 1 番 322 の一部	2,700 m ²	鉛及びその化合物 カドミウム及びその化合物
平成 30 年 7 月 13 日	大牟田市新港町 1 番 122、1 番 191、1 番 215、1 番 218 及び 1 番 220 の全部並びに 1 番 219、1 番 221、1 番 225、1 番 226 及び 1 番 235 の各一部	9,387 m ²	鉛及びその化合物 カドミウム及びその化合物
平成 31 年 2 月 1 日	大牟田市健老町 424 番 1、424 番 2 及び 424 番 3 の全部	378,062 m ²	全 26 項目
令和 2 年 12 月 25 日	大牟田市新港町 1 番 170 の一部	8,074 m ²	鉛及びその化合物
令和 3 年 3 月 2 日	大牟田市東萩尾町 150 番 1 の一部	100 m ²	ふっ素及びその化合物
令和 3 年 9 月 24 日	大牟田市焼石町 1 番 1 及び 36 番 2 の各一部、大牟田市三坑町 8 番 2 の一部、大牟田市大浦町 15 番 3 の一部	16,600 m ²	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
令和 6 年 9 月 26 日	大牟田市新開町 1 番 1 及び 1 番 3 の各一部	1,748 m ²	鉛及びその化合物
令和 6 年 9 月 27 日	大牟田市大字手鎌字北町 1510 番 3 の一部	155.9 m ²	ふっ素及びその化合物

※ 全 26 項目：クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル及び有機りん化合物

2 ダイオキシン類対策

県は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の土壤中ダイオキシン類の環境調査を行っています。直近 5 年の市内の調査結果は、表 2-4-3 のとおりです。調査開始以降、全ての地点で環境基準を達成しています。

なお、令和 6 年度は前年度に引き続き本市内における調査は実施されませんでした。

表 2-4-3 土壤中ダイオキシン類の調査結果 (福岡県調査) (単位:pg-TEQ/g)

年度	調査年月日	一般環境		発生源周辺		
		調査場所	結果	調査場所	結果	発生源
R 元	R 元. 8. 22	—	—	高砂公園	0. 12	三池製錬(株)横須工場
R2	R2. 8. 4	大正小学校	2. 0	—	—	—
R3	R3. 7. 30	羽山台小学校	0. 036	千代町公園	0. 0041	日本コークス工業(株) 三池リサイクルセンター
R4	R4. 8. 25	—	—	中尾公民館	0. 053	(有)徳重産業

※ 環境基準：1,000pg-TEQ/g ND:検出下限値未満

3 農用地対策

昭和 45 年に三井金属鉱業（株）三池製錬所からの排煙及び排水による農用地のカドミウム汚染が判明しました。県は基準値以上のカドミウムを含有する米が生産される地域を農用地土壌汚染対策地域等に指定（表 2-4-4）し、玄米中のカドミウム濃度調査や客土工事などの汚染防止対策を実施しています。

表 2-4-4 カドミウム汚染地域の地域指定状況

指定地域	指定要件		指定根拠	指定機関	指定日
農用地土壌汚染対策地域	1号	玄米中のカドミウム濃度が0.4ppmを超える地域	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条	県	S48.8 H5.6 H16.11 H26.4 (一部指定解除有)
	2号	1号地の近傍でカドミウム濃度が0.4ppmを超えるおそれが著しい地域			
カドミウム環境汚染要観察地域	成人平均1日当たりのカドミウム摂取量が0.3mg以上の地域		カドミウムによる環境汚染暫定対策要領	国	S46.1
カドミウム環境汚染要観察地域に準ずる地域	要観察地域以外で玄米中のカドミウム濃度が0.4ppm以上の地域		S45.11.25 食糧庁通達	県	S47.12 (順次見直し有)

(1) 玄米中のカドミウム濃度調査

令和6年度は、7地点で県による玄米中のカドミウム濃度調査が実施されました。

調査の結果、全ての地点においてカドミウム濃度は基準値（0.4ppm）未満でした（表 2-4-5）。

(2) 汚染防止・除去対策

農用地の汚染防止・除去対策には、恒久対策と応急対策があります。

恒久対策とは、汚染された農地を健全土壌に復旧する客土工事等です。恒久対策が完了するまでの間は、応急対策として吸収抑制資材の散布や水管理などでカドミウム含有米の生産抑制を図っています。

また、汚染米が流通しないよう、カドミウム含有量が0.4ppmを超える玄米は原因企業が買い上げています。

ア 恒久対策

現在、農用地土壌汚染対策地域として2地区が指定されています（表 2-4-6）。

表 2-4-5 玄米中のカドミウム濃度調査結果【農用地土壌汚染対策地域内】（令和6年度）

地点名	分析値 (ppm)
No. 1	0.07
No. 2	0.19
No. 3	0.04
No. 4	0.06
No. 5	0.20
No. 6	0.12
No. 7	0.16

（資料提供：市農林水産課）

イ 応急対策

県が策定するカドミウム含有米の生産防止計画に基づき、県の補助でカドミウムの吸収を抑制する土壌改良資材を配布しました。また、水管理などの技術指導を行いました。

表 2-4-6 農用地土壌汚染対策地域の指定・解除の状況

地域区分	面積 (ha)	指定日	指定解除日	備考
昭和開地区	38.19	S48.8.30 H5.6.30〔追加〕	H17.2.22	H9～10年度に客土工事実施（完了）
昭和開西部地区	44.53	H16.11.4	H23.6.9	H17～21年度に客土工事実施（完了）
昭和開北部地区	55.42	H16.11.4	H27.4.28	H21～25年度に客土工事実施（完了）
昭和開北部第二地区	32.09	H26.4.30	R4.5.19	H29～R2年度に客土工事実施（完了）
北部地区※	55.17	S48.8.30		
南部地区※	30.06	S48.8.30 H5.6.30〔追加〕		

※ 北部地区：大字唐船、下白川町、大字手鎌、横須町の一部

※ 南部地区：馬場町、沖田町、藤田町の一部

第5節 化学物質対策（PRTR 制度）

現在、国内に流通している化学物質は推計で数万種類といわれており、原材料から合成洗剤、化粧品、農薬、医薬品といった身近な製品に至るまで広く利用されています。



一方、環境中に排出された化学物質の中には、環境汚染を引き起こすものもあり、これまで様々な法律によって物質ごとに規制を行うなどの対応がとられてきました。しかし、従来の規制的手法だけでは十分な管理ができないため、化学物質の新たな管理の仕組みとして、PRTR 制度が平成 13 年度から導入されました。

1 PRTR 制度の概要

PRTR 制度とは、平成 12 年 3 月施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、毎年、どのような化学物質が、どこからどれだけ排出・移動（廃棄）されているかを知るための仕組みです。

情報の公開という手段によって、事業者自身による管理を促し、排出量や使用量などの削減につなげるという考え方に基づくものです。届出対象となる化学物質及び事業者は表 2-5-1 のとおりです。国は、届け出られたデータの集計と家庭や農地、自動車などから環境中に排出される対象化学物質の量の推計を公表しています。

2 集計結果の概要

令和 6 年度は、令和 5 年度の「排出量・移動量」についての届出があり、令和 7 年 3 月に国、県により集計結果が公表されました。

市内では 42 事業所から届出があり、排出量、移動量は表 2-5-2 のとおりです。排出量は 4 年度（581 トン）から 42 トン（約 7%）増加し、移動量は 4 年度（1,490 トン）から 386 トン（約 21%）増加しました。排出量の大部分は大気への排出となっており、移動量はその全てが廃棄物となっています。

PRTR 制度に基づく排出量・移動量の集計結果や個別事業所ごとのデータは環境省のホームページで公開されています（詳しくは、URL:<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html> から「PRTR インフォメーション広場」を参照）。

表 2-5-1 対象化学物質と対象事業者

対象化学物質	人の健康を損なうおそれ、又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあると認められるものなど 515 物質
対象事業者	次の 3 つの条件に全てあてはまる事業者 ①金属鉱業、製造業などの 24 業種 ②従業員数 21 人以上 ③いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン以上（特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 トン以上）である事業所

表 2-5-2 市内の排出量・移動量

（令和 5 年度）

		排出量・移動量 (kg/年)
排出量	大気	581,365
	公共用水域	41,399
	土壌	0
	埋立	0
	計	622,764
移動量	下水道	0
	廃棄物	1,875,640
	計	1,875,640
合計		2,498,405

※ 合計の値は各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数第 1 位まで）の合計について小数第 1 位で四捨五入し整数表示したものの。
※ 各値は丸めてあるため、和が一致しないことがある。

第6節 公害健康被害補償

昭和44年12月5日に一部施行された「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（以下「旧救済法」という。）に基づき、市内中央部17.71平方キロメートル（全市面積の23.3%、全市人口の57.3%）が昭和48年8月1日に地域指定を受け、市は公害による健康被害者の救済にあたってきました。昭和49年9月1日に旧救済法に代わって「公害健康被害補償法」が施行され、旧救済法の指定地域はそのまま「公害健康被害補償法」の指定地域として引き継がれました。

また、市独自の施策として、昭和50年9月1日に施行された「大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護要綱」によって法の適用を受けられない健康被害者のうち特定の要件を満たす被害者に対して、公害病と認定し、法に準じた保護事業を行ってきました。さらに昭和53年1月1日に施行された「大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例」によって、法に基づく指定地域の周辺地域12.48平方キロメートル（全市面積の15.7%、全市人口の17.5%）を条例による指定地域に指定し、昭和55年12月31日まで申請を受け付け、法に準じた保護を行ってきました。

昭和63年3月1日に「公害健康被害補償法」の改正が行われ、「公害健康被害の補償等に関する法律」となり、第1種地域の指定が解除されて以降、大気汚染の影響による健康被害者の新規認定は行われていません（表2-6-1）。

ただし、この法に基づき、現在も既被認定者等に対する補償給付及び公害保健福祉事業が継続して行われています。

また、大気汚染による健康被害を予防し、地域住民の健康の確保を図るため、市は昭和63年度から健康被害予防事業（環境保健事業、環境改善事業）を推進しています（表2-6-2）。

表2-6-1 疾病別被認定者数

（令和7年3月31日現在）

区分	法	条例	合計
慢性気管支炎	88	4	92
気管支ぜん息	351	9	360
ぜん息性気管支炎	0	0	0
肺気しゅ	0	0	0
合計	439	13	452

※大牟田市保健福祉部保健衛生課調べ（単位：人）

表2-6-2 健康被害予防事業

事業名	事業内容
環境保健事業	健康相談事業 アレルギー疾患で悩んでいる市民や乳幼児と関わりのある専門職等を対象に、子どものアレルギーに関する講演会等を実施しています。また、アレルギー疾患の予防啓発のため、母子健康手帳交付時に妊婦を対象にスキンケアの指導を実施しています。
	健康診査事業 乳幼児健康診査の結果により、アレルギー素因保有児やアレルギー症状があると思われる乳幼児のスクリーニングを実施し、保護者に対して電話や面談等で指導やアレルギー教室の案内を実施しています。
環境改善事業	当地域における大気環境の改善のため、総合的な計画を作成するとともに、大気浄化植樹事業を実施しています。

第3章 自然環境の保全

第1節 自然環境の概況

本市は、北部の甘木山から東部は稲荷山、上徳山、大間山、三池山、高取山等の標高180メートルから388メートルの低山地帯が連なり、隈川、堂面川、大牟田川、諏訪川の二級河川が、東部の低山地帯から西部の有明海へと流れ込んでいます。臨海部には干潟が見られるほか、有明海には、初島、三池島の人工島があります。また、市街地の中心部にある延命公園は、身近に親しめる貴重な自然とのふれあいの場となっています。

気候は温暖帯に区分され、自然植生は常緑広葉樹を主体とした照葉樹林帯に属します。また、市内各所の寺社や宅地の庭には、古くから市民に親しまれ、都市の良好な景観を形成している樹木等が見られます。これらは自然環境の保全上重要な価値があり、平成27年度の調査では、84本の巨木（保存樹に指定してあるものの中で幹の周辺が3メートル以上の樹木等）が確認されています。

地質は、新生代古第三紀層の地層が重なって分布しており、石炭産業が繁栄した本市では、古第三紀層の七浦層からたくさんの石炭が採掘されました。古第三紀層の地層の成り立ちをじかに見ることのできる貴重な稲荷層や米の山層の露頭があり、また動植物の化石が多く認められる勝立化石層などが存在しています。

第2節 貴重な動植物等

ここで紹介するのは、本市に生息する全国で個体数や種が減少し絶滅等が危惧されている貴重な動植物の一部です（この他にも多くの希少種が生息しています）。



○タケノコカワニナ

新生腹足目トゲカワニナ科。絶滅危惧ⅠA類（環境省レッドデータブック）。県内では絶滅が危惧される状況にある。殻長60ミリに達するが、小型の個体群もある。河口汽水域の流れの緩やかな泥底に生息する。別名レベックカワニナ。



○センバイアワモチ

異鰓目ドロアワモチ科。絶滅危惧Ⅰ類（環境省レッドデータブック）。全長4センチ、汽水域のヨシ原に近い泥干潟や転石の下などにすむ。生息環境である河川等の汽水域の開発による消失などで個体数が激減している。



○カスミサンショウウオ

有尾目サンショウウオ科。絶滅危惧Ⅱ類（環境省レッドデータブック）。最大全長13センチほど。環境が変わらなければ毎年同じ場所で産卵が行なわれる。幼生は4ヶ月ほどで変態し、上陸後は周辺の雑木林や竹林に分散し土壌動物を食べて生活する。日本固有種。

第3節 自然環境調査及び保全

本市には、豊かな自然が多く残されているものの、宅地開発や生活排水の流入等の人間活動によって自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。また、国外や国内の他地域から意図的・非意図的に外来種が導入されることにより、在来種に様々な影響が生じています。

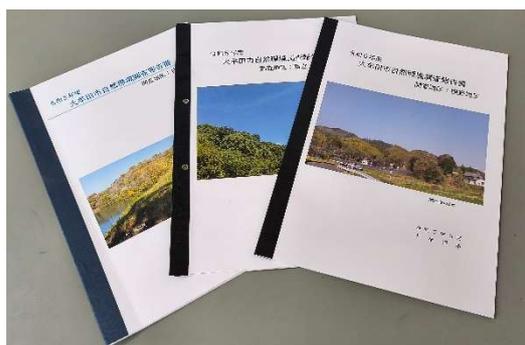
本市では、自然環境の保全を重要な課題の一つと位置づけ、自然環境に関する調査を実施し、自然環境保全の基礎資料としています。

1 自然環境調査

本市では、平成11、12年度に全市的な自然環境調査を行い、報告書を出しています。

その報告書以降は、本市の自然環境データの蓄積、自然環境変化のモニタリングとして、平成15年度から毎年度、対象地域を決定し、グリーンセンサス（定期的な自然環境調査）を行っています。

直近5年間に実施した調査地域は表3-3-1のとおりです。調査結果は、自然環境保全の基礎資料とするとともに市民の啓発に資するため、報告書にまとめて、市の情報公開センターで公表するとともに市のホームページでも公開しています。



大牟田市自然環境調査報告書

表 3-3-1 調査地域

年度	調査地域
R02	未実施
R03	甘木山
R04	未実施
R05	勝立・櫟野地区
R06	櫟野地区

2 自然環境の保全

(1) 開発行為に対する意見等

都市計画法に基づく開発行為について、開発事業が自然環境に与える影響を最小化するため、開発を行う者に対して、自然環境の保全を図るよう意見書による指導を行っています。

(2) 自然観察用マップ「大牟田の自然」の配布

本市は、山、川、海と自然に恵まれた地域で、様々な生き物が生息しています。そこで、市民に自然環境に目を向けてもらうため、どこにどのような生き物が生息しているかを記したマップを希望者に配布しています。



大牟田の自然

(3) その他の保全施策

ア 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、本市においては、次の2区域を県が鳥獣保護区として指定し、狩猟による鳥獣の捕獲を禁止しています(表3-3-2)。

表3-3-2 鳥獣保護区の内容

鳥獣保護区名称	面積	期間	鳥獣生息状況
甘木山 鳥獣保護区	555ha	平成4年11月15日から 令和14年11月14日まで	(鳥類) カイツブリ、ゴイサギ、メジロ、コゲラ等 約34種 (獣類) ノウサギ、タヌキ、イノシシ等
三塚山 鳥獣保護区	585ha	令和3年11月15日から 令和13年11月14日まで	(鳥類) カイツブリ、ツグミ、メジロ、ダイサギ等約27種 (獣類) ノウサギ、タヌキ、イノシシ等

イ 「緑の基本計画」に基づく施策の展開

緑は、良好な景観を形成し、都市の気象緩和や生物の生息・生育空間の保全に資するとともに、身近に親しめる自然とのふれあいの場など多様な機能を有しています。

本市では、令和3年3月に緑が持つ機能の重要性を認識し、緑を市民共有の財産として守り育てていくために、緑を共に守る、緑を共に活用する、緑と共に生きるを基本方針とする「緑の基本計画」を改定しました。

この実施計画に掲げる緑化施策として、公園緑地等における美化活動等を5年以上継続して実施している個人や団体を表彰する「緑化功労者表彰」を活用し、活動意欲やステータスの向上を図るとともに、まちを美しくする活動について多くの人に理解してもらい、市民と協働で進めるまちづくり活動の活性化を図っています。

また、緑豊かで快適な都市環境を確保するために「大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例」に基づき、112本(令和6年度末現在)の保存樹の指定を行うとともに「まちの美^{みりよくか}緑花ボランティア制度」などを活用し、市民との協働による都市景観の向上に努めました。

環境保全に関する資料

1 大気	60
(1) 自動測定機による大気環境測定結果	60
(2) 浮遊粉じん中の重金属測定結果	62
(3) 有害大気汚染物質測定結果	62
(4) 大気汚染防止法等に基づく届出状況	63
2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況	64
3 水質	64
(1) 補助地点における河川の水質調査結果	64
(2) 流入水路（生活排水）の水質調査結果	67
(3) 大牟田エコタウン雨水調整池調査結果	67
4 騒音・振動	67
(1) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況	67
(2) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況	68
(3) 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく 騒音に係る特定施設の届出状況	68
(4) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	68
(5) 道路交通振動測定結果	69
(6) 自動車騒音面的評価結果	69
(7) 一般地域の環境騒音測定結果	71
5 環境保全に関する主な出来事	72

1 大気

(1) 自動測定機による大気環境測定結果

ア 二酸化硫黄

(令和6年度)

	有効測定日数	測定時間	(年) 平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有・無	日
国設大牟田	354	8496	0.001	0	0.0	0	0.0	0.054	0.004	無	0
新地	365	8695	0.001	0	0.0	0	0.0	0.051	0.004	無	0
七浦	363	8689	0.001	0	0.0	0	0.0	0.083	0.004	無	0
橋	364	8688	0.001	0	0.0	0	0.0	0.051	0.004	無	0

イ 二酸化窒素

(令和6年度)

	有効測定日数	測定時間	(年) 平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
国設大牟田	352	8469	0.006	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
新地	365	8696	0.010	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
橋	364	8694	0.003	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0

ウ 一酸化窒素・窒素酸化物

(令和6年度)

	有効測定日数	測定時間	(年) 平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	平均値におけるNO ₂ / (NO + NO ₂)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
国設大牟田	352	8469	0.002	0.131	0.010	74.8
			0.008	0.174	0.024	
新地	365	8696	0.006	0.206	0.027	61.9
			0.016	0.250	0.051	
橋	364	8694	0.000	0.033	0.002	88.4
			0.004	0.067	0.010	

※上段：一酸化窒素 下段：窒素酸化物

エ 一酸化炭素

(令和6年度)

	有効測定日数	測定時間	(年) 平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	1時間値が30ppm以上となったことがある日数
	日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有・無	日	日
国設大牟田	353	8493	0.3	0	0.0	0	0.0	3.2	1.0	無	0	0

オ 浮遊粒子状物質

(令和6年度)

	有効測定日数	測定時間	(年)平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有・無	日
国設大傘田	354	8548	0.016	0	0.0	0	0.0	0.117	0.038	無	0
新地	365	8745	0.016	0	0.0	0	0.0	0.108	0.036	無	0
七浦	362	8717	0.015	0	0.0	0	0.0	0.087	0.036	無	0
橘	365	8744	0.014	0	0.0	0	0.0	0.102	0.032	無	0

カ 微小粒子状物質

(令和6年度)

	有効測定日数	測定時間	(年)平均値	日平均値の最高値	日平均値が35.0μg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35.0μg/m ³ を超えた日数
	日	時間	μg/m ³	μg/m ³	日	%	μg/m ³	μg/m ³	日
国設大傘田	355	8571	11.4	38.6	2	0.6	63	27.4	0
新地	365	8740	11.8	50.5	2	0.5	64	28.9	0

キ 光化学オキシダント

(令和6年度)

	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
国設大傘田	229	3366	0.037	34	151	0	0	0.091	0.050
七浦	365	5460	0.032	50	220	0	0	0.089	0.045
橘	365	5456	0.036	64	313	0	0	0.092	0.048

※昼間：午前5時から午後8時までの間（6時から20時までの1時間値が評価対象となる。）

ク 炭化水素

(令和6年度)

	項目	測定時間	(年)平均値	午前6時から9時までの3時間における							
				測定日数	(年)平均値	3時間平均値の最高値	3時間平均値の最低値	3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
				日	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日	%
国設大傘田	CH ₄	8479	2.01	355	2.03	2.17	1.85	6	1.7	0	0.0
	NMHC	8479	0.07		0.09	0.30	0.00				
	THC	8479	2.09		2.12	2.38	1.87				
七浦	CH ₄	8684	2.00	365	2.02	2.16	1.85	65	17.8	13	3.6
	NMHC	8684	0.11		0.14	0.69	0.03				
	THC	8684	2.11		2.16	2.78	1.88				

※CH₄：メタン、NMHC：非メタン炭化水素、THC：全炭化水素

※単位：ppmCは炭化水素類の濃度をメタン濃度に換算したものの。（例：1ppmCのプロパン（C₃H₈）は3ppmCとなる）

ケ 気象観測結果

(令和6年度)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	月平均
降雨量(mm)	119.5	187.0	245.0	229.0	297.5	97.5	93.5	100.0	5.0	6.0	31.5	64.0	1475.5	123.0
風向 [主風向](16方位)	N	N	SE	SW	N	N	N	N	NW	NW	NW	N	N	—
〃 [頻度](%)	16.5	18.1	11.4	19.5	14.1	16.7	37.5	26.4	16.4	15.1	20.4	21.9	15.6	—
平均風速(m/s)	2.0	2.4	2.3	2.9	2.4	2.1	2.1	1.9	1.9	1.9	2.4	2.6	2.2	—
平均温度(°C)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均湿度(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※国設大牟田局調べ。温度と湿度は機器故障により欠測。

(2) 浮遊粉じん中の重金属測定結果(ハイボリウム・エアサンプラー法) (令和6年度)

No	測定項目	単位	国設大牟田	新地
1	カドミウム	ng/m ³	0.64	1.3
2	鉛	ng/m ³	27	48
3	亜鉛及びその化合物	ng/m ³	246	594

※値は年間平均値

(3) 有害大気汚染物質測定結果 (令和6年度)

No	測定項目	環境基準等 ^(注)	単位	一般環境	固定発生源周辺		
				国設大牟田	新地	三川地区 公民館	七浦
1	アクリロニトリル	2.0**	μg/m ³	0.017	—	—	—
2	クロロホルム	18**	μg/m ³	0.18	—	—	—
3	酸化エチレン		μg/m ³	0.050	0.050	—	0.054
4	1,2-ジクロロエタン	1.6**	μg/m ³	0.15	—	—	—
5	ジクロロメタン	150*	μg/m ³	—	—	—	0.93
6	水銀及びその化合物	40**	ng/m ³	—	2.1	2.2	2.2
7	ダイオキシン類	0.6*	pg-TEQ/m ³	0.016	0.045	—	—
8	トルエン		μg/m ³	—	—	4.5	—
9	ベンゼン	3.0*	μg/m ³	1.2	0.88	1.2	1.8
10	ベンゾ[a]ピレン		ng/m ³	0.13	—	—	—
11	ジベンゾ[a,h]アントラセン		ng/m ³	0.012	—	—	—
12	ベンゾ[b]フルオランテン		ng/m ³	0.20	—	—	—
13	ベンゾ[k]フルオランテン		ng/m ³	0.082	—	—	—
14	インデノ[1,2,3-c,d]ピレン		ng/m ³	0.14	—	—	—
15	ジベンゾ[a,e]ピレン		ng/m ³	0.035	—	—	—
16	ジベンゾ[a,h]ピレン		ng/m ³	0.0026	—	—	—
17	ジベンゾ[a,i]ピレン		ng/m ³	0.0045	—	—	—
18	ジベンゾ[a,l]ピレン		ng/m ³	0.021	—	—	—
19	ベンゾ[e]ピレン		ng/m ³	0.17	—	—	—
20	ベンゾ[j]フルオランテン		ng/m ³	0.097	—	—	—
21	クリセン		ng/m ³	0.47	—	—	—
22	アントラセン		ng/m ³	0.37	—	—	—
23	フェナントレン		ng/m ³	10	—	—	—
24	ホルムアルデヒド		μg/m ³	3.4	—	—	—
25	鉛及びその化合物		ng/m ³	13	—	—	—
26	カドミウム及びその化合物		ng/m ³	0.40	—	—	—

※国設大牟田局のデータは、環境省有害大気汚染物質モニタリング結果より転記

※ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施

※値は年間平均値

※注[*]環境基準、「**」指針値(環境中の有害大気汚染による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

(4) 大気汚染防止法等に基づく届出状況

(令和7年3月31日現在)

項	特定施設の種類の	大気汚染防止法		電気事業法		計	
		工場	事業場	工場	事業場		
ばい煙発生施設等	1	ボイラー	45	23	11		79
	3	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	1				1
	5	溶解炉	10				10
	6	金属加熱炉	3				3
	9	焼成炉・溶融炉	7				7
	10	反応炉・直火炉	8				8
	11	乾燥炉	10	4			14
	13	廃棄物焼却炉	1	7			8
	14	銅・鉛・亜鉛の焙焼炉等	9				9
	19	塩素反応施設等	30				30
	29	ガスタービン	2		1	4	7
	30	ディーゼル機関	9	22	6	24	61
	31	ガス機関	2			1	3
		ばい煙発生施設等施設合計	137	56	18	29	240
	ばい煙発生施設等設置工場等数	31	21	6	24	82	
VOC排出施設	3	塗装の用に供する乾燥施設	1				1
		VOC排出施設合計	1				1
		VOC排出施設設置工場等数	1				1
一般粉じん発生施設	2	堆積場	15	9			24
	3	コンベア	29	2			31
	4	破碎機・摩砕機	9	2			11
		一般粉じん発生施設等合計	53	13			66
		一般粉じん発生施設等設置工場等数	10	2			12
水銀排出施設	1	小型石炭混焼ボイラー			2		2
	2	石炭燃焼ボイラー(上記以外)			1		1
	5	非鉄金属製造二次施設(鉛、銅、亜鉛)	9				9
	7	セメントの製造の用に供する焼成炉	1				1
	8	廃棄物焼却炉	1	7			8
		水銀排出施設等合計	11	7	3		21
		水銀排出施設等設置工場等数	4	4	3		11

※ 項の欄の数字はそれぞれ、大気汚染防止法施行令別表第1(ばい煙発生施設)、別表第1の2(VOC排出施設)、別表第2(一般粉じん発生施設)、大気汚染防止法施行規則別表第3の3(水銀排出施設)の上欄の番号を表す。

※ 電気事業法に規定される電気工作物及びガス事業法に規定されるガス工作物に係るばい煙発生施設等は電気事業法の欄に示す。

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況 (令和7年3月31日現在)

	号	特定施設の種類の	届出数	
大気基準適用施設	3	亜鉛回収用焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・溶解炉・乾燥炉	3	
	4	アルミニウム合金製造用焙焼炉・溶解炉・乾燥炉	1	
	5	廃棄物焼却炉 (4t/h 以上)	1	
		〃 (2t/h 以上 4t/h 未満)	7	
		〃 (2t/h 未満)	2	
	特定施設数合計			14
工場・事業場数合計			9	
水質基準対象施設	2	カーバイド法アセチレンガス洗浄施設	1	
	13	亜鉛回収施設	9	
	15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設・灰の貯留施設	4	
	特定施設数合計			14
	工場・事業場数合計			4

※号の欄の数字はそれぞれ、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1(大気基準適用施設)、別表第2(水質基準対象施設)の番号を表す

3 水質

(1) 補助地点における河川の水質調査結果 (令和6年度)

河川名 地点名(類型)	堂面川水系 白銀川 新高田橋 (A)					隈川 亀崎橋 (A)					環境基準値 A類型			
	項目名	平均値	75%値	最小	最大	m/n	平均値	75%値	最小	最大		m/n		
生活環境項目	pH (水素イオン濃度)	7.7		7.6	~	7.9	0/6	7.4		7.2	~	7.6	0/6	6.5~8.5
	DO (溶存酸素量)	8.8		8.1	~	9.9	0/6	6.7		4.6	~	8.6	4/6	7.5 以上
	BOD (生物化学的酸素要求量)	1.8	2.2	0.9	~	3.7	3/6	2.9	3.5	2.1	~	3.7	6/6	2 以下
	SS (浮遊物質質量)	4		1	~	15	0/6	7		2	~	12	0/6	25 以下
	T-N (全窒素)	0.7		0.7	~	0.7	-/1	1.9		1.9	~	1.9	-/1	-
	T-P (全リン)	0.048		0.048	~	0.048	-/1	0.26		0.26	~	0.26	-/1	-
	大腸菌数 (CFU/100mL)	210		210	~	210	0/1	360		360	~	360	1/1	300 以下
健康項目	カドミウム			~	~				~	~				0.003 以下
	全シアン			~	~				~	~				不検出
	鉛			~	~				~	~				0.01 以下
	6価クロム			~	~				~	~				0.02 以下
	ヒ素			~	~				~	~				0.01 以下
	総水銀			~	~				~	~				0.0005 以下
	ジクロロメタン			~	~				~	~				0.02 以下
	四塩化炭素			~	~				~	~				0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン			~	~				~	~				0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン			~	~				~	~				0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン			~	~				~	~				0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン			~	~				~	~				1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン			~	~				~	~				0.006 以下
	トリクロロエチレン			~	~				~	~				0.01 以下
	テトラクロロエチレン			~	~				~	~				0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン			~	~				~	~				0.002 以下
	チウラム			~	~				~	~				0.006 以下
	シマジン			~	~				~	~				0.003 以下
	チオベンカルブ			~	~				~	~				0.02 以下
	ベンゼン			~	~				~	~				0.01 以下
セレン			~	~				~	~				0.01 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素			~	~				~	~				10 以下	
ふっ素			~	~				~	~				0.8 以下	
ほう素			~	~				~	~				1 以下	
1,4-ジオキサン			~	~				~	~				0.05 以下	
その他の項目	電気伝導度 (mS/m)	16		11	~	18	-/6	24		21	~	25	-/6	-
	透視度 (cm)	89		58	~	>100	-/6	85		55	~	>100	-/6	-

河川名		諏訪川					諏訪川					環境基準値 A類型		
地名(類型)		白井橋 (A)					教楽橋 (A)							
項目名	平均値	75%値	最小	～	最大	m/n	平均値	75%値	最小	～	最大		m/n	
生活環境項目	pH (水素イオン濃度)	7.8		7.7	～	7.9	0/6	7.9		7.9	～	8.0	0/6	6.5～8.5
	DO (溶存酸素量)	7.5		5.7	～	10	4/6	8.9		7.5	～	10	0/6	7.5 以上
	BOD (生物化学的酸素要求量)	1.5	1.8	1.1	～	2.0	0/6	1.6	2.2	0.8	～	2.4	2/6	2 以下
	SS (浮遊物質)	6		2	～	14	0/6	5		<1	～	9	0/6	25 以下
	T-N (全窒素)	1.3		1.3	～	1.3	-/1	1.4		1.4	～	1.4	-/1	—
	T-P (全リン)	0.057		0.057	～	0.057	-/1	0.061		0.061	～	0.061	-/1	—
	大腸菌数 (CFU/100mL)	160		160	～	160	0/1	120		120	～	120	0/1	300 以下
健康項目	カドミウム				～						～			0.003 以下
	全シアン				～						～			不検出
	鉛				～						～			0.01 以下
	6価クロム				～						～			0.02 以下
	ヒ素				～						～			0.01 以下
	総水銀				～						～			0.0005 以下
	ジクロロメタン				～						～			0.02 以下
	四塩化炭素				～						～			0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン				～						～			0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン				～						～			0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン				～						～			0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン				～						～			1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン				～						～			0.006 以下
	トリクロロエチレン				～						～			0.01 以下
	テトラクロロエチレン				～						～			0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン				～						～			0.002 以下
	チウラム				～						～			0.006 以下
シマジン				～						～			0.003 以下	
チオベンカルブ				～						～			0.02 以下	
ベンゼン				～						～			0.01 以下	
セレン				～						～			0.01 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素				～						～			10 以下	
ふっ素				～						～			0.8 以下	
ほう素				～						～			1 以下	
1,4-ジオキサン				～						～			0.05 以下	
その他の項目	電気伝導度 (mS/m)	20		17	～	23	-/6	18		17	～	19	-/6	—
	透視度 (cm)	76		60	～	>100	-/6	86		65	～	>100	-/6	—

河川名		堂面川水系 長溝川					堂面川					環境基準値 B類型		
地名(類型)		前田橋 (B)					田町橋 (B)							
項目名	平均値	75%値	最小	～	最大	m/n	平均値	75%値	最小	～	最大		m/n	
生活環境項目	pH (水素イオン濃度)	7.8		7.6	～	7.9	0/6	7.6		7.5	～	7.7	0/6	6.5～8.5
	DO (溶存酸素量)	7.7		6.3	～	10	0/6	7.5		5.7	～	9.4	0/6	5 以上
	BOD (生物化学的酸素要求量)	2.4	2.6	1.8	～	3.8	1/6	1.6	2.0	1.0	～	2.2	0/6	3 以下
	SS (浮遊物質)	6		2	～	12	0/6	2		<1	～	3	0/6	25 以下
	T-N (全窒素)	1.9		1.9	～	1.9	-/1	0.8		0.8	～	0.8	-/1	—
	T-P (全リン)	0.25		0.25	～	0.25	-/1	0.081		0.081	～	0.081	-/1	—
	大腸菌数 (CFU/100mL)	1200		1200	～	1200	1/1	460		460	～	460	0/1	1,000 以下
健康項目	カドミウム	<0.0003		<0.0003	～	<0.0003	0/1				～			0.003 以下
	全シアン	<0.1		<0.1	～	<0.1	0/1				～			不検出
	鉛	<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1				～			0.01 以下
	6価クロム	<0.02		<0.02	～	<0.02	0/1				～			0.02 以下
	ヒ素	<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1				～			0.01 以下
	総水銀	<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1				～			0.0005 以下
	ジクロロメタン	<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1				～			0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002		<0.0002	～	<0.0002	0/1				～			0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		<0.0004	～	<0.0004	0/1				～			0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1				～			0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		<0.004	～	<0.004	0/1				～			0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1				～			1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		<0.0006	～	<0.0006	0/1				～			0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001		<0.001	～	<0.001	0/1				～			0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1				～			0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		<0.0002	～	<0.0002	0/1				～			0.002 以下
	チウラム	<0.0006		<0.0006	～	<0.0006	0/1				～			0.006 以下
シマジン	<0.0003		<0.0003	～	<0.0003	0/1				～			0.003 以下	
チオベンカルブ	<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1				～			0.02 以下	
ベンゼン	<0.001		<0.001	～	<0.001	0/1				～			0.01 以下	
セレン	<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1				～			0.01 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1.8		1.8	～	1.8	0/1				～			10 以下	
ふっ素	0.2		0.2	～	0.2	0/1				～			0.8 以下	
ほう素	0.05		0.05	～	0.05	0/1				～			1 以下	
1,4-ジオキサン	<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1				～			0.05 以下	
その他の項目	電気伝導度 (mS/m)	29		26	～	32	-/6	21		20	～	22	-/6	—
	透視度 (cm)	86		55	～	>100	-/6	>100		>100	～	>100	-/6	—

河川名		大牟田川					環境基準値 B類型	
地点名(類型)		七浦橋 (B)						
項目名	平均値	75%値	最小	～	最大	m/n		
生活環境項目	pH (水素イオン濃度)	8.6		8.0	～	9.4	3/6	6.5～8.5
	DO (溶存酸素量)	12		8.5	～	15	0/6	5 以上
	BOD (生物化学的酸素要求量)	2.7	3.2	1.3	～	5.2	2/6	3 以下
	SS (浮遊物質)	2		<1	～	4	0/6	25 以下
	T-N (全窒素)	1.9		1.9	～	1.9	-/1	-
	T-P (全磷)	0.78		0.78	～	0.78	-/1	-
	大腸菌数 (CFU/100mL)	160		160	～	160	0/1	1,000 以下
健康項目	カドミウム	<0.0003		<0.0003	～	<0.0003	0/1	0.003 以下
	全シアン	<0.1		<0.1	～	<0.1	0/1	不検出
	鉛	<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1	0.01 以下
	6価クロム	<0.02		<0.02	～	<0.02	0/1	0.02 以下
	ヒ素	<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1	0.01 以下
	総水銀	<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1	0.0005 以下
	ジクロロメタン	<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002		<0.0002	～	<0.0002	0/1	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		<0.0004	～	<0.0004	0/1	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		<0.004	～	<0.004	0/1	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		<0.0006	～	<0.0006	0/1	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001		<0.001	～	<0.001	0/1	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		<0.0002	～	<0.0002	0/1	0.002 以下
	チウラム	<0.0006		<0.0006	～	<0.0006	0/1	0.006 以下
シマジン	<0.0003		<0.0003	～	<0.0003	0/1	0.003 以下	
チオベンカルブ	<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1	0.02 以下	
ベンゼン	<0.001		<0.001	～	<0.001	0/1	0.01 以下	
セレン	<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1	0.01 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1.8		1.8	～	1.8	0/1	10 以下	
ふっ素	0.7		0.7	～	0.7	0/1	0.8 以下	
ほう素	0.26		0.26	～	0.26	0/1	1 以下	
1,4-ジオキサン	<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1	0.05 以下	
その他の項目	電気伝導度 (mS/m)	50		36	～	63	-/6	-
	透視度 (cm)	95		67	～	>100	-/6	-

河川名		堂面川水系白銀支流 手鎌南川				堂面川水系白銀支流 手鎌野間川				環境基準値 B類型				
地点名(類型)		甘木橋 (B準用)				安入寺橋 (B準用)								
項目名	平均値	75%値	最小	～	最大	m/n	平均値	75%値	最小		～	最大	m/n	
生活環境項目	pH (水素イオン濃度)	8.0		7.5	～	9.4	1/6	8.1		7.7	～	9.1	1/6	6.5～8.5
	DO (溶存酸素量)	8.8		4.9	～	13	1/6	8.5		6.8	～	12	0/6	5 以上
	BOD (生物化学的酸素要求量)	3.5	4.7	2.2	～	6.0	3/6	4.1	6.4	2.4	～	6.5	4/6	3 以下
	SS (浮遊物質)	3		1	～	7	0/6	7		3	～	11	0/6	25 以下
	T-N (全窒素)	2.8		2.8	～	2.8	-/1	1.1		1.1	～	1.1	-/1	-
	T-P (全磷)	0.43		0.43	～	0.43	-/1	0.12		0.12	～	0.12	-/1	-
	大腸菌数 (CFU/100mL)	540		540	～	540	0/1	26		26	～	26	0/1	1,000 以下
健康項目	カドミウム				～		<0.0003		<0.0003	～	<0.0003	0/1	0.003 以下	
	全シアン				～		<0.1		<0.1	～	<0.1	0/1	不検出	
	鉛				～		<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1	0.01 以下	
	6価クロム				～		<0.02		<0.02	～	<0.02	0/1	0.02 以下	
	ヒ素				～		<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1	0.01 以下	
	総水銀				～		<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1	0.0005 以下	
	ジクロロメタン				～		<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1	0.02 以下	
	四塩化炭素				～		<0.0002		<0.0002	～	<0.0002	0/1	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン				～		<0.0004		<0.0004	～	<0.0004	0/1	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン				～		<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン				～		<0.004		<0.004	～	<0.004	0/1	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン				～		<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン				～		<0.0006		<0.0006	～	<0.0006	0/1	0.006 以下	
	トリクロロエチレン				～		<0.001		<0.001	～	<0.001	0/1	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン				～		<0.0005		<0.0005	～	<0.0005	0/1	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン				～		<0.0002		<0.0002	～	<0.0002	0/1	0.002 以下	
	チウラム				～		<0.0006		<0.0006	～	<0.0006	0/1	0.006 以下	
シマジン				～		<0.0003		<0.0003	～	<0.0003	0/1	0.003 以下		
チオベンカルブ				～		<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1	0.02 以下		
ベンゼン				～		<0.001		<0.001	～	<0.001	0/1	0.01 以下		
セレン				～		<0.002		<0.002	～	<0.002	0/1	0.01 以下		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素				～			0.8		0.8	～	0.8	0/1	10 以下	
ふっ素				～		<0.2		<0.2	～	<0.2	0/1	0.8 以下		
ほう素				～		0.06		0.06	～	0.06	0/1	1 以下		
1,4-ジオキサン				～		<0.005		<0.005	～	<0.005	0/1	0.05 以下		
その他の項目	電気伝導度 (mS/m)	25		21	～	29	-/6	26		17	～	37	-/6	-
	透視度 (cm)	73		18	～	>100	-/6	57		30	～	>100	-/6	-

(2) 流入水路(生活排水)の水質調査結果

(令和6年度)

調査場所 項目名	七夕橋下流水路<堂面川>			御幸返橋下流水路<堂面川>			中牟田川<白銀川>			亀崎橋上流水路<隈川>		
	平均値	最小	最大	平均値	最小	最大	平均値	最小	最大	平均値	最小	最大
pH(水素イオン濃度)	8.0	7.4	8.5	8.7	8.1	9.0	7.6	7.4	7.8	8.1	7.5	8.8
DO(溶存酸素量)	9.6	6.0	14	11	10	12	8.3	7.4	10	10	7.9	11
BOD(生物化学的酸素要求量)	4.0	2.5	6.0	4.5	2.3	5.6	3.0	1.7	5.8	4.5	2.7	8.5
SS(浮遊物質量)	6	2	9	2	1	5	9	2	19	4	<1	7
T-N(全窒素)	1.4	1.4	1.4	1.7	1.7	1.7	3.6	3.6	3.6	4.2	4.2	4.2
T-P(全磷)	0.13	0.13	0.13	0.33	0.33	0.33	0.35	0.35	0.35	0.41	0.41	0.41
ノルマルヘキササン抽出物質(鉱油類)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
同上(動植物油脂類)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

(3) 大牟田エコタウン雨水調整池調査結果

(令和6年度)

地点名 項目名	エコタウン調整池				環境基準値
	平均値	最小	最大	最大	
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.6	7.6	9.6	7.0~8.3(海域C)
	DO(溶存酸素量)	8.1	6.1	10	2以上(海域C)
特殊項目	溶解性鉄	<0.1	<0.1	<0.1	-
	溶解性マンガン	<0.1	<0.1	<0.1	-
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	6価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	0.02以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下

備考

- ※ 測定回数(年間): 補助地点における河川調査6回、流入水路調査4回、大牟田エコタウン雨水調整池調査2回
- ※ 単位: 透視度、pH、大腸菌数、電気伝導度以外はmg/L
- ※ m/n: 環境基準に適合しない日数/総測定日数
- ※ 75%値: 測定した年間データのうち、値の小さい方から75%の範囲にある最高値をいう。河川の水質調査を年間6回行っている地点は、値の小さい方から5番目のデータを75%値とする
- ※ 測定値は、有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる(ただし、pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする) また、定量下限値の桁を下回る桁については切り捨てる
- ※ 平均値は、3桁目を四捨五入し、有効数字2桁又は定量下限値を下回る桁を四捨五入する。平均値の算出にあたっては、定量下限値未満は定量下限値の値を用いる

4 騒音・振動

(1) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和7年3月31日現在)

特定施設の名称	施設数	特定施設の名称	施設数
1 金属加工機械	96	5 建設用資材製造機械	4
イ 圧延機械	1	イ コンクリートプラント	2
ロ 製管機械	0	ロ アスファルトプラント	2
ハ ベンディングマシン	3	6 穀物用製粉機	0
ニ 液圧プレス	38	7 木材加工用機械	22
ホ 機械プレス	19	イ ドラムバーガー	0
ヘ せん断機	27	ロ チッパー	0
ト 鍛造機	0	ハ 碎木機	0
チ ワイヤフォーミングマシン	0	ニ 帯のご盤	2
リ プラスト	1	ホ 丸のご盤	10
ヌ タンブラー	0	ヘ かなな盤	10
ル 切断機	7	8 抄紙機	0
2 空気圧縮機及び送風機	1,292	9 印刷機械	46
3 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	144	10 合成樹脂用射出成形機	70
4 織機	0	11 鋳造型機	2
		合計	1676

(2) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和7年3月31日現在)

特定施設の名称		施設数	特定施設の名称		施設数
1	金属加工機械	44	5	コンクリートブロックマシン並びに コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	0
	イ 液圧プレス	15	6	木材加工用機械	0
	ロ 機械プレス	12		イ ドラムバーガー	0
	ハ せん断機	16		ロ チッパー	0
	ニ 鍛造機	1			
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	0			
2	圧縮機	153	7	印刷機械	11
3	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	69	8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0
4	織機	0	9	合成樹脂用射出成形機	72
			10	鋳造型機	0
			合 計		349

(3) 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく

騒音に係る特定施設の届出状況

(令和7年3月31日現在)

特定施設の名称		施設数	特定施設の名称		施設数
イ	金属加工機械	3	ロ	クーリングタワー	3
	(一) 圧延機械	0	ハ	ドラム缶洗浄機	0
	(二) ベンディングマシン	0	ニ	ロータリーキルン	0
	(三) せん断機	0	ホ	重油バーナー	8
	(四) プラスト	1	ヘ	電気炉	0
	(五) 高速切断機及びプラズマ切断機	1	合 計		14
	(六) 研磨機	1			

(4) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和7年3月31日現在)

騒音規制法に基づく特定建設作業の種類	件数	振動規制法に基づく特定建設作業の種類	件数
1	5	1	3
2	0	2	0
3	15	3	0
4	1	4	8
5	0		
6	2		
7	0		
8	0		
合 計		合 計	
	23		11

(5) 道路交通振動測定結果

区分	時間帯	測定時間	有効実測時間(秒)	道路交通振動(dB)		交通量(台)								大型車混入率*	平均速度*(km/h)	
				80%レンジの上端値		上り				下り					上り	下り
				1時間値	平均	大型	普通	二輪	合計	大型	普通	二輪	合計			
昼間	15	15:00	600	36.7	37	4	92	4	100	4	113	3	120	3.6	42.1	42.9
	16	16:00	600	36.9		4	108	9	121	5	150	3	158	3.2	39.4	43.6
	17	17:00	600	35.9		3	151	8	162	2	149	5	156	1.6	44.7	41.8
	18	18:00	600	34.3		1	104	1	106	1	113	2	116	0.9	44.4	46.7
夜間	19	19:00	600	33.8	628	1	63	3	67	2	85	0	87	1.9	44.5	49.2
	20	20:00	600	33.6		2	68	3	73	0	59	1	60	1.5	41.8	50.2
	21	21:02	600	32.1		1	25	0	26	1	33	1	35	3.3	45.0	50.4
	22	22:00	600	29.6		1	28	1	30	0	26	2	28	1.7	49.6	47.8
合計						16	639	29	684	15	728	17	760	42.21	43.9	46.6

国道 208 号 有明町 (大牟田市役所前)

※ 道路交通振動 測定年月日：令和 6 年 12 月 17 日

* 端数処理の都合により、各時間帯の値の平均値と、全時間帯の平均値が一致しないときがある

(6) 自動車騒音面的評価結果

ア 評価対象区間及び道路調査結果

H27 年度 交通センサ調査 単区間番号	評価区間 番号	路線名	起点-終点	評価 区間 延長 (Km)	車線数	道路 構造	遮音壁	舗装種別	騒音発生 強度の 把握の方法	
11680	11680-1	一般国道 208 号	東新町 1 丁目 5 ~ 日出町 2 丁目 2	0.3	4	平面	無	低騒音舗装 なし	2	
	11690-1		日出町 2 丁目 2 ~ 中白川町	0.2	4	平面	無	低騒音舗装 あり	2	
	11690-2		中白川町 ~ 大字草木	1.1	2	平面	無	低騒音舗装 あり	1	実施
11690	11690-3		大字草木 ~ 大字草木	0.3	2	平面	無	低騒音舗装 あり	2	
	11690-4		大字草木 ~ 大字草木	0.3	2	平面	無	低騒音舗装 あり	2	
	11690-5		大字草木 ~ 大字甘木	1.1	2	平面	無	低騒音舗装 あり	2	

※ 測定年月日：令和 6 年 12 月 3 日～ 4 日

※ 騒音発生強度の把握の方法

1：沿道騒音レベルの実測による方法

2：他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法

3：自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法

4：交通量が僅少の事由により、環境基準値以下と決定する方法

イ 測定結果（道路近傍騒音レベル・背後地騒音レベル）

（単位：dB）

測定地点番号	評価区間番号	路線名	道路近傍騒音レベル (L _{Aeq})		背後地騒音レベル (L _{A95})	
			昼間	夜間	昼間	夜間
11690	11690-2	一般国道 208 号	69	63	45	40

- ※ 1. 測定地点番号：面的評価支援システムで設定した測定地点番号に対応
- ※ 2. 騒音に係る環境基準：昼間 70dB、夜間 65dB（幹線交通を担う道路に近接する空間における特例）
- ※ 3. 自動車騒音の要請限度：昼間 75dB、夜間 70dB（幹線交通を担う道路に近接する区域）

ウ 戸数と割合の詳細結果

道路種別	面的評価結果(全体)					面的評価結果(近接空間)					面的評価結果(非近接空間)				
	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜と も基準 値以下 ①	昼のみ 基準値 以下②	夜のみ 基準値 以下③	昼夜と も基準 値超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜と も基準 値以下 ①	昼のみ 基準値 以下②	夜のみ 基準値 以下③	昼夜と も基準 値超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜と も基準 値以下 ①	昼のみ 基準値 以下②	夜のみ 基準値 以下③	昼夜と も基準 値超過 ④
一般国道	954	954	0	0	0	365	365	0	0	0	589	589	0	0	0
		100%	0.0%	0.0%	0.0%		100%	0.0%	0.0%	0.0%		100%	0.0%	0.0%	0.0%
都道府県道	2120	2120	0	0	0	869	869	0	0	0	1251	1251	0	0	0
		100%	0.0%	0.0%	0.2%		100%	0.0%	0.0%	0.0%		100%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	3063	3063	0	0	0	1225	1225	0	0	0	1838	1838	0	0	0
		100%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		100%	0.0%	0.0%	0.0%

- ※ 上記表に示す全体の戸数には、複数の評価区間に属する住居等が重複して計上されているため、本文中の表 2-3-4 の全戸数とは異なる
- ※ 上記表に示す全体の戸数は、過去からの評価戸数を含めている
- ※ 割合は小数第 2 位を四捨五入しているため合計値に誤差が生じる場合がある

(7) 一般地域の環境騒音測定結果

時間帯の区分	観測時間	大字久福木(久福木県住4棟前)(A類型) 単位:dB					大字歴木(高取団地公園)(A類型) 単位:dB						
		等価騒音レベル	時間率騒音レベル			基準時間帯平均騒音レベル(L _{Aeq})	環境基準	等価騒音レベル	時間率騒音レベル			基準時間帯平均騒音レベル(L _{Aeq})	環境基準
			L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A50}				L _{A95}	L _{Aeq}	L _{A5}		
昼間	6~7	38.3	39.8	35.6	34.0	41.8	55	44.2	44.2	35.7	32.9	41.5	55
	7~8	42.8	47.7	40.3	37.0			43.6	46.3	39.7	36.2		
	8~9	43.3	48.0	40.7	38.1			43.2	48.8	38.6	36.2		
	9~10	45.7	51.1	42.4	37.9			39.7	44.8	37.0	34.5		
	10~11	47.6	53.1	43.1	37.9			39.4	45.3	36.0	33.1		
	11~12	43.2	48.4	40.4	35.3			38.0	40.9	36.7	34.3		
	12~13	42.3	46.5	40.6	36.5			38.0	42.9	35.0	32.5		
	13~14	40.1	46.5	35.1	31.9			48.6	54.5	43.7	31.9		
	14~15	37.5	41.6	35.3	32.8			39.5	45.9	34.4	29.2		
	15~16	35.2	37.8	33.2	30.7			35.7	41.5	31.7	29.2		
	16~17	39.7	44.4	36.8	34.2			42.6	46.4	34.2	30.7		
	17~18	38.9	42.6	37.7	36.0			39.0	43.5	36.7	34.6		
	18~19	38.6	41.8	37.8	35.7			35.9	37.4	35.7	34.3		
	19~20	40.9	45.8	38.2	35.4			34.4	36.9	33.8	32.3		
20~21	35.5	38.2	34.8	32.3	36.0	38.1	34.3	32.2					
21~22	36.9	40.9	35.1	32.1	35.3	39.6	33.9	31.8					
夜間	22~23	35.1	37.4	32.7	30.0	34.9	45	33.9	36.8	32.5	29.8	36.4	45
	23~0	39.0	41.2	34.1	30.6			37.8	43.7	31.3	27.4		
	0~1	32.9	36.7	30.8	29.0			38.1	43.6	33.9	31.1		
	1~2	32.6	35.7	29.2	27.5			35.0	39.4	31.9	29.1		
	2~3	33.7	37.1	31.3	29.5			34.1	38.3	31.5	28.6		
	3~4	31.5	34.2	30.3	29.2			34.6	37.5	33.3	31.3		
	4~5	34.6	38.3	32.4	30.5			35.7	39.2	33.1	30.5		
	5~6	35.3	39.8	33.1	29.8			38.9	43.8	35.3	31.5		

※ 測定年月日：令和6年12月3日～4日

5 環境保全に関する主な出来事

(令和6年度)

日 付	主 な 事 業 及 び 出 来 事
R6. 4. 1	気候変動適応法の一部を改正する法律施行 (これまでの「熱中症警戒情報」に加え、新たに「熱中症特別警戒情報」が設定され、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定が可能となる。)
R6. 5. 24	市役所北別館、市役所職員会館、7地区公民館をクーリングシェルターとして指定 民間商業施設2施設(ゆめタウン大牟田、イオンモール大牟田)と協定締結し、クーリングシェルターとして指定 ※先述のクーリングシェルター指定施設は、熱中症特別警戒アラート発表時以外も、7～9月中は涼みどころとして利用可能とした
R7. 3	大牟田市第3次空き地及び空家等対策計画策定
R7. 3. 5	認定こども園たから幼稚園がこどもエコクラブの2024年度「全国エコ活コンクール」壁新聞部門でミールケア・エコまる賞を受賞

第2編

廃棄物処理



第1章 ごみ処理事業

第1節 処理の現況

本市では、令和元年12月に改訂した「ごみ処理基本計画」及び毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、ごみの安全かつ安定的な適正処理を推進するとともに、生活環境の保全と公衆衛生の向上に取り組んでいます。

令和3年10月には、市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、令和5年12月からは、製品プラスチックも分別収集の対象に追加しました。また、令和4年7月には、有料指定ごみ袋のサイズ及び価格等のごみ処理手数料の改定を行うなど、資源循環型社会の形成に向け、一層のごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

1 ごみ量の推移

過去11年間のごみ量と人口の推移を下図に示します。令和6年度のごみ量は3万7百トンで、10年前の平成26年度（4万5百トン）から、9千8百トン減少しました。また、1日1人あたりのごみ量は802グラムで、10年前の平成26年度（916グラム）と比較して114グラム減少しました。（表1-1-1）

なお、令和2年度は令和2年7月豪雨災害により多量の災害廃棄物が発生したため、ごみ量が増加しています。

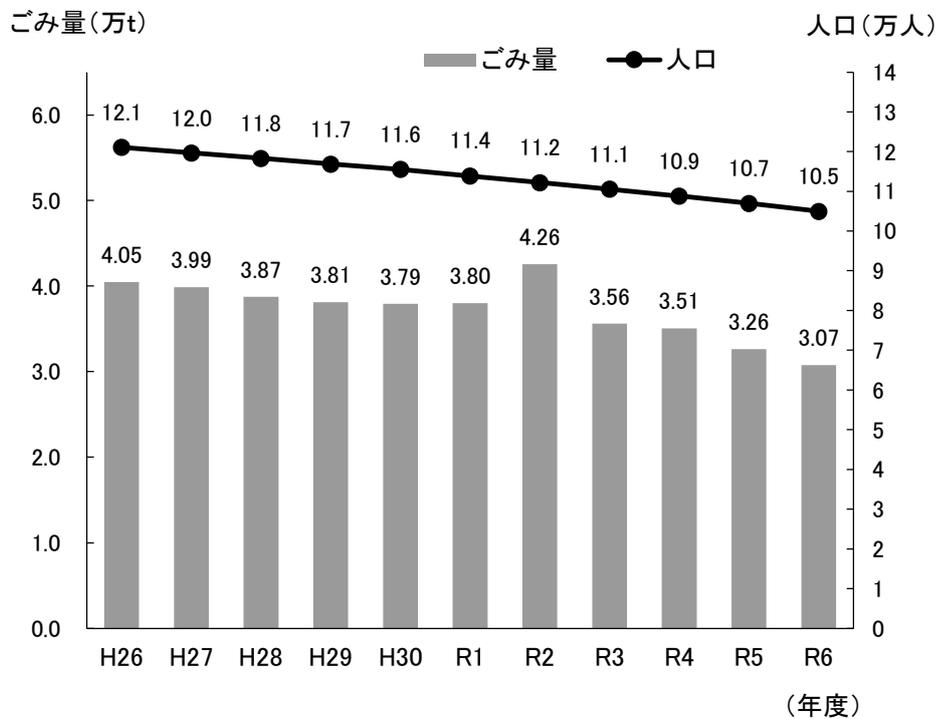


図 1-1-1 人口とごみ量の推移

- ※ ごみ量: 各家庭及び事業所のごみを収集した量とごみの排出者が自ら施設に持ち込んだごみの量の合計。
- ※ 令和2年度のごみ量は、令和2年7月豪雨災害により発生した災害ごみ（片付けごみ 5,054.70 t）を含む。
- ※ 人口: 各年度10月1日現在。

表 1-1-1 人口及び世帯数とごみ量

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	ごみ量				
			総量 (t)	1日当たり (t/日)	1世帯 当たり (kg/世帯)	1人 当たり (kg/人)	1日1人 当たり (g/日/人)
H26	121,096	57,347	40,469	111	706	334	916
H27	119,678	57,231	39,854	109	696	333	910
H28	118,351	57,224	38,873	107	679	328	900
H29	116,885	57,029	38,092	104	668	326	893
H30	115,557	56,937	37,915	104	666	328	899
R1	113,880	56,613	38,002	104	671	334	912
R2	112,231	56,308	42,556	117	756	379	1,039
R3	110,590	56,059	35,604	98	635	322	882
R4	108,801	55,822	35,067	96	628	322	883
R5	106,974	55,542	32,614	89	587	304	835
R6	104,996	55,109	30,744	84	558	293	802

※ 人口及び世帯数は各年度 10 月 1 日現在。

2 ごみの区分別の量

本市ではごみを「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ」、「大型ごみ」、「資源物」及び「有機性廃棄物」に分けて収集しています。令和 6 年度は、燃えるごみの量が 2 万 5 千トンと最も多く、全体の 8 割を占めていました。その次は資源物の 3 千トンで、燃えるごみと資源物が全体の 9 割を占めています。

表 1-1-2 ごみの区分別の量と割合

ごみの区分	量 (t)	割合 (%)
燃えるごみ	25,397	82.6
燃えないごみ	846	2.8
有害ごみ	21	0.1
大型ごみ	1,364	4.4
資源物	3,095	10.1
有機性廃棄物	21	0.1
総量	30,744	

※ 数値は表章単位未満で四捨五入しているため、区分ごとの量を足し上げて必ずしも総量とは一致しない。

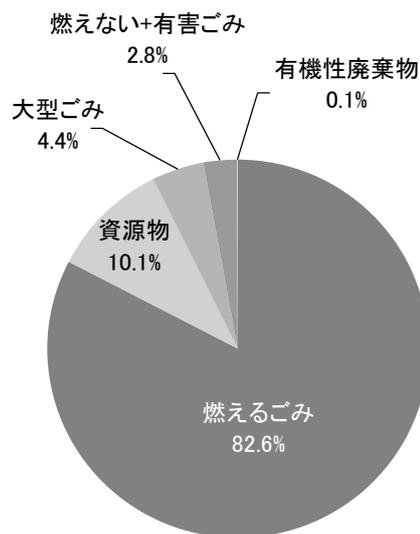


図 1-1-2 ごみ区分別量の割合

第2節 収集・運搬

燃えるごみは週に2回、燃えないごみ・有害ごみは2週間に1回、戸別収集を原則として一部ステーションによる路線方式によって収集しています。大型ごみは、「大型ごみ受付センター」への電話による戸別の申込み制で収集しています。また、引越しなどにより一時的に多量に出るごみは、臨時ごみとして収集しています。

資源物は、リサイクル集積所を40～50世帯に1か所定め、ステーション方式によって収集しています。集積所では、空き缶、空きビン、紙類、プラスチック類（ペットボトル・白色トレイ、その他のプラスチック（プラスチック製容器包装・製品プラスチック）、古布・古着類に分けて集積しています。

また、ごみや資源物を排出することが困難な高齢者や障害者を対象に、玄関先でごみや資源物を収集する福祉収集（ごみ排出支援）を行っています。

1 収集・運搬形態

本市では、市直営と委託業者により、計画的にごみを収集し運搬しています（以下「計画収集」という。）。収集しているのは一般家庭のごみだけでなく、事業者のごみ（事業系一般廃棄物）も含まれます。排出量が多いなど計画収集では処理が困難な事業者は、許可業者が収集し運搬しています。

令和6年度は、委託業者による収集・運搬が2万トンと最も多く、市直営と合わせた計画収集が2万3千トンで、全体の75%を占めています。

表 1-2-1 収集・運搬形態別のごみ量と割合

収集・運搬形態		収集量 (t)	割合 (%)
計画収集	直営	3,587	11.7
	委託業者	19,623	63.8
許可業者		5,511	17.9
自己搬入		2,023	6.6
総量		30,744	

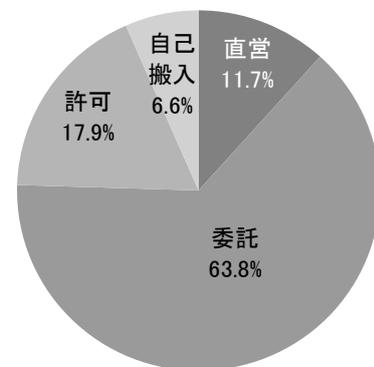


図 1-2-1 収集・運搬形態別ごみ割合

2 ごみの区分毎の収集量・自己搬入量

(1) 燃えるごみ

前年度と比較すると、燃えるごみの収集量及び自己搬入量は5.9%減少しました。

表 1-2-2 燃えるごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入※	合 計
令和6年度	2,194.09	16,813.22	5,370.12	1,019.24	25,396.67
令和5年度	2,411.88	17,618.64	5,444.21	1,513.16	26,987.89
前年度増減比	△9.0%	△4.6%	△1.4%	△32.6%	△5.9%

※ 自己搬入には東部環境センターのきょう雑物 (R6:552.29t、R5:938.60t) を含む。

(2) 燃えないごみ (有害ごみ含む)

前年度と比較すると、燃えないごみの収集量及び自己搬入量は 2.6%減少しました。

表 1-2-3 燃えないごみ (有害ごみ含む) の収集量・自己搬入量 (単位: t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和 6 年度	109.41	654.24	13.33	90.30	867.28
令和 5 年度	116.03	658.51	17.86	97.70	890.10
前年度増減比	△5.7%	△0.6%	△25.4%	△7.6%	△2.6%

(3) 有害ごみ

前年度と比較すると、有害ごみの収集量及び自己搬入量*は 13.5%減少しました。

* 収集量及び自己搬入量は、処理委託量から推計。

表 1-2-4 有害ごみの収集量・自己搬入量 (単位: t)

	合 計
令和 6 年度	21.22
令和 5 年度	24.54
前年度増減比	△13.5%

(4) 大型ごみ

前年度と比較すると、大型ごみの収集量及び自己搬入量は 0.3%増加しました。

表 1-2-5 大型ごみの収集量・自己搬入量 (単位: t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和 6 年度	699.97	—	1.02	663.25	1,364.24
令和 5 年度	768.79	—	0.00	591.23	1,360.02
前年度増減比	△9.0%	—	0%	12.2%	0.3%

(5) 有機性廃棄物

前年度と比較すると、有機性廃棄物の収集量は 1.4%増加しました。

表 1-2-6 有機性廃棄物の収集量・自己搬入量 (単位: t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
	学校給食	—	ディスポーザ 汚泥	魚さい等*	
令和 6 年度	17.40	—	3.59	0.00	20.99
令和 5 年度	17.02	—	3.66	0.03	20.71
前年度増減比	2.2%	—	△1.9%	0%	1.4%

* R5 年度の自己搬入に魚さいは含まれていない。

(6) 資源物

前年度と比較すると、資源物の収集量・自己搬入量は7.8%減少しました。

表 1-2-7 資源物の収集量・自己搬入量

分類	年度	直営	委託業者	許可業者	自己搬入	合計
紙類	令和6年度	—	1173.72	—	60.96	1234.68
	令和5年度	—	1277.01	—	67.31	1344.32
	前年度増減比	—	△8.1%	—	△9.4%	△8.2%
空き缶	令和6年度	—	171.29	0.45	8.11	179.85
	令和5年度	—	183.11	0.46	8.91	192.48
	前年度増減比	—	△6.5%	△2.2%	△9.0%	△6.6%
空きびん	令和6年度	—	480.06	122.39	138.17	740.62
	令和5年度	—	508.29	142.28	139.29	789.86
	前年度増減比	—	△5.6%	△14.0%	△0.8%	△6.2%
ペットボトル・白色トレイ	令和6年度	—	193.66	—	6.91	200.57
	令和5年度	—	214.68	—	7.78	222.46
	前年度増減比	—	△9.8%	—	△11.2%	△9.8%
古布・古着	令和6年度	—	137.01	—	19.80	156.81
	令和5年度	—	236.85	—	42.72	279.57
	前年度増減比	—	△42.2%	—	△53.7%	△43.9%
その他のプラスチック	令和6年度	565.8	—	—	16.52	582.32
	令和5年度	511.1	—	—	15.51	526.61
	前年度増減比	10.7%	—	—	6.5%	10.6%
合計	令和6年度	565.8	2155.74	122.84	250.47	3094.85
	令和5年度	511.1	2419.94	142.74	281.52	3355.30
	前年度増減比	10.7%	△10.9%	△13.9%	△11.0%	△7.8%

第3節 中間処理

1 可燃性ごみ

燃えるごみ及び大型ごみのうち可燃性のもの（可燃性大型ごみ）は、大牟田・荒尾RDFセンターで固形燃料化し、隣の大牟田リサイクル発電所において発電燃料として焼却処理しています。集合住宅のディスポーザ汚泥及び小・中学校の給食調理くずなどの有機性廃棄物は、し尿や浄化槽汚泥を堆肥化する施設「大牟田市東部環境センター」において堆肥化しています。

(1) RDFセンター搬入量

令和6年度に大牟田・荒尾RDFセンターに搬入した本市の燃えるごみ及び可燃性大型ごみは2万7千トンで、前年度と比べ5.6%減少しました。

表 1-3-1 RDFセンターに搬入された可燃性ごみの量^{※1} (単位：t)

	燃えるごみ ^{※2}	可燃性大型ごみ ^{※3}	合計
令和6年度	25,403.86	1,242.08	26,645.94
令和5年度	26,995.40	1,230.08	28,225.48
前年度増減比	△5.9%	1.0%	△5.6%

※1 荒尾市分は除く。

※2 燃えるごみには「東部環境センターのきょう雑物 (R5:938.60 t、R6:552.29)」及び「プラスチック製容器包装リサイクル業者からの可燃残さ (不適物) (R5:7.51 t、R6:7.19 t)」を含む。

※3 可燃性大型ごみには「リサイクルプラザの可燃残さ (R5:162.31 t、R6:157.80 t)」を含む。

(2) 可燃性ごみのごみ質

毎年、RDFセンターに搬入された可燃性ごみの物理的組成及び三成分（水分、可燃分、灰分）の割合を調べています。令和6年度の結果は下図のとおりです。

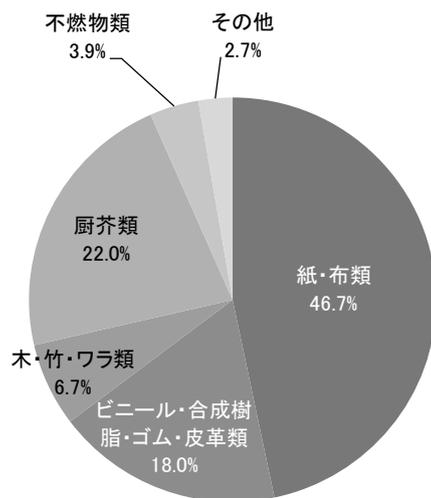


図 1-3-1
可燃性ごみの物理的組成

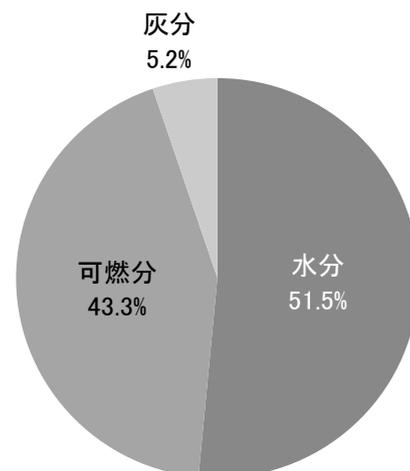


図 1-3-2
可燃性ごみの三成分

※ 単位容積重量：200kg/m³

※ 試料採取場所：RDFセンターごみピット

※ 分析方法：昭和52年11月4日付け環整95号通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に準じた

2 不燃性ごみ

燃えないごみ及び大型ごみのうち不燃性のもの（不燃性大型ごみ）は、リサイクルプラザで破碎・選別処理を行い、鉄及びアルミ等の資源を回収した後、第三大浦谷埋立地で埋立処分しています。電池や蛍光灯などの有害ごみは、リサイクルプラザで受け入れて、選別し、民間の処理業者に処理委託しています。

令和6年度にリサイクルプラザに搬入された燃えないごみ、不燃性大型ごみ及び有害ごみは1千2百トンで、前年度と比べ3.2%減少しました。

表 1-3-2 リサイクルプラザに搬入された不燃性ごみの量 (単位：t)

	燃えないごみ*	不燃性大型ごみ	有害ごみ	合計
令和6年度	864.49	279.96	21.22	1,165.67
令和5年度	887.20	292.25	24.58	1,204.03
前年度増減比	△2.6%	△4.2%	△13.7%	△3.2%

※ 燃えないごみには「RDFセンターの不燃残さ (R6:18.05 t、R5:21.33 t) 及び「その他のプラスチックリサイクル業者からの不燃残さ (不適物) (R6:0.38 t、R5:0.35 t)」を含む。

3 資源物

資源物は「空き缶」、「空きビン」、「ペットボトル・白色トレイ」、「紙類」、「古布・古着類」及び「その他のプラスチック」に分けて収集しています。

このうち、「空き缶」、「空きビン」及び「ペットボトル・白色トレイ」については、リサイクルプラザで選別、破碎及び圧縮等を行い、リサイクル業者に処理委託するなどして資源化しています。「紙類」、「古布・古着類」及び「その他のプラスチック」については、直接、民間のリサイクル業者に搬入し資源化しています。

(1) リサイクルプラザ及び民間事業者への搬入量

令和6年度にリサイクルプラザ及び民間事業者へ搬入された資源物について、分別の種類別の搬入量と前年度増減比を次表に示します。

表 1-3-3 資源物搬入量 (単位：t)

	リサイクルプラザ搬入			民間事業者搬入 ^{※1}			合計
	空き缶	空きビン	ペットボトル・白色トレイ	紙	古布・古着	その他のプラスチック ^{※2}	
令和6年度	179.85	740.62	200.57	1,234.68	156.81	586.64	3,099.17
令和5年度	192.48	789.86	222.46	1,344.32	279.57	530.55	3,359.24
前年度増減比	△6.6%	△6.2%	△9.8%	△8.2%	△43.9%	10.6%	△7.7%

※1 民間事業者搬入は、集積所の収集量とリサイクルプラザへの自己搬入量の合計値。

※2 その他のプラスチックは、リサイクルプラザで不燃物から選別したものを含む。

(2) 資源物搬入量の推移

過去 11 年間の資源物搬入量の推移を次図及び表に示します。

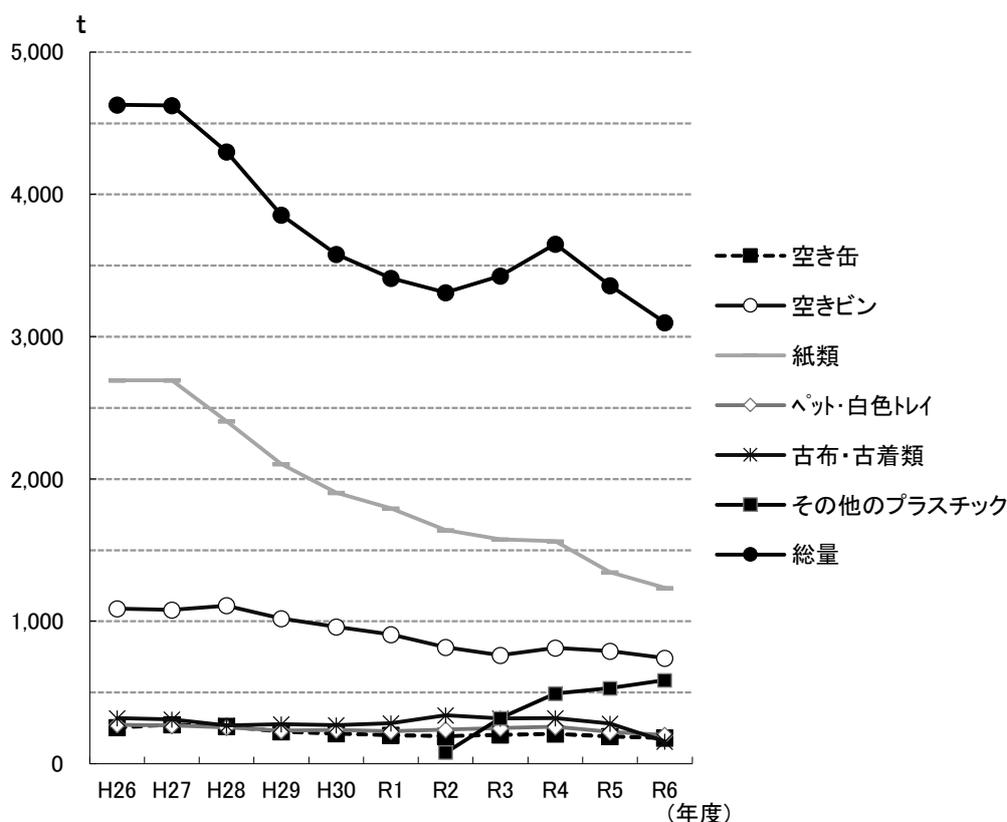


図 1-3-3 資源物収集量

表 1-3-4 資源物搬入量

(単位：t)

	リサイクルプラザ搬入			民間事業者搬入			合計
	空き缶	空きビン	ペットボトル・白色トレイ	紙	古布・古着	その他のプラスチック*	
平成 26 年度	254	1,088	274	2,693	320	—	4,629
平成 27 年度	275	1,079	267	2,692	311	—	4,624
平成 28 年度	262	1,110	255	2,405	268	—	4,300
平成 29 年度	224	1,018	232	2,104	276	—	3,854
平成 30 年度	211	960	235	1,903	270	—	3,579
令和元年度	200	907	228	1,793	282	—	3,410
令和 2 年度	194	816	239	1,641	340	78	3,309
令和 3 年度	202	761	250	1,576	317	320	3,427
令和 4 年度	209	813	258	1,561	319	491	3,650
令和 5 年度	192	790	222	1,344	280	531	3,359
令和 6 年度	180	741	201	1,235	156	586	3,099

※その他のプラスチックは、令和 5 年 11 月まではプラスチック製容器包装のみ。

※数値は表章単位未満で四捨五入しているため、区分ごとの量を足し上げても必ずしも総量とは一致しない。

第4節 最終処分

1 埋め立て処分量

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザの残さのうち資源化できないものについては、第三大浦谷埋立地で埋め立て処分しています。令和6年度の埋め立て量は1千3百トンで、前年度から2.4%減少しました。

表 1-4-1 埋め立て処分量 (単位:t)

	RDF残さ	プラザ残さ	その他*	合計
令和6年度	596	675	8	1,279
令和5年度	601	701	7	1,310
前年度増減比	△0.8%	△3.7%	14.3%	△2.4%

※東部環境センター沈砂等

※数値は表章単位未満で四捨五入しているため、区分ごとの量を足し上げても必ずしも総量とは一致しない。

2 埋め立て処分量の推移

過去7年間の埋め立て処分量の推移を以下に示します。令和2年度は令和2年7月豪雨災害の影響で埋め立て処分量が増加しています。

表 1-4-2 埋め立て処分量の推移 (単位:t)

	RDF残さ	プラザ残さ	その他*	合計
平成30年度	656.11	817.89	9.23	1,483.23
令和元年度	712.74	864.19	8.34	1,585.27
令和2年度	743.85	1,113.16	146.62	2,003.63
令和3年度	672.24	860.45	17.22	1,549.91
令和4年度	629.69	896.36	6.68	1,532.73
令和5年度	601.32	701.40	6.93	1,309.65
令和6年度	595.87	675.16	7.95	1,278.98

※ 東部環境センター沈砂等

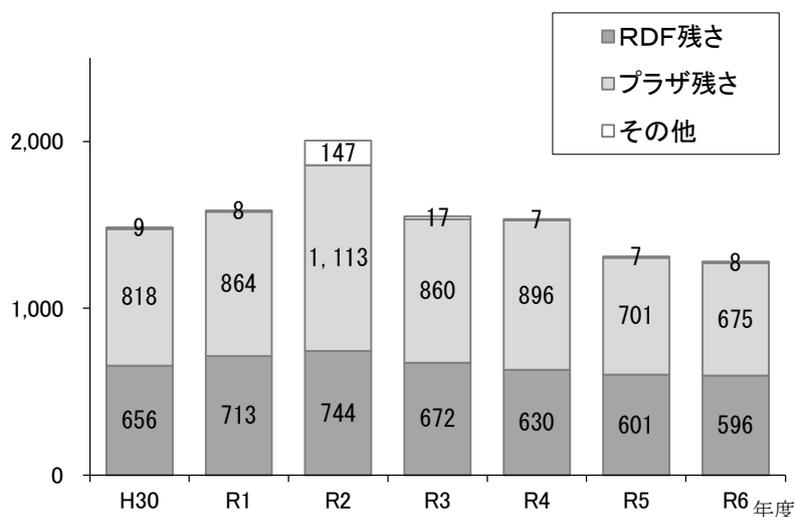


図 1-4-1 埋め立て処分量の推移

第5節 ごみ処理原価

令和6年度のごみ処理に要した収集運搬費、中間処理費、最終処分費及び資源物処理費と費目ごとの処理原価を次表に示します。

表 1-5-1 費目ごとの処理原価

	収集運搬	中間処理	最終処分	資源物処理
ごみ処理量(t)	20,488.33 ^{※1}	27,811.61 ^{※2}	1,278.98	3,094.85
処理費(円)	767,846,711	901,392,040	22,208,635	321,909,023
1tあたり処理費(円)	37,477.3	32,410.6	17,364.3	104,014.4
1人あたり処理費 ^{※3} (円)	7,313.1	8,585.0	211.5	3,065.9

※1 ごみ処理量-収集運搬は、計画収集量(23,209.87t)から資源物計画収集量(2,721.54t)を引いた値。

※2 ごみ処理量-中間処理は、RDFセンター搬入量(26,645.94t)とリサイクルプラザ搬入量(2,383.99t)の合計からリサイクルプラザに搬入した資源物量(1,218.32t)を引いた値。

※3 1人あたり処理費は、104,996人(令和6年10月1日現在)から算出。

第6節 収集運搬及び処分に係る委託業者及び許可業者(令和7年3月31日現在)

1 委託業者

(1) ごみ収集運搬委託業者

ア 創成環境株式会社

所在地 大牟田市健老町227番地3 電話 55-4561
代表取締役 本田邦彦

イ 有限会社ミクリノ

所在地 大牟田市西浜田町6番24 電話 54-2569
取締役 山口英敏

ウ 有限会社ツカモト環境資源

所在地 大牟田市西新町20番地7 電話 57-2892
代表取締役 塚本重義

(2) 資源物収集運搬委託業者

ア 空きビン、古布・古着類回収及び容器配置業務

業者名 有限会社ツカモト環境資源

所在地 大牟田市西新町20番地7 電話 57-2892
代表取締役 塚本重義

イ 空き缶、ペットボトル等回収業務

業 者 名 有限会社ツカモト環境資源
所 在 地 大牟田市西新町 20 番地 7 電話 57-2892
代表取締役 塚 本 重 義

ウ 紙類回収業務

業 者 名 有限会社ツカモト環境資源
所 在 地 大牟田市西新町 20 番地 7 電話 57-2892
代表取締役 塚 本 重 義

(3) 資源物処分委託業者

ア 古布・古着類処分業者

業 者 名 有限会社伊藤商店
所 在 地 大牟田市手鎌 1181 番地 電話 59-7272
代表取締役 伊 藤 和 之

イ その他のプラスチック処分委託業者（中間処理）

業 者 名 株式会社 YK クリーン
所 在 地 三潞郡大木町横溝 2734 番地 2 電話 75-2800
代表取締役 野 田 修 嗣

2 許可業者

(1) ごみ収集運搬許可業者

ア 許可業者

業 者 名	住 所	電 話
(有) ツカモト環境資源	大牟田市西新町 20 番地 7	57-2892
(株) 大潮	大牟田市大字手鎌 1000 番地	55-4184
(有) コーショウクリーン	大牟田市西新町 19 番地	55-3021
(有) ミクリノ	大牟田市西浜田町 6 番 24	54-2569
(株) 塚崎運送*	大牟田市四山町 80 番地 71	52-7529

※ 品目及び収集場所限定の許可

イ 処分業許可業者

業 者 名	住 所	電 話
(有) 萬葉	大牟田市健老町 469 番地	55-4801
(株) 九州バイオテック	大牟田市四山町 14 番 5	59-6622

第7節 広報啓発活動

ごみやし尿は、人々が生活する上で毎日排出されるものです。これらを適正に処理する環境事業は、市民の日常生活に最も密着した関係にあるため、その業務の遂行には市民の理解と協力が不可欠です。

行政と市民の相互協力による環境事業の円滑な推進を図るため、市民意識の高揚とそれに基づく実践活動を高めるために、次の広報啓発活動を実施しています。

1 広報冊子、広報誌等による啓発

- (1) 自治体、関係機関等に環境事業の理解を深めてもらう資料として「おおむたの環境」を発行
- (2) 小学4年生を対象とした学習教材として「清掃とわたしたちの生活」を作成し、4月に配布
- (3) 「広報おおむた」による広報（ごみ処理、し尿処理等）
- (4) ごみ・資源物の排出日の周知を目的とした「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布
- (5) 市のホームページを活用した環境行政に関する情報の提供

2 清掃週間事業

毎年、秋の環境美化の日を含む一週間を本市の清掃週間と定め、「未来へ残そう豊かな資源」をメインテーマに、各種事業を実施しています。また、年間を通して環境問題に対する市民意識の高揚と、啓発を目的に各種事業を実施しています。

(1) 学校訪問による環境学習の実施

例年、4月から5月にかけて市内全小学校を訪問し、4年生を対象に職員の手作りによる紙芝居やパネルを使い、ごみ処理やし尿処理を通して、環境について学び考える環境学習を行っています。

(2) 環境ポスターの募集

小学4年生に環境学習を通して感じたことをポスターに表現してもらい、その中から優れた作品を清掃週間に合わせ、エコサンクセンターで掲示するほか、最優秀作品・優秀作品については列島クリーンキャンペーンの中で表彰を行っています。

(3) 施設見学の実施

市内全ての小学4年生を対象に環境学習の一環として、5月から7月にかけて環境施設等の見学会を実施しています。

(4) クリーンキャンペーンの開催

秋の環境美化の日に市民参加による清掃活動イベント、地域での清掃活動を促す取り組みを行っています。

3 まちづくり出前講座

本市では市政に関する様々なメニューを準備し、「知りたい、学びたい」という市民のもとに市の職員が直接出向く出前講座を実施しており、環境に関するメニューを選択した市民の環境学習を支援しています。

(1) ごみ処理の流れ

ごみの収集から処分までの流れを説明します。

(2) 分別収集とリサイクル

資源物の分別収集からリサイクルまでを説明します。

(3) 紙芝居「せいそうってなあに？」

紙芝居やパネルを使い、環境問題を楽しく分かりやすく学習できます。

(4) 「もったいない」を意識してごみ減量!～毎日の生活の中で3Rを実践しよう～

3Rを実践することでごみが減り、環境にやさしい生活スタイルになります。

(5) 段ボールコンポストでごみ減量

家庭で簡単にできる生ごみの堆肥化の実演を交えて説明します。



紙芝居「せいそうってなあに？」

4 ごみ減量・市民啓発

(1) ごみ減量化・資源化事業

ア 生ごみ堆肥化講習会

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、各種の生ごみ堆肥化講習会を実施し、延べ247人の参加がありました。

各講習会では、生ごみ堆肥化機材等購入費補助金制度を紹介するとともに、生ごみ堆肥化に取り組む市民が負担なく申し込みができるように、会場でも受け付けました。

また、令和6年度から市民の方が少しでも参加しやすいように、市内7地区公民館でも開催しました。

今後も家庭でのごみ減量を推進するために、生ごみ堆肥化講習会を開催し、参加者が楽しみながら生ごみの減量化・資源化に継続的に取り組めるよう、情報提供や支援を行っていきます。



ダンボールコンポスト講習会



中・高校生を対象とした段ボールコンポスト講習会

イ 食の循環学習支援

令和2年度から、小学校と連携して生ごみ堆肥化（段ボールコンポスト）講習会を実施し、食の循環学習の支援を行っています。食の循環学習では、体験用の段ボールコンポストを提供し、児童に給食の残さや調理くずで生ごみの堆肥化に取り組んでもらいました。また、児童たちは、堆肥で育てた野菜を収穫し、「食のリサイクル」を体験しました。

今後も、小学校等と連携しながら、子どもを通して保護者に生ごみの堆肥化に関心を持ってもらえる取組を継続します。



小学校児童を対象とした段ボールコンポスト講習会

表 1-7-1 令和6年度 生ごみ堆肥化講習会等実績

開催日	講座名	参加者数
6月13日	段ボールコンポストでゴミ減量と家庭菜園（明光学園中学校）	27人
6月13日	段ボールコンポストでゴミ減量と家庭菜園（明光学園高等学校）	36人
9月4日	段ボールコンポスト講習会（大牟田市立手鎌小学校）	62人
9月12日	段ボールコンポスト講習会（中央地区公民館）	5人
9月26日	段ボールコンポスト講習会（手鎌地区公民館）	10人
10月10日	段ボールコンポスト講習会（吉野地区公民館）	9人
10月24日	段ボールコンポスト講習会（三池地区公民館）	5人
10月25日	段ボールコンポスト講習会（大牟田市立吉野小学校）	61人
11月12日	段ボールコンポスト講習会（JA南筑後女性部三池支部）	14人
11月14日	段ボールコンポスト講習会（勝立地区公民館）	10人
11月28日	段ボールコンポスト講習会（駛馬地区公民館）	5人
12月12日	段ボールコンポスト講習会（三川地区公民館）	3人

延べ参加者数 247人

ウ 生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業

生ごみの減量化と資源化を図るため、電動生ごみ処理機、生ごみ堆肥化処理容器の購入費の一部を補助する事業を行いました。平成26年度からは、機材の耐用年数を考慮し、補助金交付から5年を超過した世帯に対しては、再申請ができるようになりました。

また、令和6年度からは、補助金額を購入価格の45%から50%へ増額しました。

表 1-7-2 令和6年度 補助金交付実績

	補助金額	交付世帯数
電動生ごみ処理機 (1世帯1台まで)	購入価格の50%の額、ただし20,000円を上限	25
生ごみ堆肥化処理容器 (1世帯2基まで)	購入価格の50%の額、ただし6,000円を上限	9

エ 剪定枝チップ機貸出し事業

家庭からごみとして排出される剪定枝をチップにして、庭や畑で有効利用を推進していることから、剪定枝をチップにするチップ機を無料で貸し出し、ごみの減量化・資源化に対する関心を高めました。

令和6年度は、13回の貸出しにより、ごみ袋に換算すると59袋、約881kgの剪定枝が有効利用され、ごみの減量につながりました。

所有する剪定枝チップ機については、機材の劣化や故障による部品の調達や修理が困難となったため、令和6年12月9日をもって事業を終了しました。



電動式

(2) 3R啓発事業

ア 小学生への3R啓発

毎年、小学4年生を対象とした学校訪問や小学生親子を対象としたごみ処理施設見学会では、ごみ処理の行程とあわせ、身近な紙類やペットボトルを再利用することや給食等を食べ残さないことが食品ロス削減につながることを紹介し、参加者に学校や家庭で3Rを意識した行動を呼びかけています。

イ イベントを活用した周知啓発

毎年、年2回のクリーンキャンペーンや市各部署が主催するイベントにおいて、段ボールコンポストをはじめとする生ごみ堆肥化機材やパネルを展示し、ごみの減量化・資源化に関する周知・啓発を行っています。

ウ 食品ロス削減に係る意識啓発

食品ロスの削減は、市民一人ひとりの食品ロスに対する関心を高める必要があるため、広報おおむたやホームページをとおして、食品ロスに関する情報を発信するとともに、環境部窓口や生ごみ堆肥化の講座等において、食品ロスの現状の紹介やグッズを配布するなど「家庭版3010運動」などの食品ロス削減につながる行動の実践を促しています。また、環境部窓口では、食品ロス削減に関するポップの掲示と合わせ、チラシ・グッズを配布しながら、来庁者の意識啓発に取り組んでいます。

第8節 ごみ散乱防止・不法投棄

1 ごみ散乱防止事業

まちの環境美化の促進・美観の保護を行い、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的として、平成6年6月に「大牟田市ごみ散乱防止条例」を施行し、様々な方法で広報・啓発活動を行い条例の周知と市民意識の高揚を図っています。

(1) さわやかおおむたクリーンキャンペーンの開催

毎年6月に、市民参加型の一斉清掃活動を行っています。

(2) ごみ散乱防止推進区域・ごみ持ち帰り推奨区域の設定

重点地区を設定し、標識・看板等の設置により、環境美化・美観の保護に対する啓発を行っています。

(3) 広報おおむた等による広報・啓発

クリーンキャンペーンの活動報告や、さわやかまちづくり功労者表彰などの紹介を行い、市民が参加する環境美化活動の啓発を中心に、市民意識の高揚を図っています。

(4) 清掃活動に対するボランティア清掃袋の配布

専用の清掃袋を作成し、地域等で清掃活動を行う団体や個人に配布し、清掃活動の促進と啓発に努めています。

2 不法投棄対策

家庭ごみや家電品等の大型ごみを不法投棄する行為は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で禁止されており、罰則※が設けられています。

※ 罰則…5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科（法人の場合3億円以下の罰金）

不法投棄は、周囲の人たちに迷惑をかけ自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、原状回復には、長い年月と多大な費用がかかることになります。不法投棄された廃棄物は、投棄者が回収処分するのが原則です。しかし、投棄者が判明しない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、土地又は建物の所有者又は占有者が行うように定めています。

(1) 監視活動

ア 監視パトロールの実施

青色回転灯を装備した専用車でパトロールを行い、市内の不法投棄実態把握に努めるとともに、早期原状回復に取り組んでいます。



イ 監視カメラ等による監視

市内の不法投棄多発場所に監視カメラ等を設置(21か所)し、監視を行っています。

表 1-7-3 不法投棄発生件数(環境業務課確認分)
(単位:件)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	53	58	43	23	23



監視カメラ

(2) 警察との協力体制

不法投棄された廃棄物を調査し、排出元が判明すれば警察へ捜査依頼を行っています。警察の捜査で不法投棄者が特定できた場合、『不法投棄事件』として処理されます。

(3) 啓発活動等

ア 企業との協定

市内の下記の企業等と協定を結び、事業活動中に認知した不法投棄の情報提供をお願いします。

- 大牟田タクシー協会 (平成 18 年 1 月 協定書調印)
- 九州電力(大牟田営業所)と関連企業 (平成 18 年 8 月 協定書調印)
- 大牟田市内の郵便局 (平成 29 年 4 月 協定書調印)

イ 不法投棄多発場所への警告看板等の設置と啓発看板の貸出し

不法投棄される場所の地権者等に、啓発看板の貸出し等を行っています。

ウ 広報紙による啓発

広報おおむたで、不法投棄に関する啓発記事を掲載しています。(年 2 回)

第9節 産業廃棄物最終処分場周辺のモニタリング調査

1 埋立終了している産業廃棄物最終処分場

産業廃棄物最終処分場の設置者は、処分場が満杯になると埋立処分を終了して当該処分場の表面を土砂で覆い、埋立処分の終了届を都道府県知事等※に提出しなければなりません。しかし下記最終処分場（表 1-9-1）は、平成9年に満杯になり埋立を終了した後、一部分を整地・覆土しただけで放置されています。

市では、周辺環境への影響を把握するため、当該処分場の設置当初から最終処分場下流の堤や周辺井戸水のモニタリング調査を実施しています。また、当該処分場の終了・廃止に向けて県と連携して取り組んでいくこととしています。

※ 大牟田市内の処分場においては、令和元年度までは大牟田市、令和2年度以降は福岡県に提出

表 1-9-1 埋立終了最終処分場

種類	設置事業者	埋立品目	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	設置許可 年月日	埋立終了 年月日
安定型	㈱クリーンアトラス	建設廃棄物	11,289	90,000	H5.9.3	H9.3.31

2 モニタリング調査結果

令和6年度のモニタリング調査の結果は、表 1-9-2~6 のとおりです。調査した全ての項目において大きな変動はなく安定した状態が続いています。また、浸透水基準等の基準がある項目についてはその基準にも適合しており、当該最終処分場による周辺環境への影響はないと考えられます。

表 1-9-2 モニタリング調査結果（井戸水N）

項目	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	Fe	Mn	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	pH	濁度	COD	アンモニア態窒素	硫酸イオン
単位	集落数/ml	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
水道水質基準	100	不検出	10	0.3	0.05	200	300	500	5.8-8.6	2	10	(0.1)	—
R6.5	0	不検出	2.6	<0.03	<0.005	6.6	46	190	6.3	<0.1	0.5	<0.1	30
R6.7	0	不検出	1.6	<0.03	<0.005	6.6	44	160	6.2	<0.1	0.4	<0.1	25
R6.9	0	不検出	3.2	<0.03	<0.005	6.6	48	180	6.3	<0.1	0.6	<0.1	31
R6.11	0	不検出	3.4	<0.03	<0.005	6.7	49	190	6.3	<0.1	0.6	<0.1	33
R7.1	2	不検出	2.1	<0.03	<0.005	6.7	45	180	6.3	<0.1	0.4	<0.1	29
R7.3	0	不検出	2.4	<0.03	<0.005	6.0	50	170	6.3	<0.1	0.5	<0.1	26

※ 平成15年の水道水質基準の見直しにおいて、COD（過マンガン酸カリウム消費量）がTOC（全有機炭素の量）に改正されているが、水質の変動をみるために継続してCODを調査している

※ アンモニア態窒素は昭和53年に水道水質基準から削除されたが、水質の変動を見るために継続して調査している

※ 硫酸イオンは水道水質基準には設定されていないが水質の変動をみるために継続して調査している

表 1-9-3 モニタリング調査結果（井戸水S）

項目	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	Fe	Mn	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	pH	濁度	COD	アンモニア態窒素	硫酸イオン
単位	集落数/ml	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
水道水質基準	100	不検出	10	0.3	0.05	200	300	500	5.8-8.6	2	10	(0.1)	—
R6.5	0	不検出	0.1	<0.03	0.027	9.0	83	180	6.6	<0.1	0.5	<0.1	38
R6.7	0	不検出	0.32	<0.03	<0.005	4.7	52	140	6.3	<0.2	0.5	<0.1	24
R6.9	2	不検出	0.43	<0.03	<0.005	2.8	40	130	6.2	<0.1	0.6	<0.1	19
R7.11	0	不検出	<0.33	<0.03	0.005	4.2	48	150	6.3	<0.1	0.5	<0.1	30
R7.1	24	不検出	<0.1	<0.03	0.008	8.7	72	180	6.4	0.6	0.6	<0.1	39
R7.3	5	不検出	<0.1	<0.03	0.007	8.8	77	180	6.5	<0.1	0.7	<0.1	33

※ 平成15年の水道水質基準の見直しにおいて、COD（過マンガン酸カリウム消費量）がTOC（全有機炭素の量）に改正されているが、水質の変動をみるために継続してCODを調査している

※ アンモニア態窒素は昭和53年に水道水質基準から削除されたが、水質の変動を見るために継続して調査している

※ 硫酸イオンは水道水質基準には設定されていないが水質の変動をみるために継続して調査している

表 1-9-4 モニタリング調査結果（宮の下堤）

項目	pH	DO	COD	BOD	SS	Cd	Pb	Hg	CN	As	Cr6+
単位	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
浸透水基準	—	—	40	20	—	0.003	0.01	0.0005	不検出	0.01	0.05
R6.5	7.8	7.6	5.6	1.0	26	0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R6.9	7.5	3.6	7.1	2.2	5.9	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R6.11	7.8	8.1	4.3	1.2	16.0	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R7.3	7.5	9.0	7.1	1.8	27.0	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02

※ 浸透水基準は、安定型最終処分場の浸透水の埋立開始から廃止までの維持管理基準値を示している

表 1-9-5 モニタリング調査結果（金魚池）

項目	pH	DO	COD	BOD	SS	Cd	Pb	Hg	CN	As	Cr6+
単位	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
浸透水基準	—	—	40	20	—	0.003	0.01	0.0005	不検出	0.01	0.05
R6.5	7.1	3.2	24	2.5	6.4	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R6.9	7.4	<0.5	17	7.4	5.6	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R6.11	7.1	3.2	22	4.3	5.6	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R7.3	7.1	7.1	19	3.4	10	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02

※ 浸透水基準は、安定型最終処分場の浸透水の埋立開始から廃止までの維持管理基準値を示している

表 1-9-6 モニタリング調査結果（土壌）

年月	Hg	Cd	Pb	Cr6+	As	CN
単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
環境基準	0.0005	0.003	0.01	0.05	0.01	不検出
R6.5	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.05	<0.005	<0.1
R6.11	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.05	<0.005	<0.1

※ 総水銀（Hg）、カドミウム（Cd）、鉛（Pb）、六価クロム（Cr6+）、ヒ素（As）に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき、Hg：0.0015mg、Cd：0.009mg、Pb：0.03mg、Cr6+：0.15mg、As：0.03mgとする

※ 不検出とは、環境省告示に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう

第 10 節 有料指定袋・指定シール制度

有料指定袋・指定シール制度については、ごみの減量と資源化の促進・ごみ排出者としての意識の向上・最終処分場の延命化・ごみ処理経費の軽減を目的として、平成 17 年 5 月 30 日の臨時議会で議決され、平成 18 年 2 月 1 日から施行されました。

令和 4 年 7 月 1 日からは有料指定袋のサイズと価格を見直し、プラスチック製容器包装※や紙類の分別、食品ロスの削減などにより、ワンサイズ小さいごみ袋に切替えを促す「ごみダイエット」を推進することで、さらなるごみの減量化・資源化を図っています。

※令和 5 年 12 月からは製品プラスチックを含む。

1 有料指定袋・指定シールの仕様

袋の種類	色	大きさ	材 質	厚さ (mm)
家庭用指定ごみ袋 ※兼 用	半透明黄色に赤文字	大 (40 ㍓)	低密度ポリエチレン	0.035
		中 (28 ㍓)		0.030
		小 (18 ㍓)		0.030
		特小 (10 ㍓)		0.030
大型ごみシール (家庭用)	4 色 刷 り	74 mm×210 mm	上質タック紙 70 k	—
事業所用指定ごみ袋 ※燃えるごみ専用	半透明桃色に黒文字	(40 ㍓)	高密度ポリエチレン	0.033
事業所用指定ごみ袋 ※兼 用		(20 ㍓)	低密度ポリエチレン	0.030

(1) 家庭用指定袋及び大型ごみシール



大 (40 ㍓)



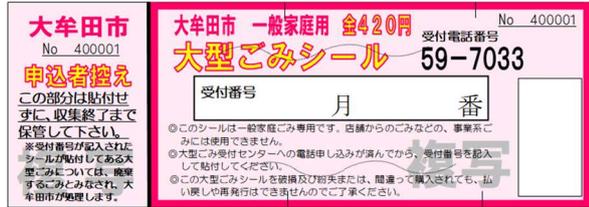
中 (28 ㍓)



小 (18 ㍓)



特小 (10ℓ)



大型ごみシール (家庭用)

(2) 事業所用指定袋



大 (40ℓ)



小 (20ℓ)

2 有料指定袋・指定シール販売の流れ

有料指定袋等の販売は、「大牟田市指定袋等取扱店 (以下「取扱店」という。)」で行っています。なお、取扱店への配送は、ごみ処理手数料徴収等業務委託者が行っています。有料指定袋等の販売の流れを図 1-10-1 に示します。

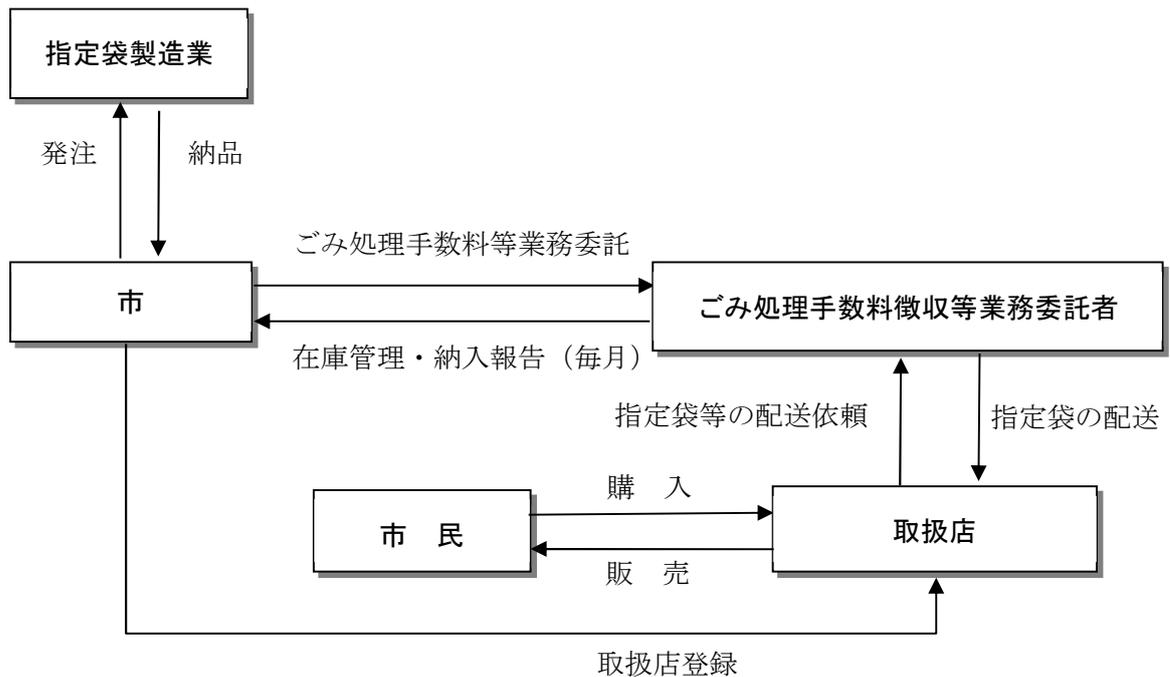


図 1-10-1 有料指定袋・指定シール販売の流れ

3 取扱店の現況

取扱店には、取扱店と分かりやすいように、証書である「大牟田市指定ごみ袋取扱店シール」(図 1-10-2) を取扱店の入口等の見やすい場所に提示してもらい、全ての指定袋及び指定シールを取り扱ってもらうこととしています。

取扱店の状況を表 1-10-1 に、取扱実績を表 1-10-2 に示します。



表 1-10-1 取扱店状況

取扱店の業種等	店数
大型店・スーパーマーケット	28
コンビニエンスストア	51
薬局・ドラッグストア	22
食料品等販売店	19
日用品等販売店	9
米穀類・石油類販売店	13
酒類販売店	1
その他	26
合計	169

(令和7年3月31日現在)

図 1-10-2

大牟田市指定ごみ袋取扱店シール

表 1-10-2 指定袋取扱実績

	袋の種類	大きさ (リットル)	取扱枚数(枚)	価格 (円)	ごみ処理手数料 (円)
家庭用	指定ごみ袋(兼用)	40	1,810,000	48	86,880,000
		28	1,770,800	33.6	59,498,880
		18	1,160,800	21.6	25,073,280
		10	600,000	12	7,200,000
	大型ごみシール	—	26,530	420	11,142,600
事業所用	指定ごみ袋 (燃えるごみ専用)	40	1,675,000	76.8	128,640,000
	指定ごみ袋(兼用)	20	58,800	38.4	2,257,920

(令和6年度実績)



第2章 し尿処理事業

第1節 処理の現況

本市におけるし尿処理は、令和3年3月に改定した大牟田市生活排水処理基本計画を基本として行っており、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき、市内全域の家庭等のくみ取り便所のし尿を、直営と委託により収集しています。また、浄化槽の清掃に伴い搬出される浄化槽汚泥については、市内全域を対象として許可業者が収集しています。

一般家庭のし尿については21日周期で定期収集しており、不特定多数が使用する店舗や事業所などは、定期又は依頼を受けた時に収集しています。

狭い道路及び収集困難な地域においては、長ホースや2トンバキューム車、軽バキューム車で収集しています。また、電話申込みによる緊急くみ取りについても即時に対応するとともに、計画的な収集を維持するために、適宜収集体制を見直しています。

浄化槽の清掃に伴い搬出される浄化槽汚泥については、市内全域を対象として許可業者が収集しています。

し尿及び浄化槽汚泥は、平成15年3月から大牟田市東部環境センターへ搬入し、きょう雑物を取り除いた後、高負荷脱窒素処理及び高度処理を行い処理水は大牟田川へ放流しています。

処理過程での汚泥は有機性廃棄物（学校給食調理くずとディスプレイ汚泥）を混ぜ合わせ堆肥化を行っています。なお、前処理によって排出されたきょう雑物は、大牟田・荒尾RDFセンターへ搬入し、固形燃料化を行っています。

第2節 収集・運搬

1 し尿

令和6年度に直営及び委託業者が収集したし尿収集量の前年度との比較を下表に示します。

くみ取り世帯は13,588世帯（令和7年3月31日現在）で、総収集量は44,452トンでした。そのうち、直営による収集が2,585トン（5.8%）、委託業者による収集が41,868トン（94.2%）でした。

表 2-2-1 し尿収集量 (単位：t)

	直 営	委託業者	合 計
令和6年度	2,584.50	41,867.52	44,452.02
令和5年度	3,037.32	44,193.42	47,230.74
前年度増減比	△14.9%	△5.3%	△5.9%

2 し尿収集対象人口比の推移

過去7年間のし尿収集処理人口と公共下水道及びその他の処理人口の割合を下図に示します。

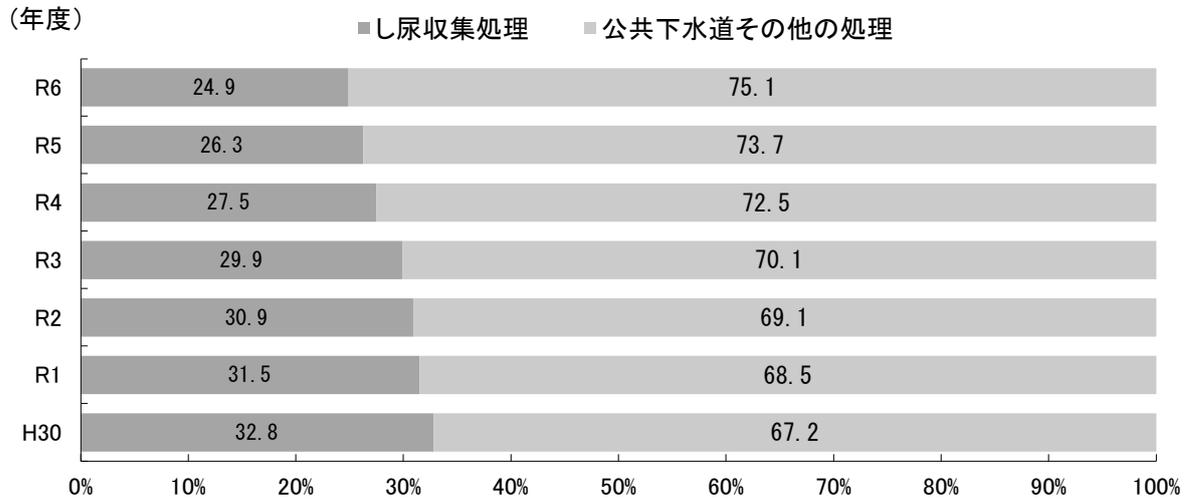


図 2-2-1 処理人口の比率 ※処理人口は年度末の人口

第3節 中間処理

(1) し尿及び浄化槽汚泥搬入量

し尿及び浄化槽汚泥は、大牟田市東部環境センターで処理しています。令和6年度のし尿及び浄化槽汚泥の施設搬入量の前年度との比較を、下表に示します。

し尿は市直営及び委託業者が収集運搬し、浄化槽汚泥は許可業者が収集運搬しています。

表 2-3-1 東部環境センター搬入量 (単位：t)

	し尿	浄化槽汚泥	合計
令和6年度	44,452.02	24,560.69	69,012.71
令和5年度	47,230.74	24,627.58	71,858.32
前年度増減比	△5.9%	△0.3%	△4.0%

(2) 施設搬入量の内訳

令和6年度に大牟田市東部環境センターに搬入されたし尿・浄化槽汚泥の総量 69,013 トンに対するし尿 44,452 (直営 2,585・委託 41,868) トンと浄化槽汚泥 24,561 トンの割合を右図に示します。

※数値は表章単位未満で四捨五入しているため量を足し上げて必ずしも総量とは一致しない。

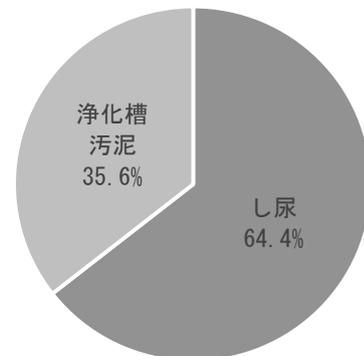


図 2-3-1 施設搬入量の内訳

(3) 搬入量と人口の推移

過去 10 年間の直営・委託業者のし尿搬入量、許可業者の浄化槽汚泥搬入量及び人口の推移を下表及び下図に示します。

表 2-3-2 人口と搬入量の推移 (単位：人口(人)、し尿及び浄化槽汚泥(t))

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
人口	118,756	117,224	115,803	114,496	112,815	111,356	109,405	107,633	105,753	103,759	
し尿	直営	14,505	7,865	7,044	6,667	6,309	5,787	4,496	3,862	3,037	2,585
	委託	57,079	60,099	56,443	53,564	51,895	52,224	49,236	47,219	44,193	41,868
	計	71,584	67,964	63,487	60,231	58,204	58,012	53,732	51,081	47,231	44,452
浄化槽汚泥	30,226	29,824	28,786	27,925	27,058	27,208	25,148	24,822	24,628	24,561	

※ 人口は年度末人口

※ 数値は表章単位未満で四捨五入しているため、区分ごとの量を足し上げて必ずしも総量とは一致しない。

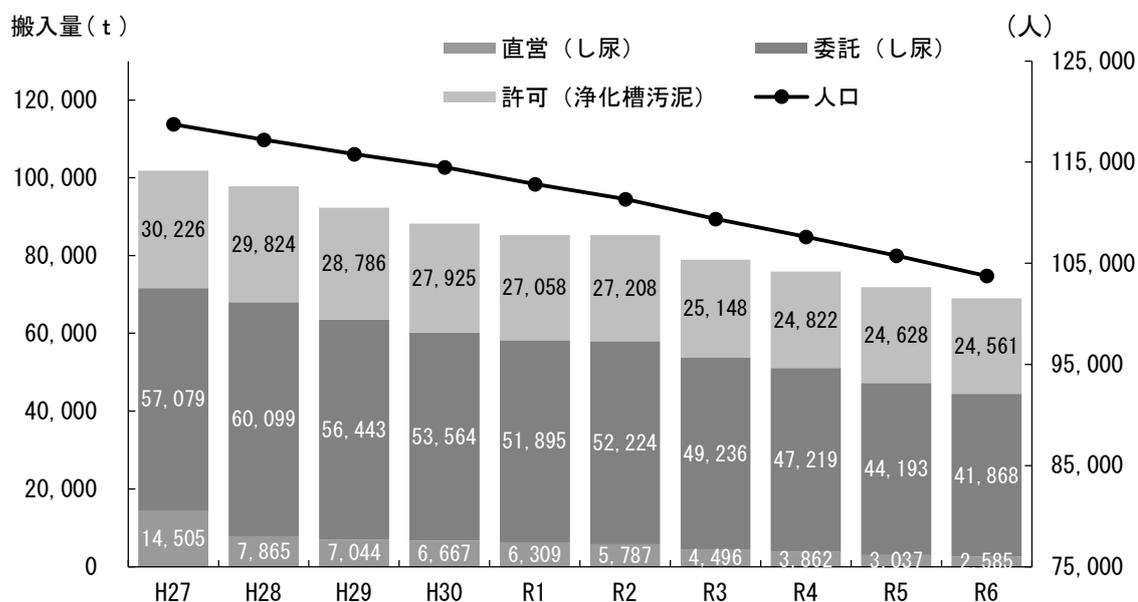


図 2-3-2 人口と搬入量の推移

第 4 節 し尿処理原価

令和 6 年度のし尿処理に要した収集運搬費、中間処理費ごとの処理原価を下表に示します。

表 2-4-1 費目ごとの処理原価

	収集運搬	中間処理
し尿処理量	44,452 t	69,012 t
処理費	722,649,113 円	285,457,719 円
1 t あたり処理費	16,256.8 円	4,136.3 円
1 人あたり処理費	6,882.6 円	2,718.7 円

※ 1 人あたり処理費は令和 6 年 10 月 1 日現在住民基本台帳人口 (104,996 人) で計算。

第5節 収集運搬に係る委託業者及び許可業者

1 し尿収集運搬委託業者

業者名	代表者名	住所	電話
(株)森商事	森 浩 幸	大牟田市大字草木 1263 番地	54-3816
共栄環境開発(株)	久 留 須 智 子	大牟田市汐屋町 5 番地 15	52-6732
(有)中央商事	今 田 威	大牟田市大字手鎌 855 番地 1	52-7015
(有)三池衛生設備	内 田 匡	大牟田市大字手鎌 1885 番地 2	53-4724
(有)西日本設備工業	本 多 繁 利	大牟田市新勝立町 4 丁目 85 番地 11	56-7518
(有)朝岡商事	朝 岡 光 男	大牟田市船津町 1 丁目 10 番地 1	56-7510
祐徳近海汽船(株)	板 床 慎 太 郎	大牟田市不知火町 3 丁目 2 番地 4	56-3927
(株)手鎌環境センター	吉 川 哲 平	大牟田市大字手鎌 1890 番地 2	53-2333

(令和7年3月31日現在)

2 浄化槽汚泥収集運搬業許可業者

許可業者名	代表者名	住所	電話
共栄環境開発(株)	久 留 須 智 子	大牟田市汐屋町 5 番地 15	52-6732
(株)アメニティ	橋 本 博 之	大牟田市新勝立町 4 丁目 85 番地 11	85-3688
(株)森商事	森 浩 幸	大牟田市大字草木 1263 番地	54-3816
(有)手鎌浄化槽センター	河 渕 浩 二	大牟田市大字手鎌 1890 番地 1	53-2777
祐徳近海汽船(株)	板 床 慎 太 郎	大牟田市不知火町 3 丁目 2 番地 4	56-3927

(令和7年3月31日現在)

第6節 浄化槽の整備

公共用水域等の水環境を保全し、生活環境の向上を図るため、昭和63年度からは、下水道事業計画区域外の地域において浄化槽設置整備事業による補助制度を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

このような中、平成12年には、水環境を守ることを目的に浄化槽法が改正され、し尿だけを処理する単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。

このため、平成23年度からは、さらなる生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への切替えに補助金の上乗せを行っています。

さらに、令和4年度からは、こどもたちに美しい川や海を残すために、「水洗化促進キャンペーン」を実施しており、浄化槽設置補助金を拡充しています。

また、浄化槽の機能が十分発揮されるよう、設置工事の検査や維持管理に関する啓発指導に努めています。

1 設置状況

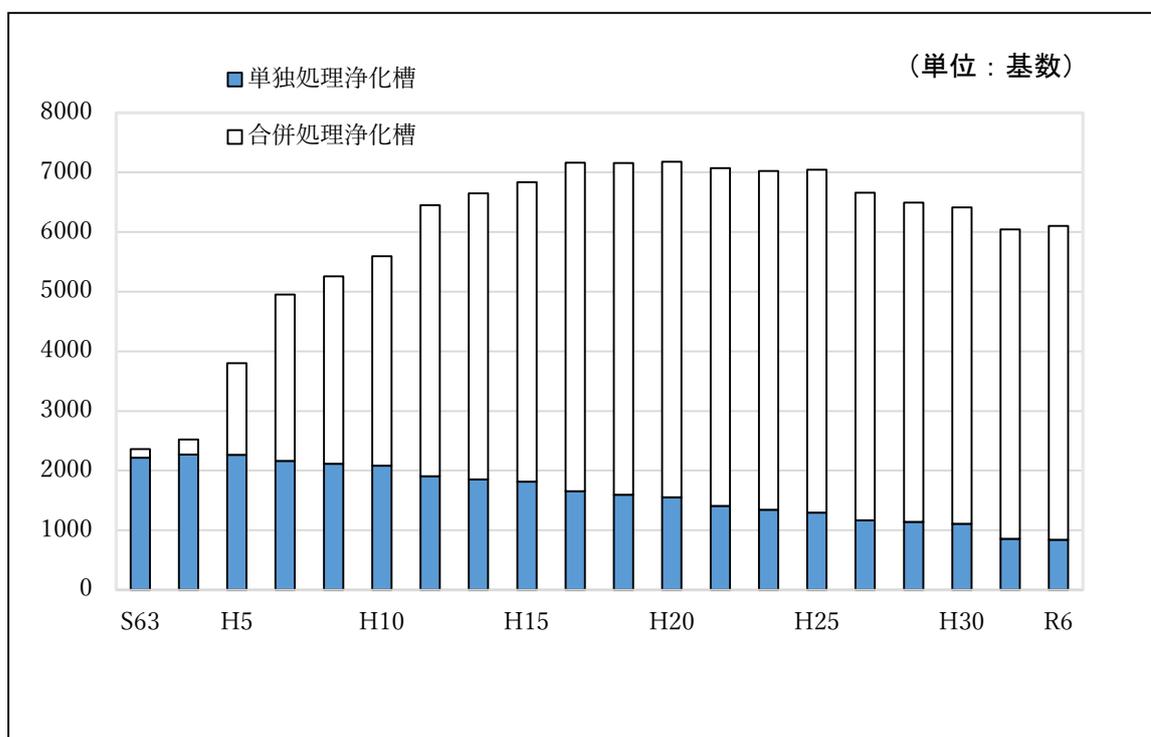
令和6年度末、合併処理浄化槽の設置基数は、「水洗化促進キャンペーン」の期間でもあり、前年度から69基増加し、5,261基です。

単独処理浄化槽の設置基数は、前年度から15基減少し、839基です。(図2-6-1、表2-6-1)

令和6年度新規に設置された合併処理浄化槽は165基で、補助申請は132基でした。

昭和63年度から令和6年度までの補助基数は、6,419基です。

図2-6-1 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽設置基数の推移



補助実績（合併処理浄化槽）の推移

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
補助基数	92	89	69	41	175	183	132
のべ補助基数	5,730	5,819	5,888	5,929	6,104	6,287	6,419

表 2-6-1 浄化槽設置基数の推移

(単位：基数)

		H30 年度		R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
		単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併
5 ～ 50	新設	0	118	0	128	0	106	0	110	0	232	0	213	0	164
	小計	1,041	5,079	897	5,004	862	4,945	848	4,879	831	4,929	807	4,994	793	5,069
51 ～ 100	新設	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1
	小計	39	83	32	75	30	75	29	75	29	76	29	75	29	74
101 ～ 500	新設	0	5	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	小計	29	118	23	114	21	107	21	105	21	105	18	103	17	99
501 ～	新設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	22	0	21	0	20	0	20	0	20	0	20	0	19
小計	新設	0	124	0	129	0	107	0	110	0	236	0	213	0	165
	小計	1,109	5,302	952	5,214	913	5,147	898	5,079	881	5,130	854	5,192	839	5,261
単年度合計		124		129		107		110		236		213		165	
合 計		6,411		6,166		6,060		5,977		6,011		6,046		6,100	

2 管理・指導

浄化槽工事基準に基づき、適正な施工が行われるように、「浄化槽補助事業説明会」と浄化槽管理士の技術向上を図るための「浄化槽維持管理実務講習会」を実施しています。

浄化槽の設置工事および維持管理が適正に行われているかを確認するため、指定検査期間による浄化槽の第7条に基づく検査（使用開始後3か月後を経過した日から5か月以内）および第11条に基づく検査（その後1年に1回）が義務付けられています。

令和6年度の受検率は、第7条に基づく検査が100%、第11条に基づく検査が96.9%でした。

このうち適正及びおおむね適正と判定されたのは、第7条に基づく検査が100%、第11条に基づく検査が97.8%でした。

不適正と判定された場合は、指定検査機関と連携して、浄化槽の設置工事業者及び維持管理業者へ改善指導を行っています。

保守点検登録業者・清掃業許可業者一覧

業者名	住所(営業所)
共栄環境開発(株)	船津町 326-2
(株) 森商事	大字草木 1263
(有) 手鎌浄化槽センター	大字手鎌 1890-1
(株) アメニティ	新勝立町 4 丁目 85-11
祐徳近海汽船(株)	不知火町 3 丁目 2-4

指定検査機関

指定検査機関名	住所
(一財)有明環境整備公社	健老町 473-5

3 普及啓発

合併処理浄化槽は、短期間の工事で、乗用車1台分の敷地があれば設置可能などの特徴があり、住宅単位で生活排水の処理ができることから、地域における生活排水対策として大変有効であると考えており、様々な普及啓発に努めています。

(1) 上乗せ補助制度

平成23年度から下水道計画区域外の地域、平成24年10月からは下水道事業計画区域外の地域で、自己が所有し、かつ居住する既存住宅において、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽から10人槽以下の合併処理浄化槽へ切り替える方に対して、合併処理浄化槽の本体工事基準額の90%相当額まで上乗せする補助制度を行ってきました。

令和元年度からは、上乗せ補助制度の枠組みを見直し、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽の撤去に対する処分費及び宅地内の配管費の補助を追加しています。

上乗せ補助制度の市民周知を図るため、広報おおむたや市ホームページへ掲載するとともに、くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯への職員による戸別訪問や、し尿収集時における水洗化チラシを配布し、市民周知を図っています。

(2) 浄化槽の日

毎年10月1日は、「浄化槽の日」です。

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」(昭和58年5月18日公布法律第43号)が昭和60年10月1日に施行されたのを記念して、昭和62年に当時の厚生省、建設省、環境庁の3省庁の主唱により設けられました。

「浄化槽の日」を中心に、「浄化槽の周知徹底と普及促進」を図ることを目的に、「浄化槽の日」実行委員会主催の全国浄化槽大会等の中央行事のほか、全国各地で浄化槽関連行事が行われます。

本市においても、啓発用ポスターの掲示やパンフレットを活用し啓発活動に取り組んでいます。

(3) 水洗化促進キャンペーン

令和4年度から、こどもたちに美しい川や海を残すために、環境部と企業局の合同で「水洗化促進キャンペーン」を実施しています。

川や海を汚す主な要因といわれる生活排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽への切替えや公共下水道への接続を推進し、公共用水域の水質改善に取り組んでいます。

令和6年度については、下記の機会を通して、意識啓発及び情報の発信に努めながら、水洗化の促進や市民の生活排水に対する関心を高めてきました。

ア 広報関係

広報おおむた、ホームページ、広告モニター、FM たんと、d ボタン広報紙、大牟田市公式LINE

広報モニター

人 槽	補助金額 (くみ取り便槽から切替え)	補助金額 (単独処理浄化槽から切替え)
5人槽 <small>(延べ床面積が130平方メートル以下)</small>	1,220,000円	1,250,000円
7人槽 <small>(延べ床面積が130平方メートル超)</small>	1,425,000円	1,455,000円
10人槽 <small>(2世帯住宅で台所・風呂が各2ヶ所以上)</small>	1,760,000円	1,790,000円

別途、切替え奨励金：30,000円

イ 啓発関係

水洗化チラシ配布、啓発パンフレット配布、水洗化促進ダイレクトメール送付、戸別訪問による水洗化の協力依頼、学校訪問、施設見学、ESD 環境教育の支援、下水道に関する標語の募集、ほたる探偵団、生物教室、干潟の観察会、親子下水道教室、水洗化相談会、出前講座、水洗化促進業者説明会

水洗化相談会の様子



ウ 支援制度

浄化槽設置整備推進事業、浄化槽切替奨励金、水洗化特別補助、生活排水適正処理交付金

エ イベント関係

クリーンキャンペーン、エコタウンフェア

第3章 施設配置図



凡 例	
①	旧第一清掃事務所
②	大牟田・荒尾 RDF センター (大牟田・荒尾清掃施設組合)
③	大牟田市リサイクルプラザ
④	大牟田市第三大浦谷埋立地
⑤	大牟田市清掃事務所
⑥	大牟田市東部環境センター
⑦	大牟田市役所



第4章 施設概要

1 旧第一清掃事務所

所在地	大牟田市大浦町14番地
敷地面積	7,652.92 m ²
構造	鉄筋コンクリート一部2階建
しゅん工	昭和50年1月
総工費	139,388,000円



2 大牟田・荒尾RDFセンター（大牟田・荒尾清掃施設組合）

所在地	大牟田市健老町468番地
敷地面積	20,019.96 m ²
建物面積	9,132.00 m ² (延床面積)
処理能力	225t/16H (75t/16H×3基)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
設計・施行	川崎重工・石川島播磨重工特定建設工事企業体
総事業費	9,064,124,277円
しゅん工	平成14年11月(プラント工事)



3 大牟田市リサイクルプラザ

所在地	大牟田市健老町467番地
敷地面積	10,856.02 m ²
建物面積	4,518.71 m ² (延床面積)
処理方式	破碎・選別・圧縮・保管処理
処理能力	66t/日(資源物 40.5t/日、大型ごみ 11.5t/日、燃えないごみ 14.0t/日)
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
設計・施行	日立造船・極東開発特定建設工事共同企業体
総事業費	3,317,479,846円
しゅん工	平成15年3月



4 大牟田市第三大浦谷埋立地

所在地	大牟田市大浦町14番地1外
敷地面積	47,350 m ²
埋立面積	25,300 m ²
埋立容積	288,277 m ³
埋立方式	準好気性埋立方式
しゅん工	平成6年9月
総工費	1,073,439,198円



5 大牟田市清掃事務所

所在地	大牟田市健老町 198 番地
敷地面積	6,659.31 m ²
構造	鉄筋コンクリート 2階建
しゅん工	平成元年 6月
総工費	155,955,000 円
改築	令和 4年 1月
工事費	95,081,338 円
追加工事費	5,311,298 円



6 大牟田市東部環境センター

所在地	大牟田市大浦町 14 番地 10
敷地面積	16,711.78 m ²
建物面積	7,728.43 m ² (延床面積)
処理方式	高負荷脱窒素処理・高度処理、資源化(堆肥化)
処理能力	359kl/日+有機性廃棄物 1.9t/日 (し尿 241 kl/日、浄化槽汚泥 118 kl/日)
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
設計・施行	三井鉱山・住友重機械工業特定建設工事 共同企業体
総事業費	7,570,650,136 円
しゅん工	平成 15年 3月



7 公衆便所

場 所	構 造	面 積	設 置 年
東新町 3 丁目公衆便所	鉄筋コンクリート建	9.15 m ²	昭和 63 年
築 町 公 衆 便 所	鉄筋コンクリート建	34.20 m ²	平成元年
上 官 公 衆 便 所	鉄筋コンクリート建	26.33 m ²	平成元年
吉野の里公衆便所	鉄筋コンクリート建	26.00 m ²	平成元年
大正町 1 丁目公衆便所	鉄筋コンクリート建	37.00 m ²	平成 13 年
J R 銀水駅前公衆トイレ	鉄筋コンクリート建	28.64 m ²	令和 6 年

第5章 機材概要

1 ごみ関係車両一覧

種 類	台 数	直 営					委 託		
		可 不 燃 燃	大 型	福 祉	そ の 他	計	可 不 燃 燃	資 源	計
2 t 破碎車	1		1			1			
2 t パッカー	43	2			6	8	24	11	35
3 t パッカー	1				1	1			
3 t ダンプ	2							2	2
2 t ダンプ	11		3		2	5		6	6
2 t 平ボデー	9							9	9
軽ダンプ	9	3	1	2	3	9			
軽ワゴン	4		1	1	2	4			
合 計	80	5	6	3	14	28	24	28	52

(令和7年3月31日現在)

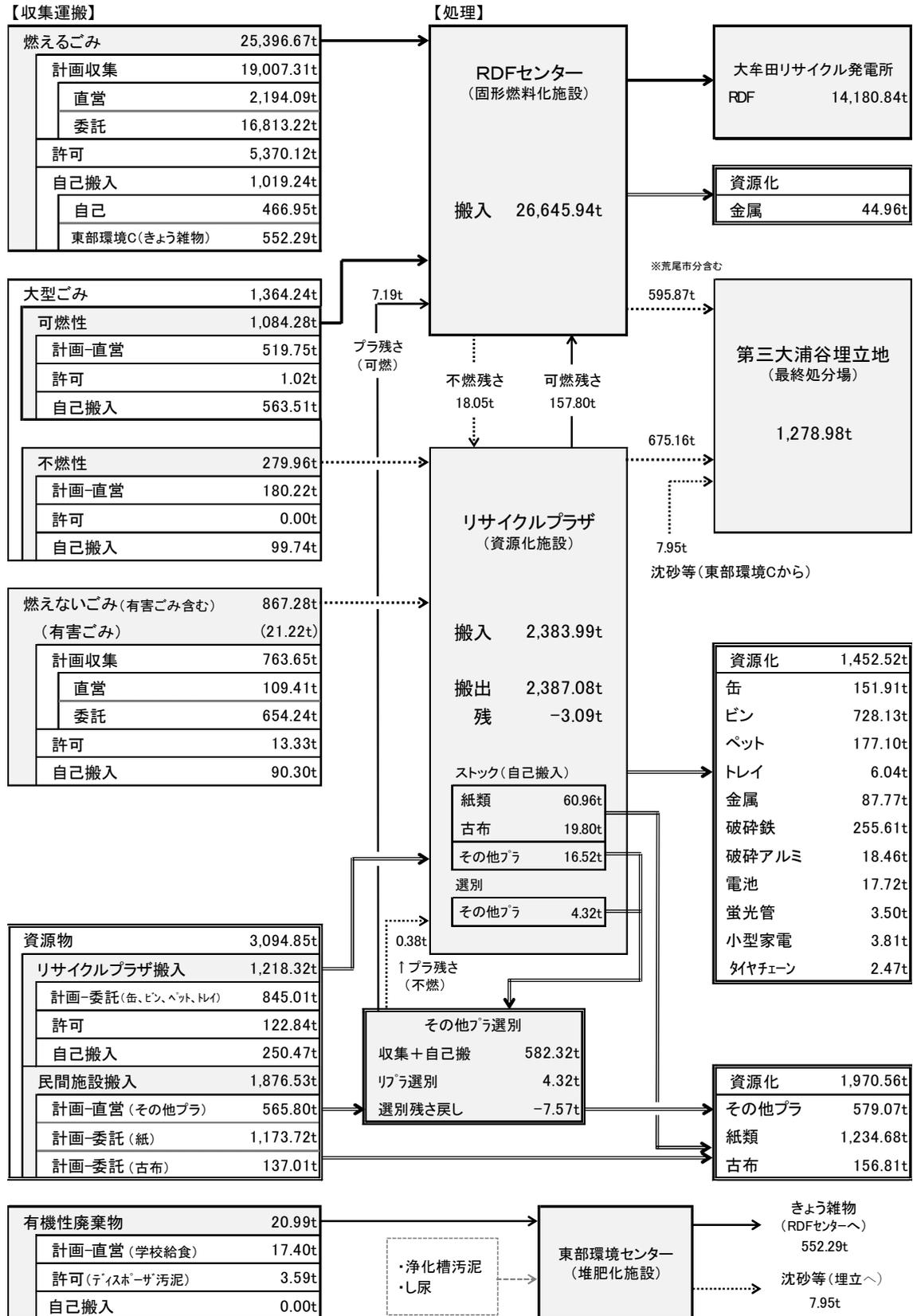
2 し尿関係車両一覧

種 類	台 数	内 訳	
		直 営	委 託
4 t バキューム	1	1	
3 t バキューム	25	5	20
2 t バキューム	1	1	
軽バキューム	5	2	3
軽ワゴン	3	3	
合 計	35	12	23

(令和7年3月31日現在)

収集処理実績（令和6年度）

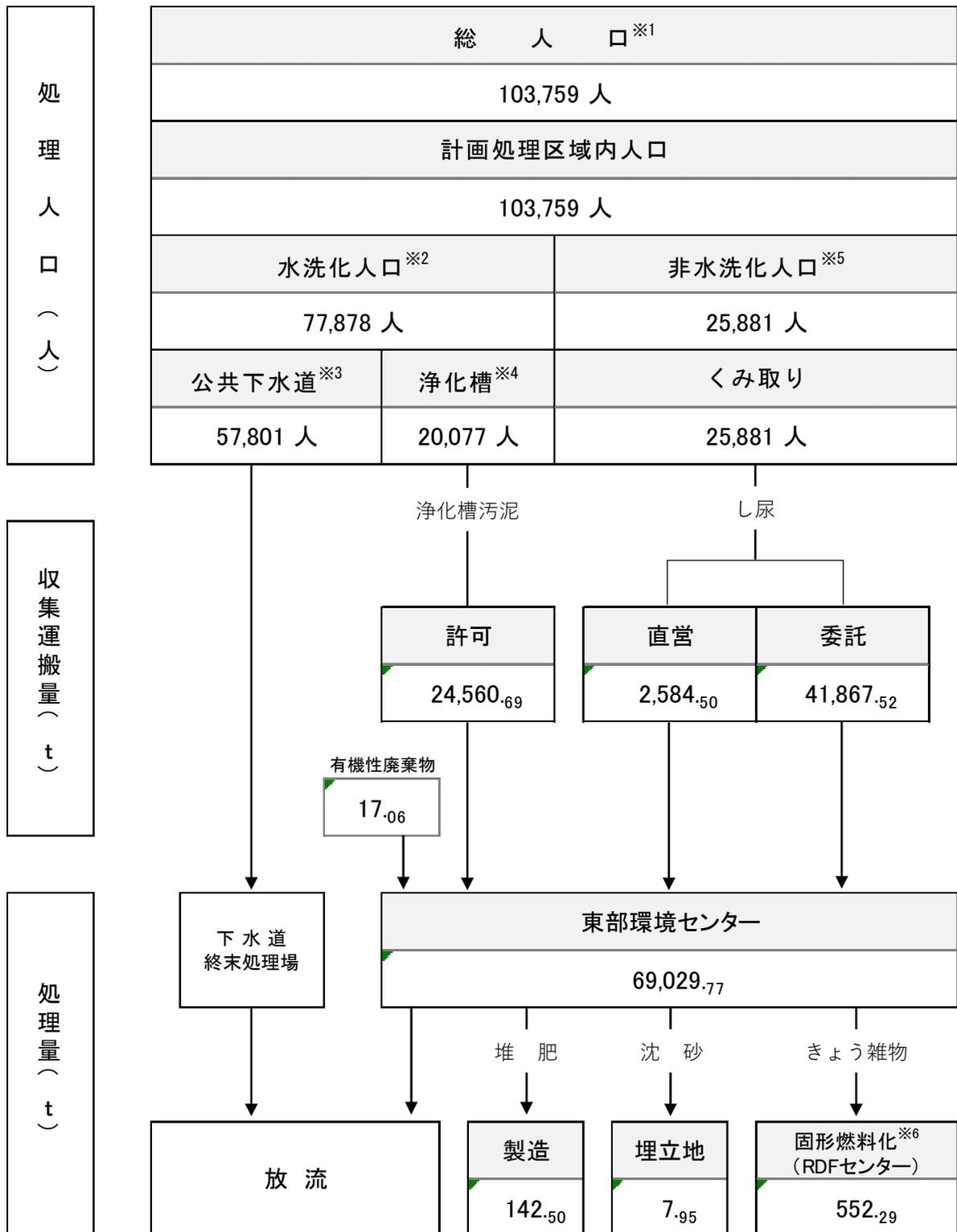
1 ごみ収集・処理体系



直営収集量(A)	委託収集量(B)	許可搬入量(C)	自己搬入量(D)	総量(A+B+C+D)
3,586.67t	19,623.20t	5,510.90t	2,023.26t	30,744.03t

収集処理実績（令和6年度）

3 し尿処理体系



※1 総人口：住民基本台帳人口（令和7年4月1日現在）

※2 水洗化人口：公共下水道人口＋浄化槽人口

※3 公共下水道人口：令和6年度末公共下水道整備状況（企業局集計）における水洗化人口

※4 浄化槽人口：令和7年度（令和6年度末実績調査分）（使用開始）調査における合併及び単独浄化槽人口の合計

※5 非水洗化人口：総人口－水洗化人口

※6 RDFセンター搬入時の重量

4 最近6年間のし尿収集処理実表

区分	し尿 + 浄化槽汚泥 + 厨芥類															処理内容			作業日数	
	し尿 + 浄化槽汚泥															総量	RDF	埋立		堆肥
	し尿																			
	浄化槽汚泥			計			日量			厨芥類										
	直営	委託	日量	小計	日量	浄化槽汚泥	日量	計	日量	厨芥類	日量	計	日量	厨芥類	日量					
令和元年度	6,309	51,895	208	58,204	233	27,058	108	85,262	341	50	85,312	1,141	8.34	146	250					
令和2年度	5,787.41	52,224.35	206.42	58,011.76	229.30	27,207.61	107.54	85,219.37	336.84	38.97	85,258.34	1,212.53	8.90	93.48	253.00					
令和3年度	4,495.69	49,236.23	195.38	53,731.92	213.22	25,148.09	99.79	78,880.01	313.02	34.12	78,914.13	977.34	17.22	114.82	252					
令和4年度	3,862.49	47,218.95	188.88	51,081.44	204.33	24,822.07	99.29	75,903.51	303.61	31.28	75,934.79	987.45	6.68	137.14	250					
令和5年度	3,037.32	44,193.42	177.48	47,230.74	189.68	24,627.58	98.91	71,858.32	288.59	20.71	71,879.03	938.60	6.93	117.24	249					
令和6年度	2,584.50	41,867.52	167.47	44,452.02	177.81	24,560.69	98.24	69,012.71	276.05	20.99	69,033.70	552.29	7.95	142.50	250					
4月	261.36	3,796.73	172.58	4,058.09	184.46	1,964.62	89.30	6,022.71	273.76	1.02	6,023.73	42.86	0.82	12.60	22					
5月	221.79	3,664.84	174.52	3,886.63	185.08	1,813.28	86.35	5,699.91	271.42	1.94	5,701.85	43.53	0.36	16.02	21					
6月	247.84	3,253.18	162.66	3,501.02	175.05	1,884.53	94.23	5,385.55	269.28	1.57	5,387.12	40.20	0.63	8.64	20					
7月	233.13	3,887.53	176.71	4,120.66	187.30	2,055.58	93.44	6,176.24	280.74	1.24	6,177.48	39.81	0.68	19.80	22					
8月	225.49	3,416.12	162.67	3,641.61	173.41	2,186.65	104.13	5,828.26	277.54	0.03	5,828.29	42.77	0.60	5.64	21					
9月	170.05	3,423.36	180.18	3,593.41	189.13	2,183.17	114.90	5,776.58	304.03	1.57	5,778.15	39.88	0.52	10.40	19					
10月	214.65	3,632.39	165.11	3,847.04	174.87	1,967.18	89.42	5,814.22	264.28	1.72	5,815.94	37.21	0.77	14.28	22					
11月	180.01	3,383.05	169.15	3,563.06	178.15	1,987.56	99.38	5,550.62	277.53	2.22	5,552.84	45.03	0.80	3.90	20					
12月	218.12	3,593.44	156.24	3,811.56	165.72	2,191.70	95.29	6,003.26	261.01	1.59	6,004.85	35.77	0.53	10.00	23					
1月	164.91	3,540.74	168.61	3,705.65	176.46	2,220.60	105.74	5,926.25	282.20	1.88	5,928.13	45.53	0.96	9.40	21					
2月	162.84	3,067.85	170.44	3,230.69	179.48	1,920.67	106.70	5,151.36	286.19	5.22	5,156.58	53.18	0.50	19.62	18					
3月	284.31	3,208.29	152.78	3,492.60	166.31	2,185.15	104.05	5,677.75	270.37	0.99	5,678.74	86.52	0.78	12.20	21					

大牟田市一般廃棄物処理実施計画
(令和6年4月1日告示)

1 基本方針

本市における廃棄物を適正に処理することにより、快適な生活環境の確保及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 処理区域

大牟田市全域 81.45 平方キロメートル

4 ごみ処理計画

(1) 種別並びに収集、運搬及び処分方法

種別	収集及び運搬		処分		
	処理主体	回数	処理主体	処分方法	
家庭系ごみ	燃えるごみ	市又は委託業者	週に2回	大牟田・荒尾清掃施設組合 固形燃料化	
	燃えないごみ	市又は委託業者	2週に1回	市 資源化埋立	
	資源物(その他のプラスチック以外)	委託業者	2週に1回	業者 資源化	
	資源物(その他のプラスチック)	市	週に1回	業者 資源化	
	大型ごみ	市	随時申込み	大牟田・荒尾清掃施設組合 固形燃料化 市 資源化埋立	
	有害ごみ	市又は委託業者	2週に1回	市 資源化	
	臨時ごみ	市	随時申込み	大牟田・荒尾清掃施設組合 固形燃料化 市 資源化埋立	
事業系ごみ	燃えるごみ及び燃えないごみの1日平均排出量が30キログラム未満の事業者	燃えるごみ	市又は委託業者	週に2回	大牟田・荒尾清掃施設組合 固形燃料化
		燃えないごみ	市又は委託業者	2週に1回	市 資源化埋立
		資源物	委託業者	2週に1回	業者 資源化
		有害ごみ	市又は委託業者	2週に1回	市 資源化
	上記以外のもの	許可業者		大牟田・荒尾施設組合 固形燃料化 市 資源化埋立	

※家庭系ごみとは、一般家庭の日常生活に伴って生じたごみとし、それ以外のごみを事業系ごみとする。

(2) 排出方法

ア 家庭系ごみ

(ア) 燃えるごみ及び燃えないごみ

市民は、家庭用指定袋を使用し、袋の口を異物を用いずに結び、収集日にステーション又は指定路線に排出するものとする。

なお、家庭用指定袋は、家庭系ごみ(大型ごみを除く)のみに使用できるものとする。

(イ) 資源物

市民は、50世帯程度に1カ所設置したリサイクル集積所に、カン類、ビン類、紙類、プラスチック類及び古布・古着類(排出源による5種13分別)を、市が指定した方法によって、回収日に排出するものとする。

資源物の区分

種別	分別種類
1. カン類	①空き缶 ②スプレー缶
2. ビン類	③無色 ④茶色 ⑤その他の色
3. 紙類	⑥新聞 ⑦段ボール ⑧雑誌 ⑨紙パック ⑩その他の紙類
4. その他プラスチック	⑪ペットボトル・白色トレイ ⑫その他のプラスチック
5. 古布・古着類	⑬古布・古着

(ウ) 大型ごみ

市民は、大型ごみを排出する場合、大型ごみ受付センターへ申し込み、指定シールを貼付し、収集可能な場所へ持ち出すものとする。

なお、大型ごみとは、家庭用指定袋(大40リットル)の口を、異物を用いずに結べない大きさのもの(指定品目を除く)及び市が指定したものとする。

(エ) 有害ごみ

市民は、蛍光管、水銀体温計及び乾電池を排出する場合、透明袋又は半透明袋を使用し、燃えないごみの収集日にステーション又は指定路線に排出するものとする。

(オ) 臨時ごみ

市民は、大掃除や引越しなどで収集日以外に燃えるごみ、燃えないごみ、資源物及び有害ごみを収集依頼する場合、大型ごみ受付センターへ申し込み、指定された日に収集可能な場所へ持ち出すものとする。排出方法については、それぞれのごみ種別のおりとし、別途手数料を納入しなければならない。

イ 事業系ごみ

(ア) 燃えるごみ及び燃えないごみ

1日の平均排出量(燃えるごみ及び燃えないごみに限る)が30キログラム未満の事業者については、事業用指定袋を使用し、袋の口を、異物を用いずに結び、ステーション又は指定路線に排出することができる。それ以外の事業者は、当該事業者又は許可業者が大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入するものとする。

なお、事業所から排出される機密文書については、資源化を試行的に実施するため、市が指定する場所へ搬入するものとする。

(イ) 大型ごみ

事業所から排出される大型ごみ(市が指定した品目に限る)については、当該事業者又は許可業者が大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入するものとする。

(ウ) 許可業者の指定

事業系ごみを大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入することができる許可業者は、次に掲げるものとする。

- 有限会社ツカモト環境資源
- 株式会社大潮
- 有限会社コーショウクリーン
- 有限会社ミクリノ
- 株式会社塚崎運送

(3) 施設への搬入

大牟田・荒尾RDFセンター、大牟田市リサイクルプラザ及び大牟田市東部環境センターに搬入する場合は、市が定める受入基準に従わなければならない。

(4) 適正処理困難物

ア 処理施設における処理困難物

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザにおいて処理が困難であるため、市が指定しているもの及び法律等で定められているものについては、市民が自らの責任で処理業者等へ処理を委託することとし、市による収集運搬及び施設（大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザ）での受入れは行わない。

イ 木くず又は刈草

燃えるごみのうち木くず又は刈草については、次に掲げる許可を有する処分業者へ搬入することができる。

有限会社萬葉

ウ ディスポーザ排水処理汚泥

集合住宅におけるディスポーザ排水処理システムから排出される汚泥は、その性状から大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザにおいて処理が困難であるため、大牟田市東部環境センターで処理する。

なお、大牟田市東部環境センターへ搬入することができる許可業者は、次に掲げるものとする。

共栄環境開発株式会社

(5) ごみ排出支援

ア 福祉収集

家庭系ごみの排出方法において、ごみの排出が困難な高齢者、障害者などで、市が定める審査基準を満たした者（世帯）について、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物及び有害ごみを玄関先等で収集する。

イ 大型ごみ「持ち出し収集」

福祉収集対象世帯及び諸条件を満たし大型ごみの搬出が困難であると認められた世帯については、市が屋内及び敷地内から大型ごみを搬出し収集する。ただし、以下のものについては、搬出・収集を行わない。

(ア) 事業系ごみ

(イ) 市が指定する収集できないもの

(ウ) ロープや重機等を用いて搬出しなければならないもの

(エ) 容易に解体できないもの

(オ) 現地調査により市が搬出・収集できないと判断したもの

(6) 資源物回収事業

ア 休日資源物受入れ事業

地域のリサイクル集積所を利用することができない市民については、休日（市長が指定する日）に資源物の受入れを実施する。

イ 小学校空き缶回収事業

市は、小学校に回収容器を設置し、児童が家庭等から持参した空き缶を回収し、売却益を各小学校へ還元する。

ウ 使用済み小型家電回収事業

使用済み小型家電については、大牟田市リサイクルプラザにおいて、燃えないごみの中からの手選別による「ピックアップ回収」と公共施設及び商業施設に設置する専用ボックスによる「ボックス回収」により回収する。回収した使用済み小型家電は、処理業者へ売却する。

(7) ボランティア清掃支援事業

清潔で美しいまちづくりを推進するために、団体、個人及び公園愛護団体が行う、市内の道路、公園、河川、公共施設等のボランティア清掃活動に対し、無償でボランティア清掃袋を配付し収集する。

(8) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制に関する市民及び事業者への広報啓発活動の充実

(7) 市民及び事業者に対する広報啓発活動

燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、大型ごみ及び有害ごみに分ける5種分別の励行、更なるごみの減量、再生利用等の啓発を行うとともに、環境に関する意識を育てるため、次に掲げる広報啓発や活動等を行う。

a 清掃週間、環境月間、食品ロス削減デーにおける啓発活動

b クリーンキャンペーン（市内一斉清掃活動）

c 市民及び事業者への説明会、出前講座、ごみ処理施設見学会並びにチラシ等の配布

d 小学4年生への環境教育及びごみ処理施設見学会

e 小学生及び園児を対象とした環境講座

f 生ごみ堆肥化機材等購入費補助金交付事業

g 生ごみ堆肥化講習会

h ごみの減量・資源化の推進に向けた機材等の貸出事業

i ごみ減量アイデアコンテストの開催

j ごみ減量サポーター登録制度の実施

k 事業所訪問による周知啓発

l 収集時の分別排出の指導啓発

m 食品ロス削減に協力する飲食店等の拡大

n 広報おおむた及び市のホームページによる広報啓発

o その他市民等がごみの減量・資源化に取り組むために必要な情報の提供

(4) 事業系ごみを多量に排出する事業者に対する減量化指導

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへの事業系ごみの適正な搬入の指導を充実させるとともに、1日平均30キログラム以上の排出事業者に対して、食品廃棄物の減量や紙類の分別による減量化・資源化を指導する。

イ 再資源化の方法

(7) 燃えないごみ及び不燃性の大型ごみ

大牟田市リサイクルプラザにおいて、資源（スチール及びアルミ等）を回収し処理業者へ売却する。可燃性残さについては、大牟田・荒尾RDFセンターにおいてRDF（ごみ固形燃料）化を行うことで、大牟田市第三大浦谷埋立地への最終処分量の減量化を図る。

(4) 資源物

カン類、ビン類及びペットボトル・白色トレイは、大牟田市リサイクルプラザで、プラスチック製容器包装は、民間の施設で選別などの中間処理を行う。中間処理後、カン類は、処理業者へ売却する。また、ビン類、ペットボトル・白色トレイ及びプラスチック製容器包装は、再資源化処理を委託する。一方、紙類及び古布・古着類については、委託業者が再資源化を行う。

なお、カン類の売却益の一部は、環境美化や資源回収事業の活性化を図るため、地域へ還元する。

(4) 有害ごみ

大牟田市リサイクルプラザ等において一時保管し、処理業者へ再資源化を委託する。

(9) 収集運搬計画量 (トン/年)

区 分		計画量	
計画収集	燃えるごみ	直営分	2,620
		委託業者分	17,440
		計	20,060
	燃えないごみ	直営分	110
		委託業者分	710
		計	820
	資源物	直営分	510
		委託業者分	2,480
		計	2,990
大型ごみ	直営分	780	
有害ごみ	直営分	3	
	委託業者分	20	
	計	23	
合 計		24,673	
自己搬入	燃えるごみ	一般及び許可業者分	7,070
	燃えないごみ	一般及び許可業者分	120
	資源物	一般及び許可業者分	430
	大型ごみ	一般及び許可業者分	610
	有害ごみ	一般及び許可業者分	3
	合 計		8,233
総量 (計画収集+自己搬入)		32,906	

(10) 処分計画

ア 中間処理方法

燃えるごみ及び可燃性の大型ごみは、大牟田・荒尾RDFセンターでRDF(ごみ固形燃料)化する。燃えないごみ、不燃性大型ごみ及び資源物のうちカン類、ビン類及びペットボトル・白色トレイは、大牟田市リサイクルプラザで処理を行う。その他のプラスチックは、は、民間の施設で処理を行う。有害ごみについては、一次電池、二次電池、水銀体温計及び蛍光管に分けて大牟田市リサイクルプラザ等において一時保管し、処理業者へ再資源化を委託する。資源物のうち紙類及び古布・古着類については、古紙委託業者及び古布・古着委託業者が資源化処理を行う。

なお、燃えるごみのうち各小学校や給食センターからの調理くず及びディスポーザ排水処理汚泥の有機性廃棄物については、大牟田市東部環境センターで処理する。

(7) 中間処理施設

- a 施設名 大牟田・荒尾RDFセンター
所在地 大牟田市健老町468番地
敷地面積 20,019平方メートル
処理方式 ごみ固形燃料化
処理能力 225トン/日(75トン/16時間×3系列)
- b 施設名 大牟田市リサイクルプラザ
所在地 大牟田市健老町467番地
敷地面積 10,856平方メートル
処理方式 破碎処理・選別処理・圧縮処理・保管
処理能力 66トン/日(5時間)

- c 施設名 大牟田市東部環境センター
所在地 大牟田市大浦町14番地10
敷地面積 16,711平方メートル
処理方式 高負荷脱窒素・高度処理、資源化(堆肥化)
処理能力 359キロリットル/日
有機性廃棄物 1.9トン/日

- d 施設名 (民間)株式会社YKクリーン
所在地 三潯群大木町大字横溝2734番地2
処理方式 選別、圧縮、梱包、保管
処理能力 4.8トン/日(8時間)

(イ) 処理計画量

a 大牟田・荒尾RDFセンター (トン/年)

区 分		計画量	
計画収集	直営分	燃えるごみ	2,610
		可燃性大型ごみ	590
	委託業者分	燃えるごみ	17,440
	合 計		20,640
自己搬入	一般及び許可業者分	燃えるごみ	7,070
		可燃性大型ごみ	510
合 計		7,580	
総 合 計		28,220	

b 大牟田市リサイクルプラザ (トン/年)

区 分		計画量	
計画収集	直営分	燃えないごみ	110
		不燃性大型ごみ	190
		有害ごみ	3
	委託業者分	燃えないごみ	710
		資源物	920
		有害ごみ	20
合 計		1,953	
自己搬入	一般及び許可業者分	燃えないごみ	120
		不燃性大型ごみ	100
		資源物	430
		有害ごみ	3
合 計		653	
総 合 計		2,606	

c 大牟田市東部環境センター (トン/年)

区分		計画量	
有機性廃棄物	直営分、一般及び許可業者分	給食調理くず	17
		魚さい	0
		ディスポーザ排水処理汚泥	4
合 計		21	

d 民間処理施設 (トン/年)

区 分	計画量
プラスチック製容器包装	590

区 分	計画量
紙 類	1,340
古布・古着類	290
合 計	1,630

イ 最終処分方法

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザでの不燃性残さ等は、一般廃棄物最終処分施設である大牟田市第三大浦谷埋立地において処分する。

(7) 最終処分施設

施設名	大牟田市第三大浦谷埋立地
所在地	大牟田市大浦14番地1外
埋立面積	25,300平方メートル
容量	288,277立方メートル

(4) 処分計画量 (トン/年)

区 分	計画量
最終処分量	1,330

(11) 犬、猫等の死がい

収集及び運搬		処 分	
処理主体	回 数	処理主体	処分方法
市	申出により その都度	委託業者	焼却処理

(12) 災害に伴う廃棄物の処理

本市において大規模な災害が発生した場合には、「大牟田市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑・迅速に処理を行う。

5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 種別並びに収集、運搬及び処分方法

種別	収集及び運搬		処 分	
	処理主体	回 数	処理主体	処分方法
し尿	市又は 委託業者	21日に 1回	市	資源化(堆肥化) 処理水は放流
浄化槽 汚泥	許可業者		市	資源化(堆肥化) 処理水は放流

ア し尿

公共下水道及び浄化槽を除いた一般家庭、事業所等のくみ取り便所のし尿を、定期的又は収集依頼時に収集する。

イ 浄化槽汚泥

浄化槽清掃に伴い搬出される浄化槽汚泥は、浄化槽管理者から委託された許可業者が大牟田市東部環境センターへ搬入する。

ウ 許可業者の指定

浄化槽汚泥を大牟田市東部環境センターへ搬入することができる許可業者は、次に掲げるものとする。

株式会社森商事
共栄環境開発株式会社
有限会社手鎌浄化槽センター
株式会社アメニティ
祐徳近海汽船株式会社

エ 施設への搬入

大牟田市東部環境センターに搬入する場合は、市が定める受入基準に従わなければならない。

(2) し尿の排出抑制・水洗化の促進

ア 排出抑制に関する市民及び事業者への広報啓発活動の充実

簡易水洗トイレは、水を使用するため普通トイレの約2.4倍の排出量となり、し尿排出量増大の大きな要因となっている。また、使用状況に見合わない便槽の設置やトイレの改造等により、緊急くみ取りの件数は依然として多く、計画収集に影響を及ぼすことが懸念される。このため、次に掲げる活動や広報啓発等を行う。

- (7) 欠陥便槽(ひび割れ便槽、降雨時に浸水する便槽等)に対する改善及び適正便槽設置の指導
- (4) 緊急くみ取り世帯に対する指導及び水洗化の啓発活動
- (9) クリーンキャンペーンなどのイベントでの啓発活動
- (エ) その他市民等が、し尿排出量の抑制に取り組むために必要な情報の提供

イ 水洗化促進の方法

家庭排水やトイレの水洗化は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置が必要であり、公共用水域の水質改善に向け次の取組みを行う。

- (7) 下水道接続支援制度及び合併処理浄化槽切換えに伴う補助制度の戸別ビラ入れによる周知啓発
- (4) 下水道事業計画区域外のくみ取り及び単独浄化槽設置世帯への戸別訪問による合併処理浄化槽切換えに伴う補助制度の周知及び普及促進活動
- (9) 公共下水道供用開始区域内のくみ取りや単独浄化槽設置世帯への戸別訪問による下水道接続促進
- (エ) し尿多量排出事業所に対する公共下水道又は合併処理浄化槽への切替促進
- (オ) 市民に対する生活排水対策の必要性についての様々な広報媒体(広報おおむた、ホームページ、FMたんと等)による広報啓発活動

(3) 収集運搬計画量 (キロリットル/年)

区 分	計画量	
し尿計画収集	直営分	1,370
	委託業者分	44,300
	計	45,670
浄化槽汚泥	許可業者分	24,760
合 計		70,430

(4) 処分計画

し尿及び浄化槽汚泥は、大牟田市東部環境センターで処理を行い、処理水は放流、汚泥については有機性廃棄物と合わせて資源化(堆肥化)を行う。

ア 処理施設

施設名	大牟田市東部環境センター
所在地	大牟田市大浦町14番地10
敷地面積	16,711平方メートル
処理方式	高負荷脱窒素・高度処理、資源化(堆肥化)
処理能力	359キロリットル/日
有機性廃棄物	1.9トン/日

イ 処理計画量

収集運搬計画量に同じ。

大牟田市清掃事業年表

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
T6	3	市制施行 庶務課内に衛生係 を設置				
S8			4	健老町にごみ焼却場を建設		
13	5	し尿処理手数料 条例制定			5 8	し尿処理手数料の制定 2908 銭以内 市営によるし尿収集処理を 開始
16	9	衛生課（保健係、 清掃係）を設置				
18	3	し尿処理手数料条 例一部改正			3	し尿処理手数料の改正 1 桶 15 銭以内
20	8	戦災のため収集業 務を一時中止				
25	9	清掃課（清掃係、 駆除係）を設置				
26	4	収集再開 し尿処理手数料条 例一部改正			4	し尿処理手数料の改正 1 桶 10 円
27	1	部制施行 衛生部に清掃課 （第一係、第二 係）を設置				
29	10	大牟田市清掃条例 制定	10	第 1 種手数料制定 （ごみ・燃えがらの処理） 1 級 200 円、2 級 150 円、 3 級 100 円、4 級 50 円、 5 級 30 円 第 3 種手数料制定 （犬・猫等の死体処理） 1 頭につき 100 円 特別手数料制定 （建築・解体等による多量ごみ） 荷車 1 台 150 円、馬車 1 台 300 円、自動三輪車 （1 t 積）1 台 400 円、自 動三輪車（2 t 積）1 台 600 円、小型貨物自動車 1 台 600 円、大型貨物自動車 1 台 1,000 円	6 10	し尿の海洋投入を開始 第 2 種手数料制定 （ふん尿の処理） 1 桶 15 円
31	4	大牟田市清掃条例 一部改正	4	第 1 種手数料改定 （ごみ・燃えがらの処理） 1 級 1,000 円、2 級 600 円、3 級 300 円、4 級 200 円、5 級 150 円、6 級 100 円、7 級 50 円、8 級 30 円		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S33			6	大浦焼却場建設		
35	1	大牟田市清掃条例一部改正			1	第2種手数料改定 (ふん尿の処理) 1桶 20円
37	8	大牟田市清掃条例一部改正			8	第2種手数料改定 (ふん尿の処理) 1桶 27円
40	10	大牟田市清掃条例一部改正			10	第2種手数料改定 (ふん尿の処理) 1桶 30円
42					10	手鎌終末処理場で一部処理開始
43	3 8	大牟田市清掃条例一部改正 機構改革により、清掃課の事務部門を庶務課に移管			4	第2種手数料改定 (ふん尿の処理) 1桶 40円
44			4	新開町3番地を借用、約3年間埋立て(六百間) 健老清掃工場しゅん工		
45	7	機構改革により衛生部より独立、清掃部を新設 庶務課(庶務係、調査係)、業務課(第一係、第二係、健老清掃工場)を設置				
47	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定(一般家庭ごみを無料とする)	4	<p>ごみ処理手数料改定</p> <p>計画収集ごみ</p> <p>1日平均10kg~20kg 1月 500円</p> <p>1日平均20kg~30kg 1月 1,000円</p> <p>臨時ごみ</p> <p>軽自動車1台につき 1,000円</p> <p>普通自動車1台につき 2,000円</p> <p>犬、猫等の死体処理手数料 1体につき 100円</p> <p>産業廃棄物処理手数料</p> <p>廃油処分 18010円、廃プラスチック類収集・運搬 1kg 20円、廃プラスチック類処分1台 100円、紙くず収集運搬 1kg10円、紙くず処分1台 100円、木くず処分1台 100円、繊維くず処分1台 100円、</p>		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S47				動植物性残さ処分1台 100円、ゴムくず処分1 台100円、金属くず処分 1台100円、建設廃材処 分1台100円、動物のふ ん尿処分1,300円、動物 の死体1体につき100 円、ガラスくず及び陶磁 器くず収集運搬1kg1円、 ガラスくず及び陶磁器く ず処分1台100円 健老町地先埋立地を借用 (三百間)	10	し尿処理手数料改定 人員によるもの 1月1人につき60円 (2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 300(端数は四捨五入) につき50円
48			8 9	大気汚染防止法(硫黄酸化 物の規制)適用 大浦焼却場廃止	4	4月28日し尿業者との間に 紛争発生 6月4日終結調印
49	10 12	大牟田市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例改定 清掃手数料徴収業 務を委託業務とす る			11	し尿処理手数料改定 1人当たり90円 300につき75円
50			1 4	第一清掃事務所しゅん工 東谷埋立地に廃棄物 14,000m ³ を移送 (～S50.6)		
51	4 9	大牟田市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例一部改正 ごみ非常事態宣言	4 12	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月1,000円 1日平均20kg～30kg 1月2,000円 第12条第1項第1～第9 号に掲げる産業廃棄物(廃 プラスチック類・紙くず・ 木くず・繊維くず・動植物 性残さ・ゴムくず・金属く ず・ガラスくず及び陶磁器 くず・建設廃材) 軽自動車1台につき200 円、4t未満の自動車1台 につき500円、4t以上の 自動車1台につき1,000円 第一大浦谷埋立地造成(第 1期工事)	3 4	港清掃事業所しゅん工 し尿海洋投入50海里に規 制 廃棄物排出船「ありあけ 丸」(494t)就航

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S51				健老町埋立地の土壌約 21,000 m ³ を移送 (~S52. 3)		
52	7	大牟田市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例一部改正	8	第一大浦谷埋立地造成(第 2期工事) 健老町埋立地の土壌約 30,000 m ³ を移送 (~S52. 12)	4 10	し尿業者を許可制から委託 制へ変更 手数料徴収の電算化
53	4	清掃手数料徴収事 務を直営化	1 10	水質汚濁防止法(工場排水 規制)適用 第一大浦谷埋立地造成(第 3期工事) 健老町埋立地の土壌約 22,000 m ³ を移送 (~S53. 12)	4 9	祐徳近海汽船(株)と海洋投入 委託契約 北部し尿中継所しゅん工
54			10 11	第一大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 26,960 m ³ を移送 (~S54. 11) 大気汚染防止法(塩化水 素の規制)適用	4	荒尾市からのし尿搬入受入 開始
55			10	第一大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 40,900 m ³ を移送 (~S55. 12) 第二大浦谷基本設計、福岡 大学工学部に第二大浦谷 埋立地環境影響評価及び 基本計画を委託 (~S55. 12)		
56			3 7 9	第一大浦谷埋立地覆土工 事をし埋立て完了 第二大浦谷埋立地造成(1 期工事) 健老町埋立地の土壌約 36,400 m ³ を移送 (~S57. 5) 健老町埋立地拡張工事 (埋立面積 18,741 m ² , 埋 立容量 99,183 m ³) (~S57. 2)		
57			6	第二大浦谷埋立地造成(2 期工事) 健老町埋立地の土壌約 34,300 m ³ を移送		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S57	7	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	8	(～S58.2) ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月 2,000円 1日平均20kg～30kg 1月 3,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 2,000円 普通自動車1台につき 4,000円 事業活動に伴って生じた ごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの 自動車1台につき500円 最大積載量350kg～1t までの自動車1台につき 1,000円 最大積載量1t以上の自 動車1t1台につき1,000 円 第12条第1項第1～第9 号に掲げる産業廃棄物(廃 プラスチック類・紙くず・ 木くず・繊維くず・動植物 性残渣さ・ゴムくず・金属 くず・ガラスくず及び陶磁 器くず・建設廃材) 最大積載量350kgまで の自動車1台につき500円 最大積載量350kg～1t までの自動車1台につき 1,000円 最大積載量1t以上の自 動車1t1台につき1,000 円 第12条第1項第10号に 掲げる産業廃棄物 (動物のふん尿) 1000につき 60円 第12条第1項第11号に 掲げる産業廃棄物 (動物の死体) 1体につき 600円	8	し尿処理手数料改定 人員によるもの 1月1人につき150円 (2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 300(端数は四捨五入) につき 105円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S58			5	第二大浦谷埋立地造成(第3期工事) 健老町埋立地の土壌約45,700 m ³ を移送 (~S59.2)		
59			11	粗大ごみ定期収集開始		
60	3 9 10	大牟田・荒尾清掃施設組合設立 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 大牟田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	2 12	第二大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約25,600 m ³ を移送 (~S60.3) 新開クリーンセンター建設工事着工 第二大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約42,000 m ³ を移送 (~S61.3)	7 10	港清掃事業所一時貯留槽改修 (~S60.9) 大牟田市浄化槽法保守点検業者の登録に関する条例施行細則制定
61			12	第二大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約5,000 m ³ を移送 第二大浦谷埋立地覆土工事をし埋立て完了 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約45,000 m ³ を移送 (~S62.3)		
62			11	早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,220 m ³ を移送 (~S63.2)		
63			3 11 12	健老清掃工場廃止 新開クリーンセンターしゅん工 可燃ごみと粗大・不燃ごみとの分別収集開始 週2回収集第1年次開始 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約30,000 m ³ を移送 (~H1.2)	1 10	港事業所脱臭機取替え工事 (~S63.3) 第二清掃事務所建設工事着工
H1	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	4	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg~20kg 1月 2,500円 1日平均20kg~30kg	4	し尿処理手数料改定 人員によるもの (普通便槽) 1月1人につき200円 (2歳未満の乳児を除く)

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H1				<p>1月 3,500円 臨時ごみ軽自動車1台につき 3,000円 普通自動車1台につき 6,000円 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 最大積載量 350kg までの自動車1台につき 750円 最大積載量 350kg～1t までの自動車1台につき 1,500円 最大積載量 1t 以上の自動車 1t1台につき 1,500円 第12条第1項第1～第9号に掲げる産業廃棄物 (廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・建設廃材) 最大積載量 350kg までの自動車1台につき 750円 最大積載量 350kg～1t までの自動車1台につき 1,500円 最大積載量 1t 以上の自動車 1t1台につき 1,500円 第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物 (動物のふん尿) 1000につき 100円 第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物 (動物の死体) 1体につき 1,000円 週2回収集第2年次開始 (全市の80%週2回収集) 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約 40,000 m³を移送 (～H2.2) 新開ヤード整備工事 (～H2.1)</p>		<p>人員によるもの (くみ取り式水洗便槽) 1月1人につき 250円 (2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 300 (端数は四捨五入) につき 140円 6 第二清掃事務所建設工事しゅん工 7 清潔なまちづくり整備事業として公衆便所2か所建替 (上官、築町) 公衆便所周辺整備1か所 (東新町)</p>

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H2	9	機構改革により庶務課は清掃総務課へ、庶務担当は庶務経理担当へ、業務課の第一担当と第二担当はそれぞれ業務第一担当と業務第二担当へ名称変更		市内全域週2回収集達成 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000m ³ を移送(～H3.2)	6	大牟田市環境整備事業協同組合と収集運搬委託契約一本化
3			10	産業廃棄物の搬入規制開始 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000m ³ を移送(～H4.2)	3 12	公衆便所建替(明治町) 港事業所貯留槽増設工事着工(H4年に完成予定)
4	1	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	1 9 12	廃棄物処理施設(第三大浦谷埋立地)整備工事着工(H6年完成予定) 第一清掃事務所周辺整備事業(車庫整備)着工 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌20,000m ³ を移送	9 10	港事業所貯留槽完成 直営地域の定日定期計画収集実施
5	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び条例施行規則改正	4	ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月 2,800円 1日平均20kg～30kg 1月 4,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 4,000円 普通自動車1台につき 8,000円 事業活動に伴って生じるごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,000円 最大積載量350kg～1tまでの自動車1台につき2,000円 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,000円 最大積載量350kg～1tまでの自動車1台につき2,000円	4	し尿処理手数料改定 人員によるもの(普通便槽) 1月1人につき250円(2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの(くみ取り式水洗便槽) 1月1人につき370円(2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 300(端数は四捨五入)につき 250円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H5	12	大牟田市ごみ散乱防止条例制定	12	最大積載量1t以上の自動車1t1台につき2,000円 第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物 100ℓにつき 150円 第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物 1体につき 1,500円 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌17,500m ³ を移送(～H6.3)		
6			3 9	第一清掃事務所周辺整備事業(車庫整備)完了 廃棄物処理施設(第三大浦谷埋立地)整備工事完了	1 3	港貯留槽改修工事完了 第二清掃事務所車庫増設工事完了
7			2 7 10	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌9,500m ³ を移送(～H7.3) モデル小学校を拠点とした空き缶の資源回収事業開始 モデル地区公民館での空き缶・空きビンの資源回収事業開始		
8	7	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	2 8	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌8,000m ³ を移送(～H8.3) ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月 2,800円 1日平均20kg～30kg 1月 4,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 4,000円 普通自動車1台につき 8,000円 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,250円 最大積載量350kg～1tま	1 2 8	荒尾市からのし尿搬入受入終了 業者地域の定日定期計画収集実施 し尿処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 人員によるもの(普通便槽) 1月1人につき300円(2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの(くみ取り式水洗便槽) 1月1人につき520円(2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの30ℓ(端数は四捨五入)につき 300円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H8				<p>での自動車 1 台につき 2,500 円</p> <p>最大積載量1t以上の自動車 1t1 台につき 2,500 円</p> <p>第 12 条第 1 項第 1 号から 第 9 号及び第 12 号に掲げ る産業廃棄物</p> <p>最大積載量 350kg までの 自動車 1 台につき 1,250 円</p> <p>最大積載量 350kg~1t ま での自動車 1 台につき 2,500 円</p> <p>最大積載量 1t 以上の自 動車 1t1 台につき 2,500 円</p> <p>第 12 条第 1 項第 10 号に 掲げる産業廃棄物</p> <p>1000 につき 150 円</p> <p>第 12 条第 1 項第 11 号に 掲げる産業廃棄物</p> <p>1 体につき 1,500 円</p>		
9	3	大牟田市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例一部改正	2 10	<p>第三大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌 8,000 m³ を移送 (~H9.3)</p> <p>エコショップ認定事業開始 地域(銀水・笹原・玉川・天 道の 4 校区)での資源物 (不燃物及び紙類等)の回 収事業開始</p>		
10	4 10 12	<p>一般廃棄物処理施 設建設推進室設置</p> <p>機構改革により清 掃部(清掃総務課, 業務課)と衛生部 の一部(公害対策 課,環境リサイク ル産業推進室,公 衆衛生課の一部) を統合、環境部へ 名称変更</p> <p>一般廃棄物処理基 本計画策定</p>	1 4 10 12	<p>第三大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌 20,000 m³ を移送 (~H10.3)</p> <p>資源物回収の地域拡大 (4 校区から 12 校区へ) 8 校区(三川・諏訪・大正・明 治・平原・高取・上内・倉永)</p> <p>資源物回収の地域拡大 (12 校区から市内全域で 実施) 12 校区 (三里・川 尻・駛馬南・駛馬北・上官・ 大牟田・中友・白川・三池・ 羽山台・吉野・手鎌)</p> <p>第三大浦谷埋立地へ新開 クリーンセンターの焼却 灰の直接搬入を開始</p>	11	し尿運搬船「第 2 ありあ け」就航

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H11	10	大牟田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例制定 (10月1日)	10	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 46,500 m ³ を移送 (~ H12.3)		
12	4	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	10	リサイクルプラザ建設工事着工 大牟田・荒尾RDFセンター建設工事着工	10	東部環境センター建設工事着工
13			3 4	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 5,200 m ³ を移送 (~H13.3) 粗大ごみの定期収集を廃止し、大型ごみの戸別収集開始		
14	4	廃棄物対策課設置	4 9 11	資源物回収業務委託(紙類) 透明ごみ袋制開始 大牟田・荒尾RDFセンターしゅん工 大牟田・荒尾新開クリーンセンター廃止		
15	4 6 7	一般廃棄物処理施設建設推進室廃止 環境施設課(リサイクルプラザ担当、東部環境センター担当)設置 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正(ごみ処理手数料 H15年9月、H16年7月改定) 環境リサイクル産業推進室は経済部へ移管	2 3 4 9	資源物回収品目拡大(ペットボトル・白色トレイ) リサイクルプラザしゅん工 健老町埋立地使用停止 資源物回収業務委託 ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料	3	東部環境センターしゅん工 港清掃事業所廃止 し尿海洋投入廃止

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H15				<p>10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき50円</p> <p>第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物</p> <p>10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき50円</p>		
16	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正(し尿処理手数料H16年4月改定)	7	<p>ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算)事業活動に伴って生じたごみ処理手数料</p> <p>10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき100円</p> <p>第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物</p> <p>10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき100円</p>	4	<p>し尿処理手数料改定(それぞれ消費税を加算)人員によるもの(普通便槽)</p> <p>1月1人につき440円(2歳未満の乳児を除く)人員によるもの(くみ取り式水洗便槽)</p> <p>1月1人につき860円(2歳未満の乳児を除く)くみ取り量によるもの</p> <p>30ℓ(30ℓ未満の場合は30ℓとみなし、30ℓを超えた場合は30ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき330円</p>
17	6	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正(ごみ処理手数料H18年2月改定)				
	8	ごみ減量対策室設置				
	9	第一、第二清掃事務所を環境業務課内室として設置				
18	2	ごみ処理基本計画改定	2	<p>ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を含む)</p> <p>燃えるごみ袋(家庭用)</p> <p>大(400×10枚) 400円</p> <p>中(250×10枚) 250円</p> <p>小(150×10枚) 150円</p> <p>燃えるごみ袋(事業所用)</p> <p>大(400×10枚) 630円</p> <p>燃えないごみ袋(家庭用)</p> <p>中(250×10枚) 250円</p> <p>燃えないごみ袋(事業所用)</p> <p>中(250×10枚) 420円</p> <p>大型ごみ(家庭用)</p> <p>指定シール1枚につき400円</p>		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H18				<p>市が臨時に収集、運搬する場合のごみ収集運搬手数料（消費税を加算） 2t 積載自動車（2t 車未満のものは2t 車とみなす。）1 台につき 2,000 円 市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料（消費税を加算） 10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 100 円</p>		
19	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（ごみ処理手数料 H19 年 7 年改定）				
	4	環境施設課（リサイクルプラザ、東部環境センター）を環境業務課へ環境施設担当として統合	4	<p>資源物回収品目拡大（古布・古着） 有害ごみの回収事業開始</p>		
	6	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（ごみ処理手数料 H19 年 12 月改定）	7	<p>市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料（消費税を加算） 10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 200 円 第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号及び第 12 号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 200 円</p>		
			12	<p>ごみ処理手数料改定 家庭用燃えないごみ特小袋の新設（消費税を含む） 特小(100×10 枚) 100 円</p>	10	北部し尿中継所使用停止
20			6	<p>せん定枝チップ機貸出し事業開始 エンジン式 1 台 電動式 1 台</p>		
			7	<p>生ごみ堆肥化機材等購入補助金交付事業開始 電動生ごみ処理機 1 世帯に 1 台の交付で合</p>		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H20	12	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（し尿処理手数料H21年2月改定、浄化槽汚泥処理手数料H21年6月新設）		計50台とし、消費税を含む購入価格の2分の1の額で、20,000円を上限額 生ごみ堆肥化処理容器 1世帯に2基までの交付で合計50世帯とし、消費税を含む購入価格の2分の1の額で、1基あたり3,000円を上限額		
21			4	資源物回収業務委託（古布・古着） 東部環境センター有機性廃棄物（22小学校調理くず）搬入開始	2	し尿処理手数料改定（それぞれ消費税を加算） 人員によるもの（普通便槽） 1月1人につき500円（2歳未満の乳児を除く） 人員によるもの（くみ取り式水洗便槽）
21			5	生ごみ堆肥化機材等購入補助金交付事業（補助金額の変更） 電動生ごみ処理機 1世帯に1台交付で合計50台とし、消費税を含む購入価格の100分の45の額で、18,000円を上限額 生ごみ堆肥化処理容器 1世帯に2基までの交付で合計50世帯とし、消費税を含む購入価格の100分の45の額で、1基あたり2,700円を上限額	6	1月1人につき1,100円（2歳未満の乳児を除く） くみ取り量によるもの 30ℓ（30ℓ未満の場合は30ℓとみなし、30ℓを超えた場合は30ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき330円 生活保護世帯のし尿処理手数料減免廃止 浄化槽汚泥処理手数料制定（消費税を加算） 搬入量によるもの 10kg（10kg未満の端数は10kgとみなす。）につき10円
22	4	機構改革により環境企画課設置（ごみ減量対策室、廃棄物対策課企画担当を統合） 環境総務課徴収担当は環境業務課へ移管 環境業務課環境施設担当は環境施設課として設置				

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H23	3	生活排水処理基本計画改定 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	4	計画収集業務の一部（3 t 車 3 車分）を委託 福祉収集開始		
24	3 4 12	ごみ処理基本計画一部改定 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（ごみ処理手数料及びし尿処理手数料H25年4月改定） 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正				
25	9	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	4	ごみ処理手数料改定（それぞれ消費税を含む） 市が臨時に収集、運搬する場合のごみ収集運搬手数料 2t 積載自動車（2t 車未満のものは 2t 車とみなす。）1 台につき 2,100 円 市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料 10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 210 円 第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号及び第 12 号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 210 円 第 12 条第 1 項第 10 号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 31	4	し尿処理手数料改定（それぞれ消費税を含む） 一般世帯等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき 70 円 事業所等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき 120 円

年	月	一般関係		ごみ処理関係		し尿処理関係
H25	12	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（し尿処理手数料 H26 年 4 月改定）		円 第 12 条第 1 項第 11 号に掲げる産業廃棄物 1 体につき 1,575 円 使用済み小型家電回収事業（ボックス及びピックアップ回収）開始		
26	4	機構改革により環境保全課計画管理担当は環境企画課へ移管 し尿処理手数料のコンビニ納付開始	4	計画収集業務の一部（2 t 車 3 車分）を委託	4	し尿処理手数料改定（それぞれ消費税を含む） 一般世帯等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき 72 円 事業所等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき 123 円
27	12	生活排水処理基本計画一部改定				
28			3	デスポーザ汚泥の受入開始		
29	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（し尿処理手数料 H29 年 10 月改定）			10	し尿処理手数料改定（それぞれ消費税を含む） 一般世帯等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき 90 円（事業所等は変更なし）
30			4	資源物回収品目拡大（スプレー缶）		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H31	3	災害廃棄物処理計画策定				
	4	機構改革により環境企画課温暖化対策担当を環境保全課へ、循環型社会推進担当を廃棄物対策課へ移管し、環境企画課を解散環境保全課浄化槽担当を環境業務課へ移管				
	6	廃棄物対策課監視指導担当を環境保全課、環境業務課へ移管 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (し尿処理手数料 R 元年 10 月改定)			10	し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 一般世帯等の便槽 10ℓ (10ℓ未満の場合は10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき 91 円 事業所等の便槽 10ℓ (10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき 125 円
R1	12	ごみ処理基本計画策定				
2	3	廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正 (一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に関する規定の削除及び様式の改正)				
	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正 (政令市の指定の解除) により産業廃	4	資源物回収品目拡大 (4校区 (羽山台、銀水、大牟田中央、玉川) でプラスチック製容器包装のモデル収集開始)		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
R3	2	環境省災害廃棄物処理事業費補助金交付決定通知書受理	2	公費解体及び費用償還申請受付終了 (R2. 9. 15 ~ R3. 2. 26)		
	3	生活排水処理基本計画改定				
		廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正 (押印廃止)	4	プラスチック製容器包装のモデル収集地域を4校区から8校区に拡大 (追加校区: 吉野、三池、みなと、大正) 費用償還申請再受付開始 (R3. 4. 15 ~ R3. 10. 19)		
			7	プラスチック製容器包装のモデル収集地域を8校区から12校区に拡大 (追加校区: 手鎌、白川、駿馬、明治) 公費解体廃棄物の仮置場での受入及び処理完了 (R2. 11. 2 ~ R3. 7. 31)		
	12	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部開始柄 (ごみ処理手数料 R4 年 7 月改定)	10	プラスチック製容器包装の収集地域を12校区から19校区 (市内全校区) に拡大 (追加校区: 倉永、上内、高取、平原、天領、天の原、中友) 費用償還申請再受付終了 (R3. 4. 15 ~ R3. 10. 19)		
4			1	令和2年7月豪雨災害における災害廃棄物処理事業完了 (費用償還完了)		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
R4	3	<p>環境省災害廃棄物処理事業費補助金事業実績報告書提出</p> <p>環境業務課公費解体担当解散</p> <p>環境省災害廃棄物処理事業費補助金交付額確定通知書受理</p>	6	旧有料指定ごみ袋及び旧大型ごみ指定シールの販売終了		
			7	<p>ごみ処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む)</p> <p>家庭用袋 (燃えるごみ・燃えないごみ兼用)</p> <p>大(400×10枚) 480円 中(280×10枚) 336円 小(180×10枚) 216円 特小(100×10枚) 120円</p> <p>事業所用 (燃えるごみ専用袋)</p> <p>大(400×10枚) 768円 事業所用 (燃えるごみ・燃えないごみ兼用)</p> <p>小(200×10枚) 384円</p> <p>大型ごみ (家庭用)</p> <p>指定シール1枚につき 420円</p> <p>市が臨時に収集、運搬する場合のごみ収集運搬手数料 (消費税を加算)</p> <p>2t 積載自動車 (2t 車未満のものは2t 車とみなす。)</p> <p>1台につき 2,200円</p> <p>市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料 (消費税を加算)</p> <p>10kg(10kg 未満の端数は10kg とみなす。)につき 220円</p> <p>新有料指定ごみ袋及び旧大型ごみ指定シール販売開始</p>		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
R4			10	旧有料指定ごみ袋及び旧大型ごみ指定シール買取開始		
5			3 9 12	旧有料指定ごみ袋及び旧大型ごみ指定シール使用期限 旧有料指定ごみ袋及び旧大型ごみ指定シール買取終了 資源物回収品目拡大 (プラスチック製容器包装の分別回収日を毎週1回に拡充することと合わせ、製品プラスチックの回収を実施) 資源物回収品目拡大に伴う名称変更(「プラスチック製容器包装」から「その他プラスチック」へ)		
6	4	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正(許可条件の整備 R7年4月改定) 大牟田市の廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正(し尿処理手数料 R9年4月改定)	11	事業所から排出される機密文書資源化開始(大牟田市役所庁内のみ)		
7	3	ごみ処理基本計画中間見直し策定				

条 例 一 覧

1 環境保全関係

- ・ 大牟田市環境基本条例
- ・ 大牟田市環境審議会条例

2 廃棄物処理関係

- ・ 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
- ・ 大牟田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- ・ 大牟田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則
- ・ 大牟田市ごみ散乱防止条例
- ・ 大牟田市ごみ散乱防止条例施行規則
- ・ 大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例
- ・ 大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例施行規則
- ・ 大牟田市浄化槽法施行細則

* 上記条例は、大牟田市のホームページ（大牟田市例規類集）にてご確認ください。



おおむたの環境 令和7年版

編集 大牟田市環境部環境総務課
発行 大牟田市環境部 令和8年3月
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
TEL 0944-41-2725
FAX 0944-41-2722

E-Mail : e-kankyousoumu01@city.omuta.fukuoka.jp





©2016 大牟田市「ジャー坊」